

第2期能代市地域福祉計画・ 能代市地域福祉活動計画

〔令和7年度～令和11年度〕
(2025年度～2029年度)

令和7(2025)年3月



能代市



社会福祉法人 能代市社会福祉協議会

第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画

市長あいさつ

本市では、令和2年3月に能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画を策定して以来、地域福祉を推進するため、社会福祉協議会をはじめとする様々な機関・団体等と連携して重層的支援体制整備事業等の施策を展開してまいりました。

近年は、少子高齢化や世帯の小規模化、暮らしや価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の流行といった社会情勢の変化により、人々のつながりの希薄化が進み、社会的孤立を背景としたひきこもりや困窮、ダブルケア、8050問題など複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化しています。

誰もが地域社会の一員として、尊重し、支え合いながら、安心して暮らしていくためには、市、社会福祉協議会、市民・団体、事業者・企業等、福祉に関わる様々な主体が力を合わせ、世代や分野を超えて横断的につながる「地域共生社会」の実現・継続が求められます。

そのためにも、子どもから高齢者まで、年齢や分野等を超えた支え合いを強化し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備していくことが、今後も福祉行政に必要と考えております。

このたび、本市は能代市社会福祉協議会との連携のもと、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とする「第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」を策定しました。

第2期計画においては、これまで築き上げてきた基盤を活かしながら、困りごとを抱える人々が地域で埋もれることのないように、地域共生社会の実現・継続に向けて「支え合い、助け合いの地域福祉の推進」を基本目標に掲げ、制度や分野を超え包括的に支援する仕組みづくりや地域福祉の推進など6つの基本施策に沿って取組を推進していくこととしております。また、第2期計画では、新たに「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」も包含しており、地域福祉の取組と連動させて進展を図ってまいりますので、今後も皆様のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等の実施において貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、民生委員・児童委員、福祉関係機関・団体の皆様に、心より感謝とお礼を申し上げます。

令和7年（2025年）3月

能代市長 齊 藤 滋 宣

会長あいさつ

能代市社会福祉協議会は、令和元年度に「支え合い、助け合いの地域福祉の推進」を基本目標に掲げ、能代市の行政計画である地域福祉計画と一体的に地域福祉活動計画を策定し、地域が抱える生活福祉課題の解決に取り組み、地域福祉の推進に努めてきました。

この間、新たに創設された重層的支援体制整備事業に含まれる事業の一体的な展開により、市内8つの地域に丸ごと相談員を配置し、民生委員・児童委員や自治会長・町内会長をはじめ地域の多くの方々と顔の見える関係を築くことができました。

こうした地域との協力のもとで「まるっとステーション」を開設し、「出張まるっとステーション」「まるっとステーションまちなか」「まるごと相談所」と事業を拡大しながら、個別ケースの検討や対応、関係機関とのネットワークを活用した支援など課題解決に向けた多くの取組が可能となりました。

しかし、近年の地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中で、地域における福祉ニーズは、子どもの貧困、ひきこもり、孤立、認知症、ダブルケア、8050問題等、様々な課題が絡み合い複雑化、複合化しています。

このような状況を踏まえ、本会は能代市との連携のもと、課題を整理し、前計画の市民、地域、行政の役割を引き継ぎながら、地域が一体となって取り組む新たな計画として、第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画を策定しました。本計画では、縦割りではない、より包括的な支援体制と住民参加による地域福祉の推進を明確化し、地域共生社会の実現を目指して取組を推進していきます。

今後も、本計画に基づき、能代市をはじめ地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、関係機関・団体等と力を合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会の皆様、市民アンケート調査やヒアリング等にご協力をいただきました皆様をはじめ、福祉関係団体、専門職等多くの関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

社会福祉法人 能代市社会福祉協議会

会長 鎌 田 耕 次

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定にあたって.....	3
(1) 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の概要.....	4
(1) 計画の位置付け.....	4
1) 法的根拠.....	4
2) 関連諸計画との関係.....	5
(2) 計画の期間.....	6
(3) 計画策定の手法と体制.....	6
第2章 本市を取り巻く状況.....	7
1. 本市の概況.....	9
(1) 人口の推移.....	9
(2) 高齢者を取り巻く状況.....	9
1) 高齢者数の推移.....	9
2) 高齢化率の推移.....	10
3) ひとり暮らし高齢者数の推移.....	10
4) 要介護（要支援）認定者の推移.....	11
5) 介護保険サービス受給者数の推移.....	11
(3) こどもを取り巻く状況.....	12
1) 保育所・認定こども園の概況.....	12
2) 小学校の概況.....	12
3) 中学校の概況.....	13
4) 高等学校の概況.....	13
(4) 障がい者を取り巻く状況.....	14
1) 各種障がい者数の推移.....	14
2) 障がい支援区分の認定状況.....	14
(5) 様々な世帯の状況.....	15
1) ひとり親世帯の推移.....	15
2) 生活保護世帯の推移.....	16
2. 各種調査結果のポイント.....	17
(1) 地域福祉についてのアンケート結果のポイント.....	17
1) 調査概要.....	17
2) 福祉との関わりについて.....	17
3) だれもが支え合う地域づくりへの課題.....	18
4) ボランティア活動の拡大のために必要だと思うこと.....	19
5) 地域の防災対策推進のために重要だと思うこと.....	20
6) 本市の福祉施策の取組に対する評価.....	21
7) 自助・共助・公助において重要なこと.....	25
8) 成年後見制度について.....	27
9) 能代市社会福祉協議会について.....	29
(2) 地域福祉についての民生委員・児童委員アンケート結果のポイント.....	30
1) 調査概要.....	30
2) 地域の課題.....	30
3) 課題対応の重要性.....	32
4) 民生委員・児童委員活動の課題.....	33
3. 第1期計画の進捗状況.....	34
4. 本市の地域福祉における課題.....	36
第3章 計画の方向性.....	37
1. 基本目標と基本施策.....	39
(1) 基本目標.....	39
(2) 基本施策.....	40
2. 計画の基本的な方向.....	42
(1) 計画推進のポイント.....	42
(2) 計画推進の視点.....	42
3. 計画における役割分担.....	43
(1) 市民・地域・行政の役割.....	43
1) 市民一人ひとりに期待される役割（自助）.....	43
2) 地域に期待される役割（共助）.....	43
3) 行政の役割（公助）.....	44
(2) 社会福祉協議会との連携.....	45
4. 施策体系.....	46

第4章 施策の展開	47
基本施策Ⅰ：地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の推進	49
Ⅰ－１：福祉以外の様々な分野との連携の推進について	49
Ⅰ－２：高齢、障がい、こども・子育て等の各福祉分野における重点的取組の推進について	50
Ⅰ－３：制度の狭間の課題への対応について	51
Ⅰ－４：各分野を横断的に対応できる体制の整備について	52
Ⅰ－５：共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開について	54
Ⅰ－６：居住に課題を抱える方への横断的な支援について	54
Ⅰ－７：就労に困難を抱える方への横断的な支援について	56
Ⅰ－８：自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援について	58
Ⅰ－９：権利擁護の推進について	59
Ⅰ－１０：虐待対策の推進について	60
Ⅰ－１１：保健・医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援について	62
Ⅰ－１２：地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用について	63
Ⅰ－１３：地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起について	64
Ⅰ－１４：地域づくりに向けた連携体制の構築について	66
Ⅰ－１５：全庁的な体制整備について	67
基本施策Ⅱ：地域における福祉サービスの適切な利用の促進	68
Ⅱ－１：福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備について	68
Ⅱ－２：支援を必要とする方が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立について	70
Ⅱ－３：利用者の権利擁護について	72
基本施策Ⅲ：地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に向けた支援	73
Ⅲ－１：社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進、公的サービスとの連携による公私協働の推進について	73
Ⅲ－２：福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携について	74
基本施策Ⅳ：地域福祉に関する活動への住民参加の促進	75
Ⅳ－１：地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援について	75
Ⅳ－２：住民等に対する地域福祉推進への主体的参加の促進について	79
Ⅳ－３：地域福祉を推進する人材の養成について	83
基本施策Ⅴ：包括的な支援体制の整備	85
Ⅴ－１：地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備について	85
Ⅴ－２：地域住民等が支援関係機関に対して協力を求めることができる体制の整備について	87
Ⅴ－３：多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備について	89
基本施策Ⅵ：災害時要援護者の支援	90
Ⅵ－１：災害時要援護者の把握及び情報共有について	90
Ⅵ－２：日常的な見守り活動や助け合い活動の振興について	91
Ⅵ－３：緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくりについて	93
■ 関連する計画	95
(1) 能代市成年後見制度利用促進計画	95
1) 計画策定の趣旨・目的	95
2) 計画の位置付け	95
3) 計画の期間	95
4) 現状と課題	95
5) 成年後見制度利用促進に向けた施策の展開	96
(2) 能代市再犯防止推進計画	99
1) 計画策定の趣旨・目的	99
2) 計画の位置付け	99
3) 計画の期間	99
4) 現状と課題	99
5) 主な取組	100
第5章 計画の推進体制	101
1. 計画推進の考え方	103
2. 計画の進行管理	103
(1) 推進体制	103
(2) 計画推進における留意点	104
3. 計画の見直し	104
4. 成果指標	105
資料編	107
1. 能代市地域福祉計画推進委員会設置要綱	109
2. 能代市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱	110
3. 能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会名簿	111
4. 計画策定の経過	112
5. 用語解説	113

第 1 章 計画の概要



1. 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本市では、地域福祉の推進は安全・安心な市民生活につながるとの考えから、国の動向や社会福祉法の趣旨に沿って、包括的な支援体制の構築に向けて取り組むとともに、市と社会福祉協議会の連携を強化し、より効果的に地域福祉を進めていくため、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度を計画期間とする「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画（第1期）」を令和2（2020）年3月に策定し、地域福祉に関する施策を推進してきました。

近年、少子高齢化が進展する中、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

また、ひとり暮らし高齢者の孤独死や老老介護、8050問題、育児と介護のダブルケア、虐待、ヤングケアラー、ひきこもり等の地域課題が大きな問題となっています。

このため、市民、行政機関、関係機関等が互いの役割を明確にし、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした仕組みや取組が必要となってきています。

これまでも個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、様々な課題に取り組む福祉政策が展開されています。

生活課題を抱えた方たちを支える地域のつながりが希薄化している現在、これらの課題を解決する地域力の強化を図り、市全体が同じ目標を持って、互いに支え合いながら誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、市と社会福祉協議会が引き続き連携し地域福祉を推進する取組を着実に実施していくため「第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」を策定します。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置付け

1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

なお、令和2年の同法改正において、第106条の3に掲げられた包括的な支援体制の整備を中長期的に進める観点から、第107条第1項第5号にも支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項が追加され、市町村の地域福祉計画に盛り込むことが示されています。

◆ 市町村地域福祉計画の位置付け

社会福祉法（抜粋）

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

◆ 包括的な支援体制の整備について

社会福祉法（抜粋）

(包括的な支援体制の整備)

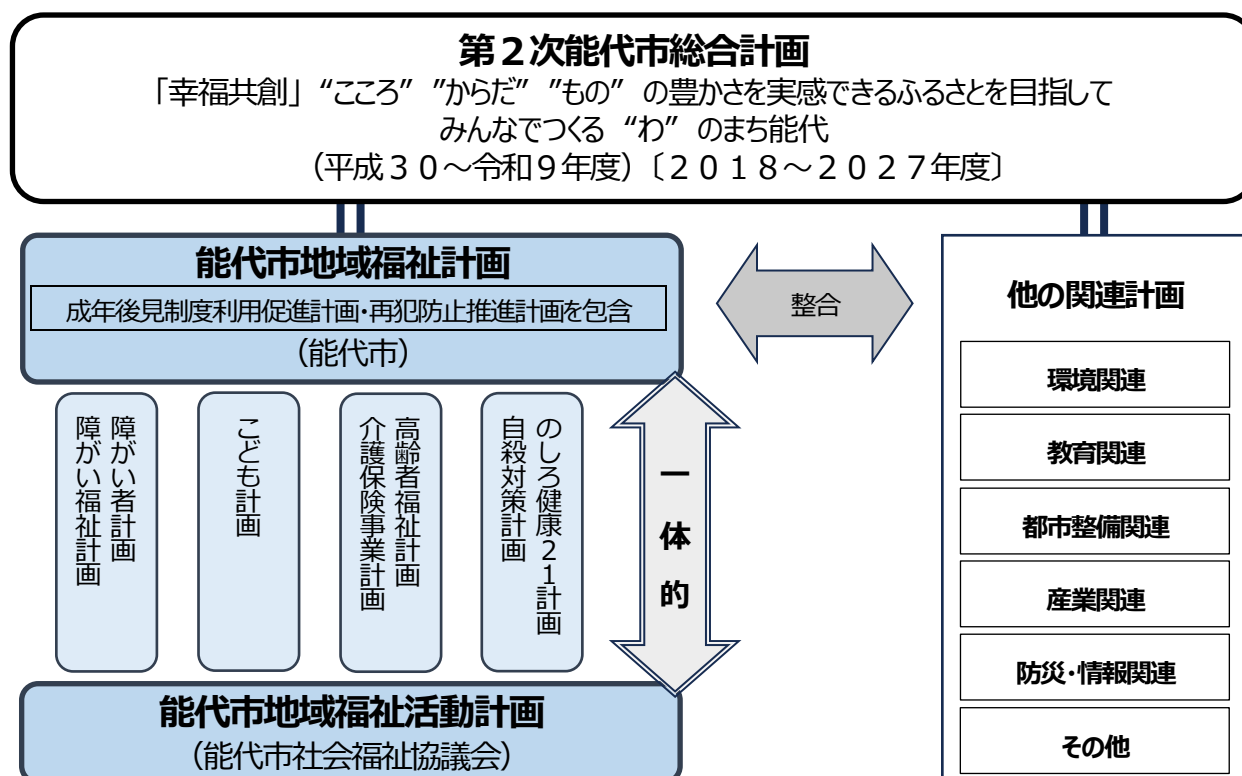
第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2) 関連諸計画との関係

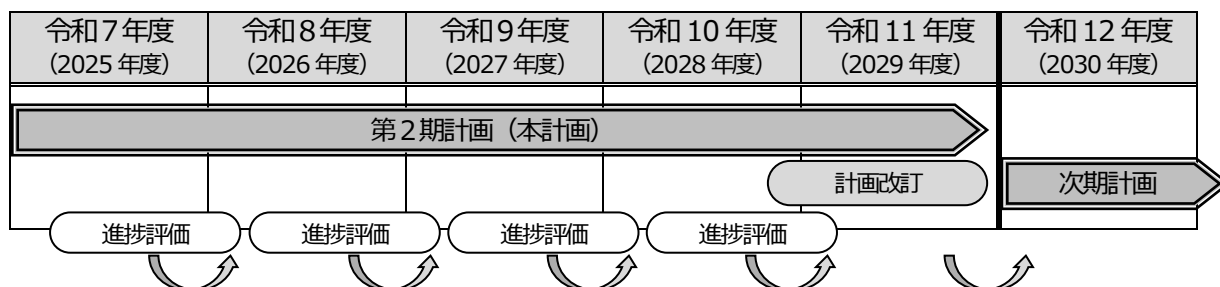
本計画は、行政計画として策定するものであり、第2次能代市総合計画を上位計画とし、高齢者福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉など、各福祉分野の行政計画や施策、並びに他の関連計画との整合性・連携を図ります。

また、第2期能代市地域福祉計画では、地域共生社会の実現の取組でもあるため、成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含し、一体的に策定します。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年とします。計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが発生した際には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

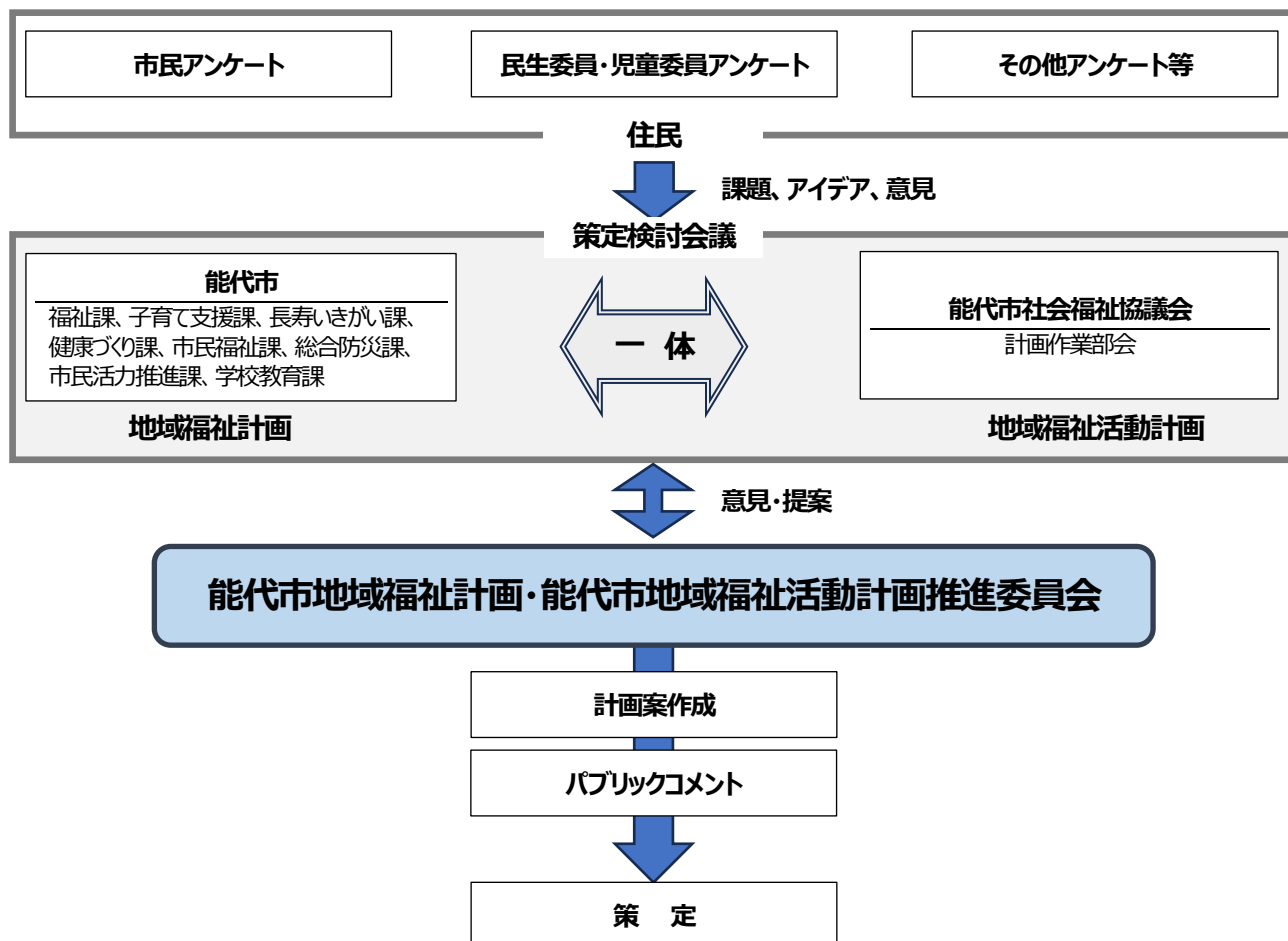


(3) 計画策定の手法と体制

本計画の策定にあたって、市民を対象とした「能代市地域福祉に関するアンケート調査」を行ったほか、民生委員・児童委員を対象としたアンケートを行っています。

調査や他の部門別計画の内容、地域の現況、各種事業を実施していく中での課題や福祉ニーズを踏まえて計画策定を進めました。

策定を進める組織体制としては、市の関係各課と社会福祉協議会の計画作業部会による「策定検討会議」を設置し検討を進めるとともに、その計画案は、市民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者などで構成される「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会」において審議を行い、パブリックコメントを経て策定しました。

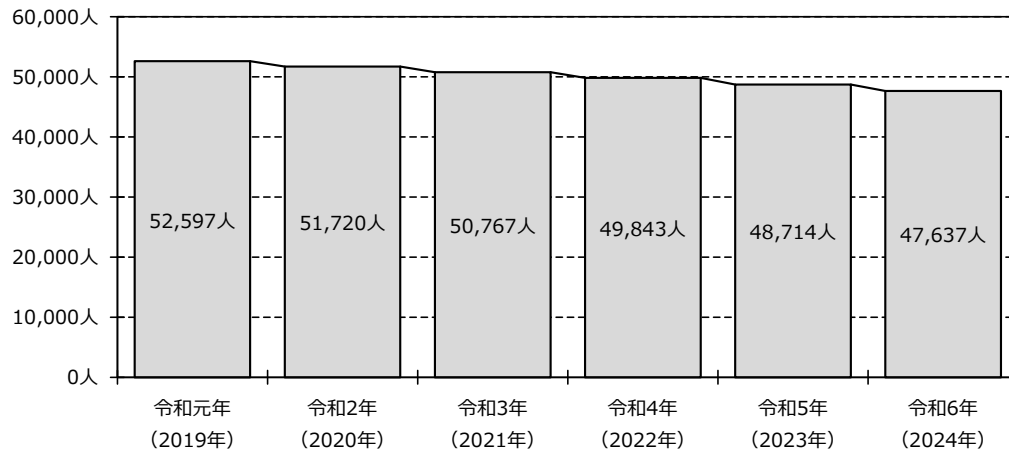


第2章 本市を取り巻く状況



1. 本市の概況

(1) 人口の推移

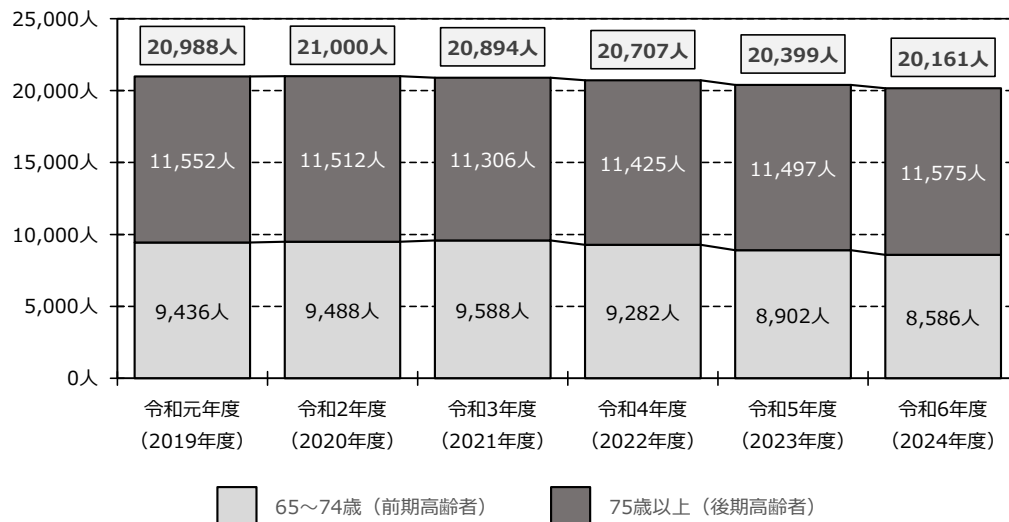


資料：各年7月1日現在、住民基本台帳

令和元年（2019年）からの総人口の推移をみると、令和元年（2019年）には52,597人でしたが、年々減少し、令和4年（2022年）には5万人を下回り、令和6年（2024年）には47,637人と、令和元年（2019年）から4,960人の減少となっています。

(2) 高齢者を取り巻く状況

1) 高齢者数の推移

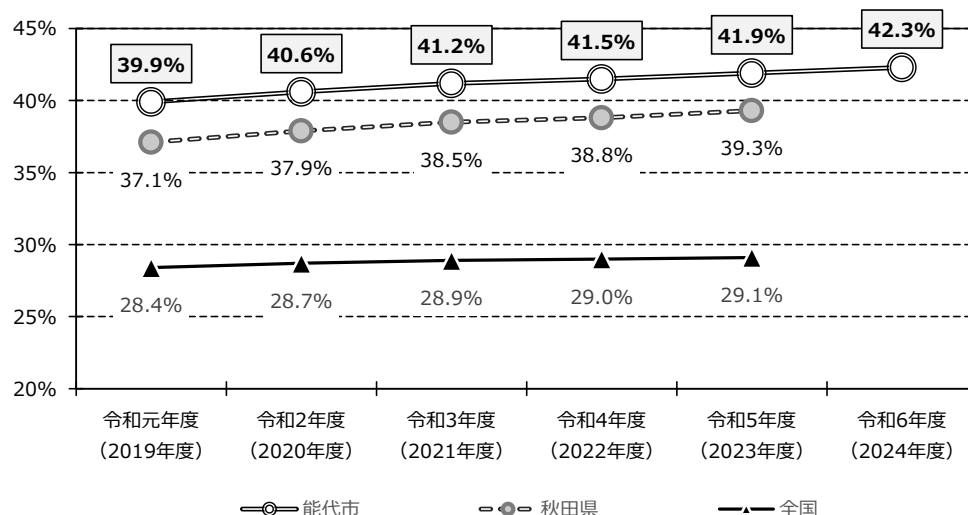


資料：各年7月1日現在、住民基本台帳

高齢者人口は令和2年度（2020年度）の21,000人をピークに減少傾向にあります。

内訳をみると「65～74歳（前期高齢者）」は令和4年度（2022年度）以降減少傾向となっていますが、「75歳以上（後期高齢者）」は反対に増加傾向となっています。

2) 高齢化率の推移

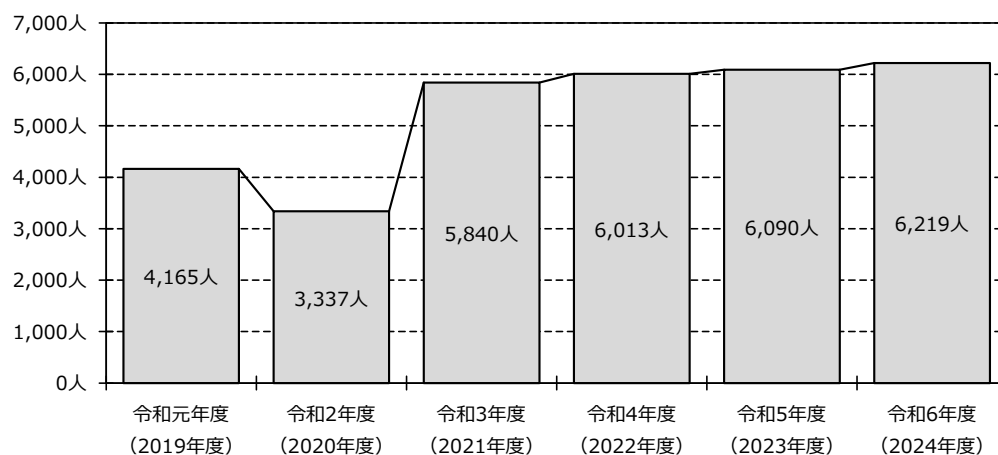


資料：各年7月1日現在、住民基本台帳
 全国の数値は、7月1日現在の総務省発表の人口推計による
 秋田県の数値は、7月1日現在の秋田県長寿社会課調による

高齢化率の推移をみると、本市の高齢化率は令和元年度（2019 年度）の 39.9%から令和 6 年度（2024 年度）には 42.3%まで、年々増加しています。

秋田県や全国でも高齢化率は増加傾向にあります。全国は 3 割弱、秋田県は 4 割弱で推移しており、本市は全国や秋田県と比べて高齢化率は高い水準となっています。

3) ひとり暮らし高齢者数の推移



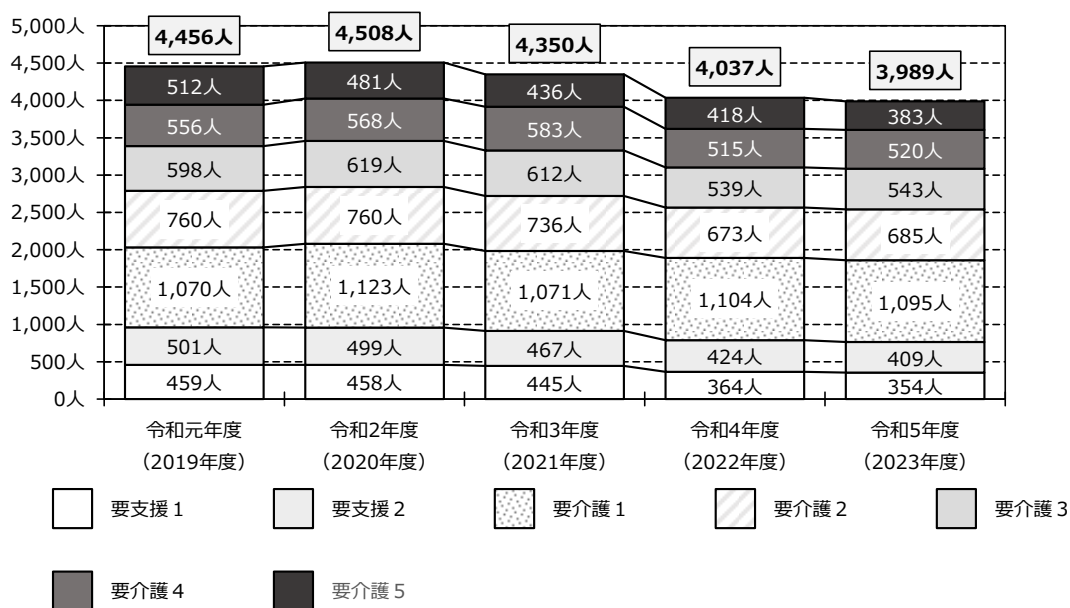
資料：各年7月1日現在、住民基本台帳

ひとり暮らし高齢者は令和 3 年度（2021 年度）以降、微増傾向が続き、令和 6 年度（2024 年度）には 6,219 人となっています。

※令和3年度（2021年度）から、集計方法を変更し住民基本台帳上のひとり暮らし高齢者数を記載しています。

なお、令和2年度（2020年度）以前分については、入院等で自宅に長期不在の場合は含めていません。

4) 要介護（要支援）認定者の推移

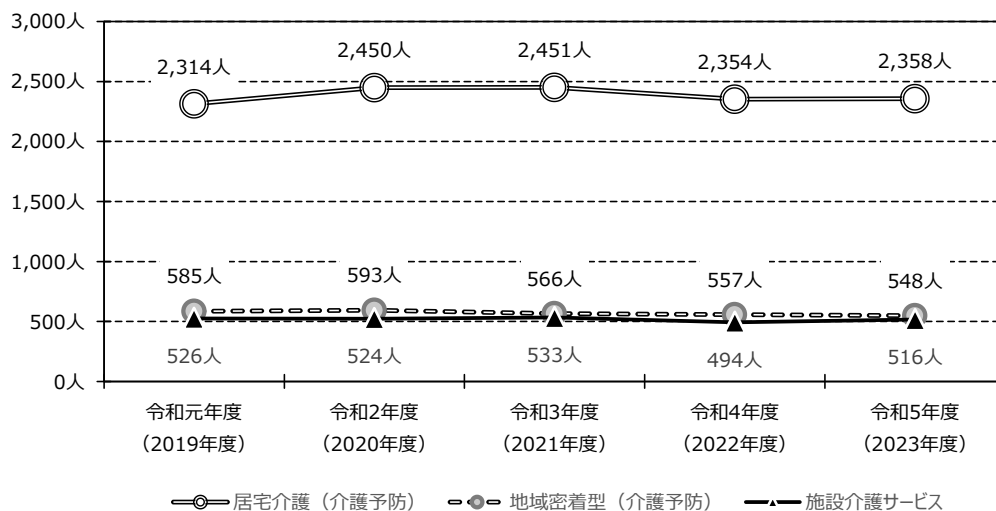


資料：介護保険事業報告（各年度3月分）

要介護（要支援）認定者の推移をみると、認定者数は令和2年度（2020年度）をピークに減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）には3,989人と、4千人を下回る水準となっています。

内訳をみると、「要介護1」がもっとも多く、年度により増減はあるものの、1,000人台で推移しています。要介護4・5もあわせると1,000人前後を占めていますが、年々減少しています。

5) 介護保険サービス受給者数の推移



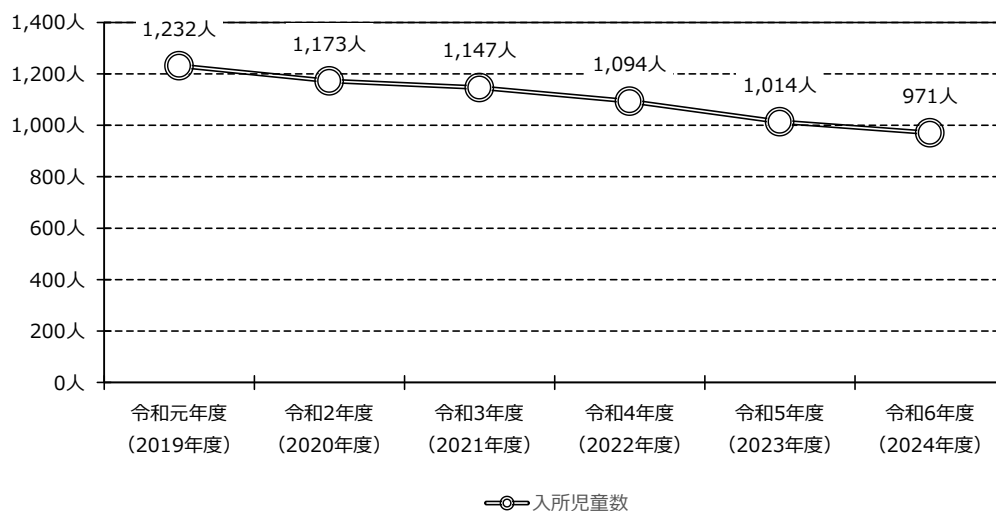
資料：介護保険事業報告（各年度3月分）

介護保険サービス受給者の中では、「居宅介護（介護予防）サービス」の受給者がもっとも多く、受給者数もやや増加しています。

「地域密着型（介護予防）サービス」と「施設介護サービス」の受給者数は同程度で、ともに概ね500人台で推移していますが、どちらもやや減少傾向となっています。

(3) こどもを取り巻く状況

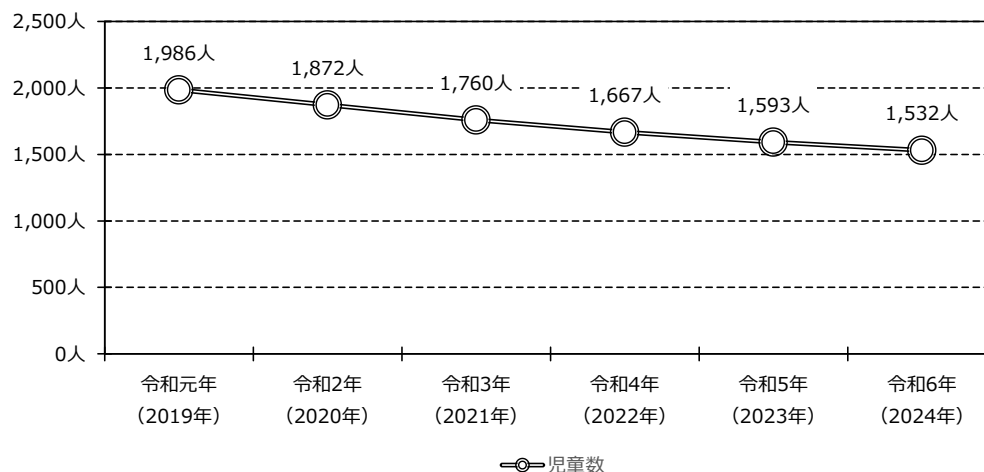
1) 保育所・認定こども園の概況



資料：各年度4月1日現在、能代市福祉概要

保育所・認定こども園への入所児童数は年々減少しており、令和6年度（2024年度）には971人と1,000人を下回る水準となっています。

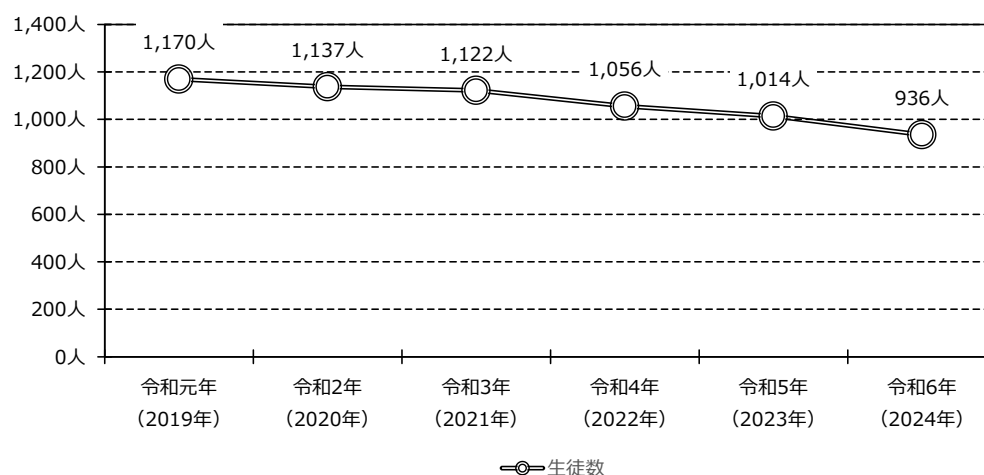
2) 小学校の概況



資料：各年5月1日現在、学校教育課

小学校の児童数は年々減少しており、令和6年度（2024年度）には1,532人となっています。

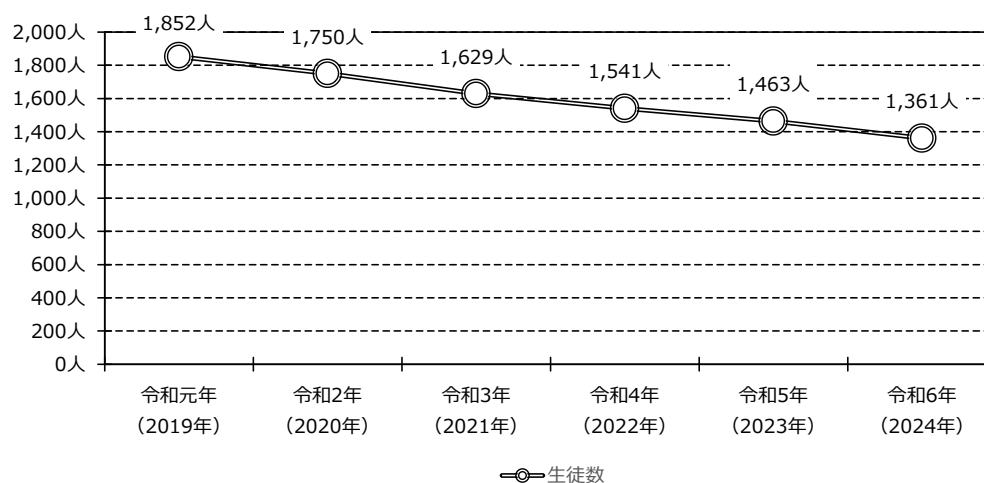
3) 中学校の概況



資料：各年5月1日現在、学校教育課

中学校の生徒数は年々減少しており、令和6年度（2024年度）には936人となっています。

4) 高等学校の概況

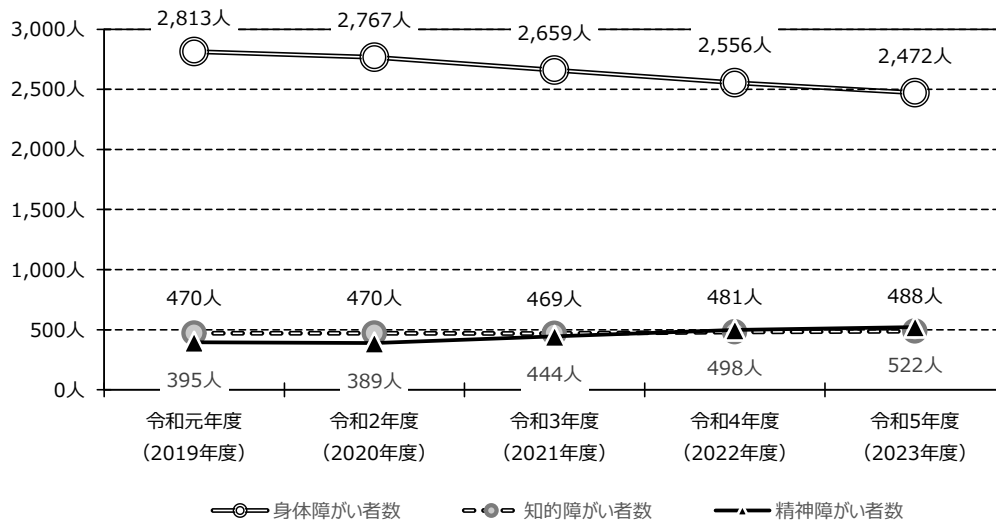


資料：各年5月1日現在、市内各高等学校

高等学校の生徒数は年々減少しており、令和6年度（2024年度）には1,361人となっています。

(4) 障がい者を取り巻く状況

1) 各種障がい者数の推移

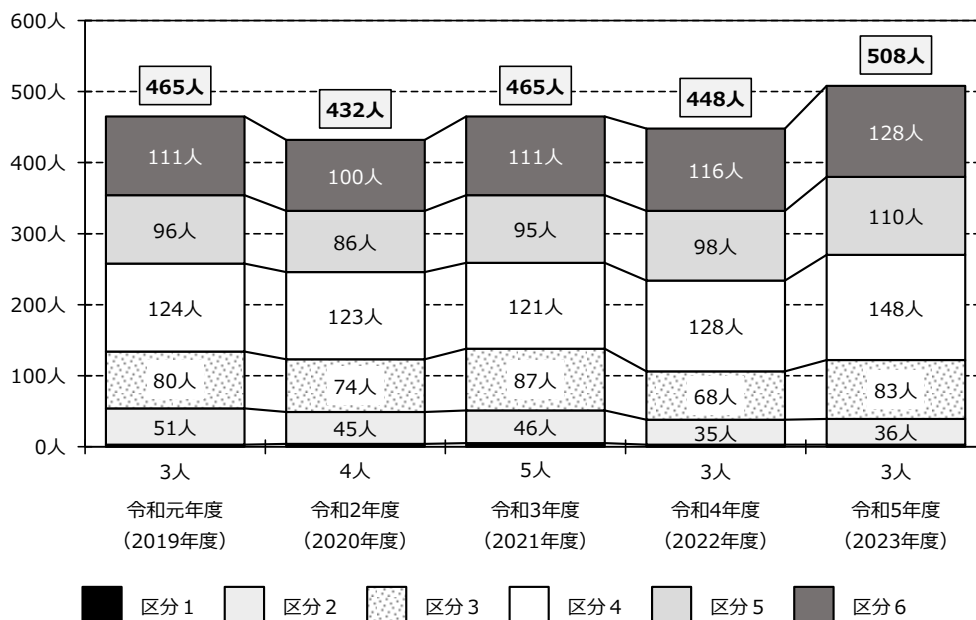


資料：各年度末現在、能代市福祉概要

各種障がい者数の推移をみると、障がい者の中では「身体障がい者」が圧倒的に多いものの、人数はやや減少傾向にあります。

「知的障がい」と「精神障がい」は人数的にはともにおよそ 400～500 人程度で推移していますが、どちらもやや増加傾向にあり、特に「精神障がい」は令和 4 年度（2022 年度）には「知的障がい」を上回り、令和 5 年度（2023 年度）には 500 人を超えるなど、増加傾向が顕著となっています。

2) 障がい支援区分の認定状況



資料：各年度末現在、能代市福祉概要

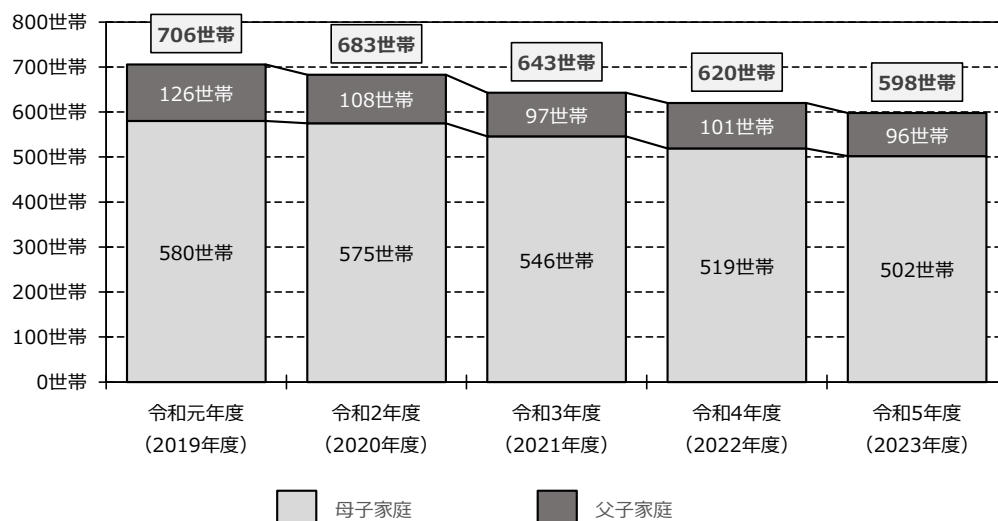
障がい支援区分の認定者数は年度により増減はあるものの、やや増加傾向にあり、令和 5 年度（2023 年度）には 508 人となっています。

区分としては「区分 4」がもっとも多く、次いで「区分 6」が多数を占めています。

(5) 様々な世帯の状況

1) ひとり親世帯の推移

<母子・父子世帯の推移>

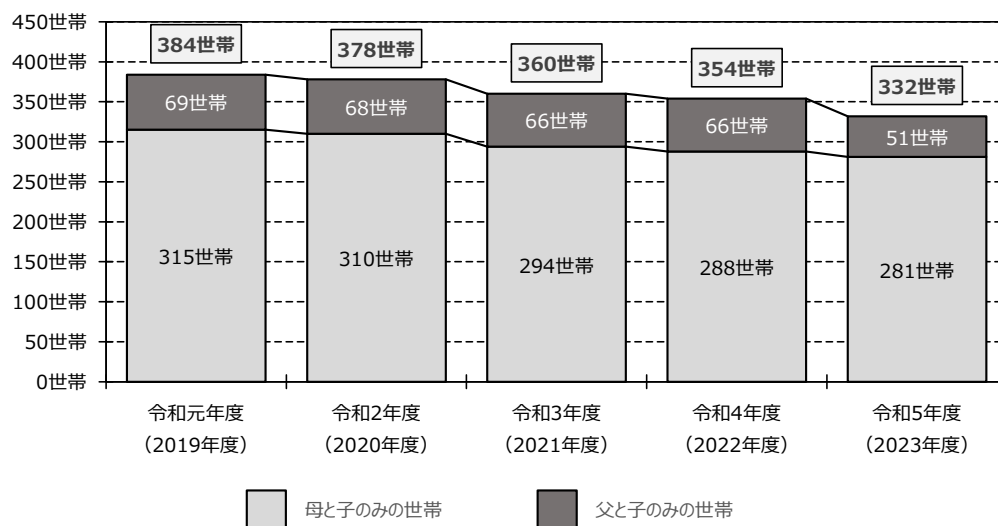


資料：各年度8月1日現在、能代市福祉概要

「母子家庭」と「父子家庭」をあわせたひとり親世帯数は減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）には598世帯となっています。

内訳としては「母子家庭」の方が多数を占めており、ひとり親世帯の8割以上は「母子家庭」となっています。

<母子・父子のみの世帯の推移>



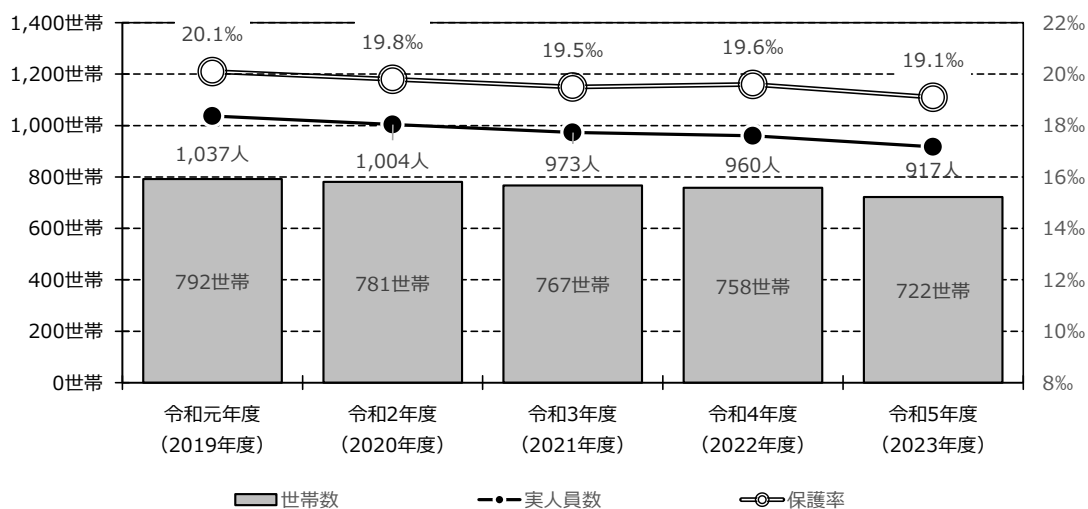
資料：各年度8月1日現在、能代市福祉概要

ひとり親世帯の中でも母子・父子のみの世帯についてみると、「母と子のみの世帯」、「父と子のみの世帯」ともに減少傾向となっています。

母子・父子のみの世帯の8割以上は「母と子のみの世帯」となっています。

2) 生活保護世帯の推移

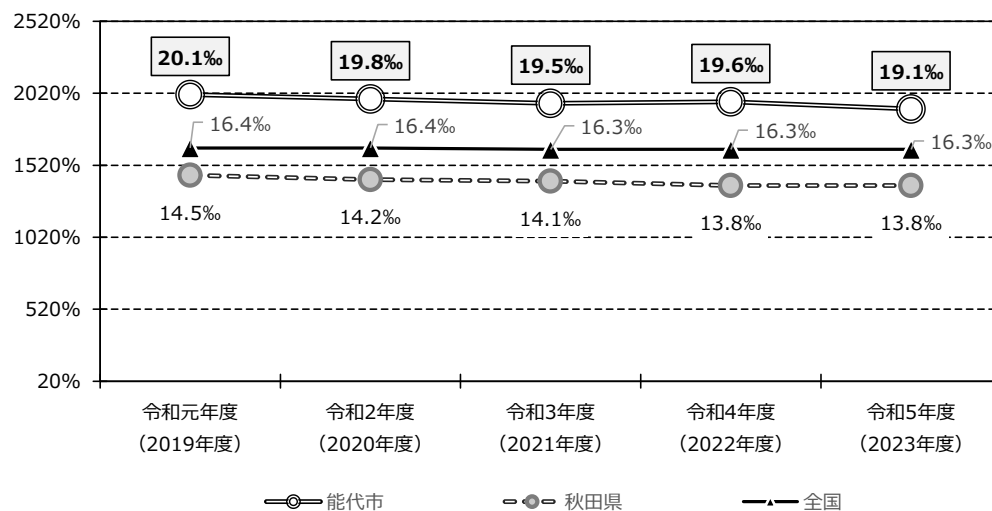
<保護世帯、実人員数の推移>



資料：各年度平均、能代市福祉概要より
※% (パーセント) とは、1/1000を1とする単位

生活保護を受けている世帯数も、実人員数も減少傾向にあります。
保護率も令和5年度（2023年度）には19.1%まで低下しています。

<保護率の推移の比較>



資料：各年度平均、能代市福祉概要より
※% (パーセント) とは、1/1000を1とする単位

保護率について全国や秋田県と比べると、秋田県は全国よりもやや低い水準となっていますが、本市は全国や秋田県よりも高く、20%前後の水準で推移しています。

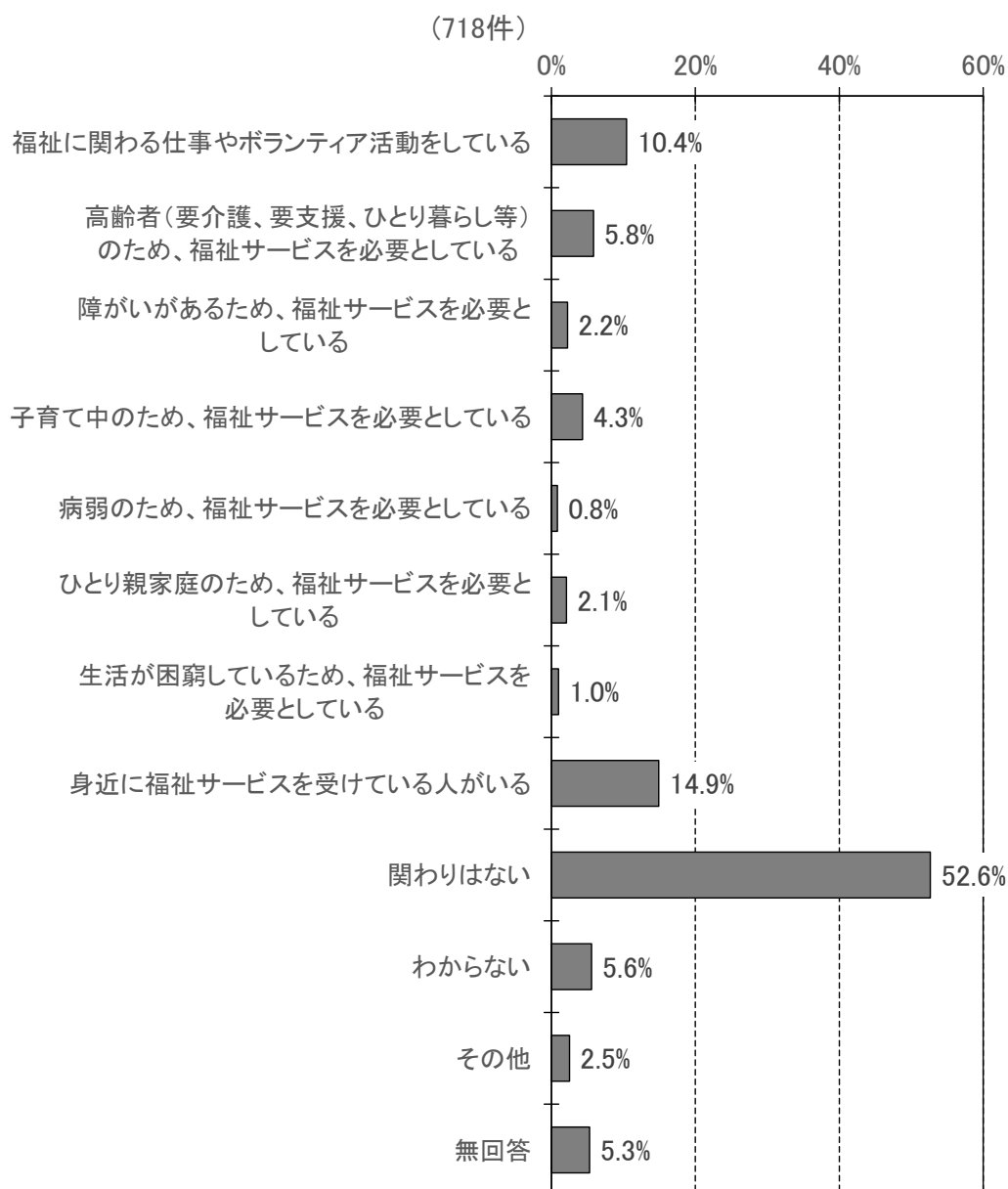
2. 各種調査結果のポイント

(1) 地域福祉についてのアンケート結果のポイント

1) 調査概要

調査期間	令和5年（2023年）11月～12月		
調査方法	郵送による配布・回収		
調査対象	市内在住の20歳以上の方2,000人		
回収状況	発送数：2,000件 ⇒ 回収数：718件	回収率：35.9%	

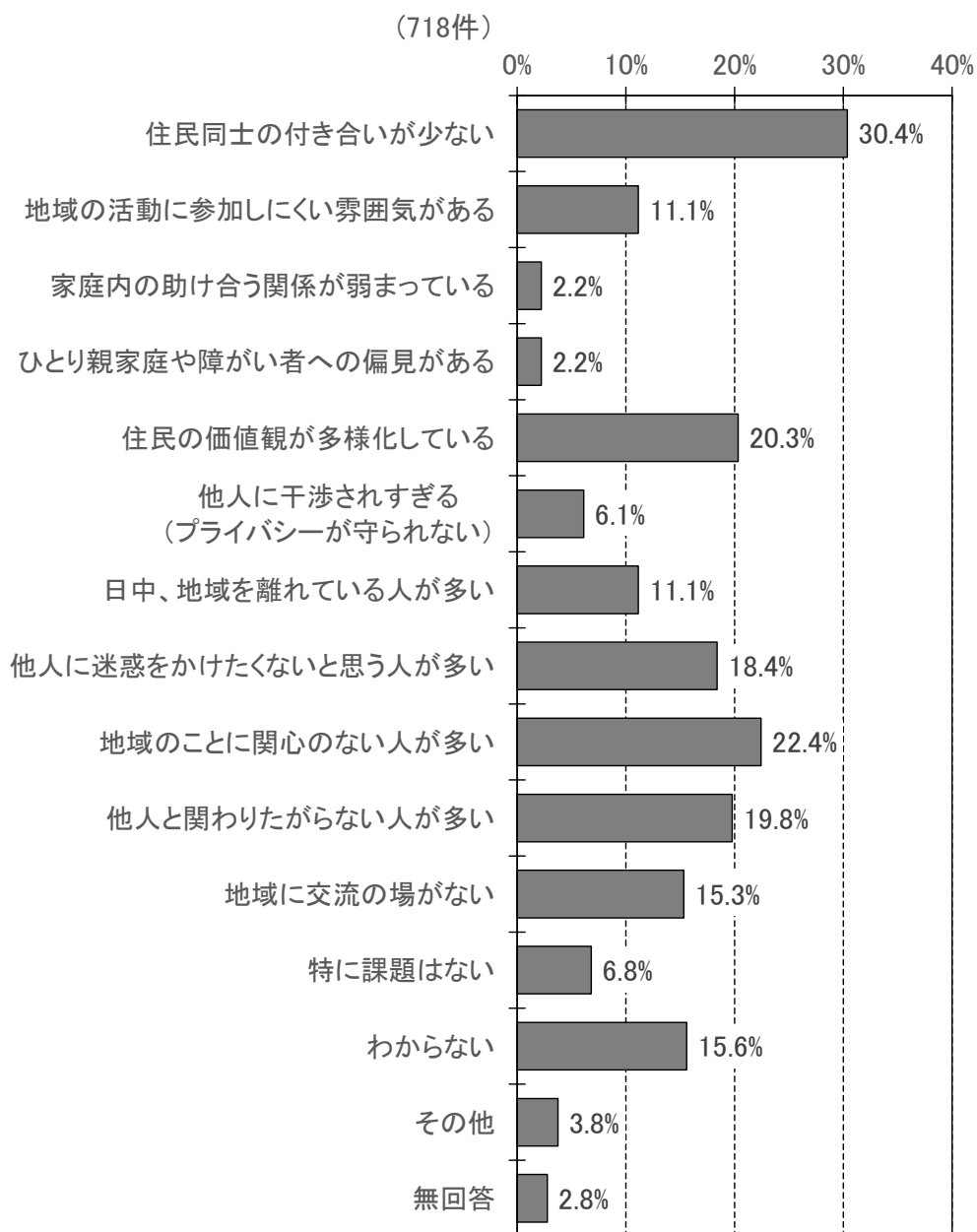
2) 福祉との関わりについて



福祉との関わりについては、「関わりはない」が52.6%でもっとも多く、半数を超えています。

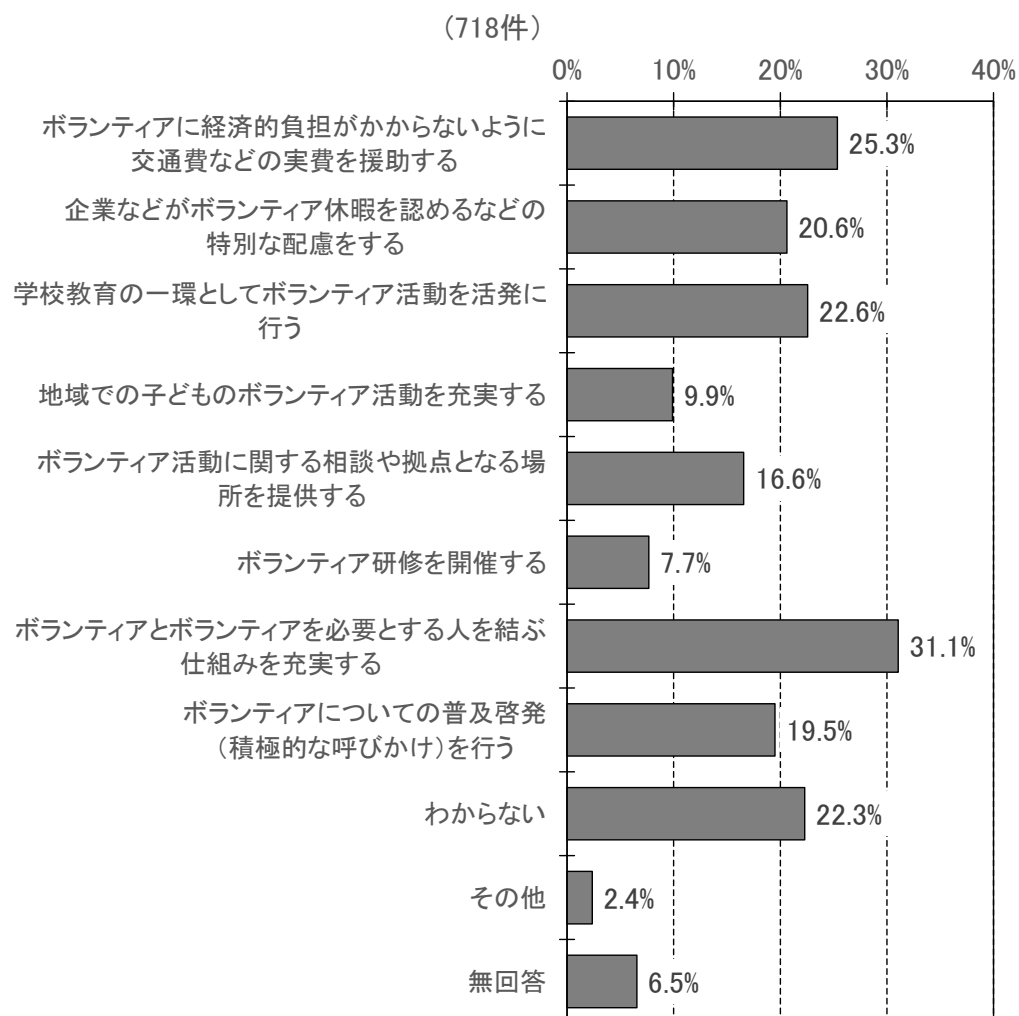
「身近に福祉サービスを受けている人がいる」との回答は14.9%、「福祉に関わる仕事やボランティア活動をしている」は10.4%と1割程度となっています。

3) だれもが支え合う地域づくりへの課題



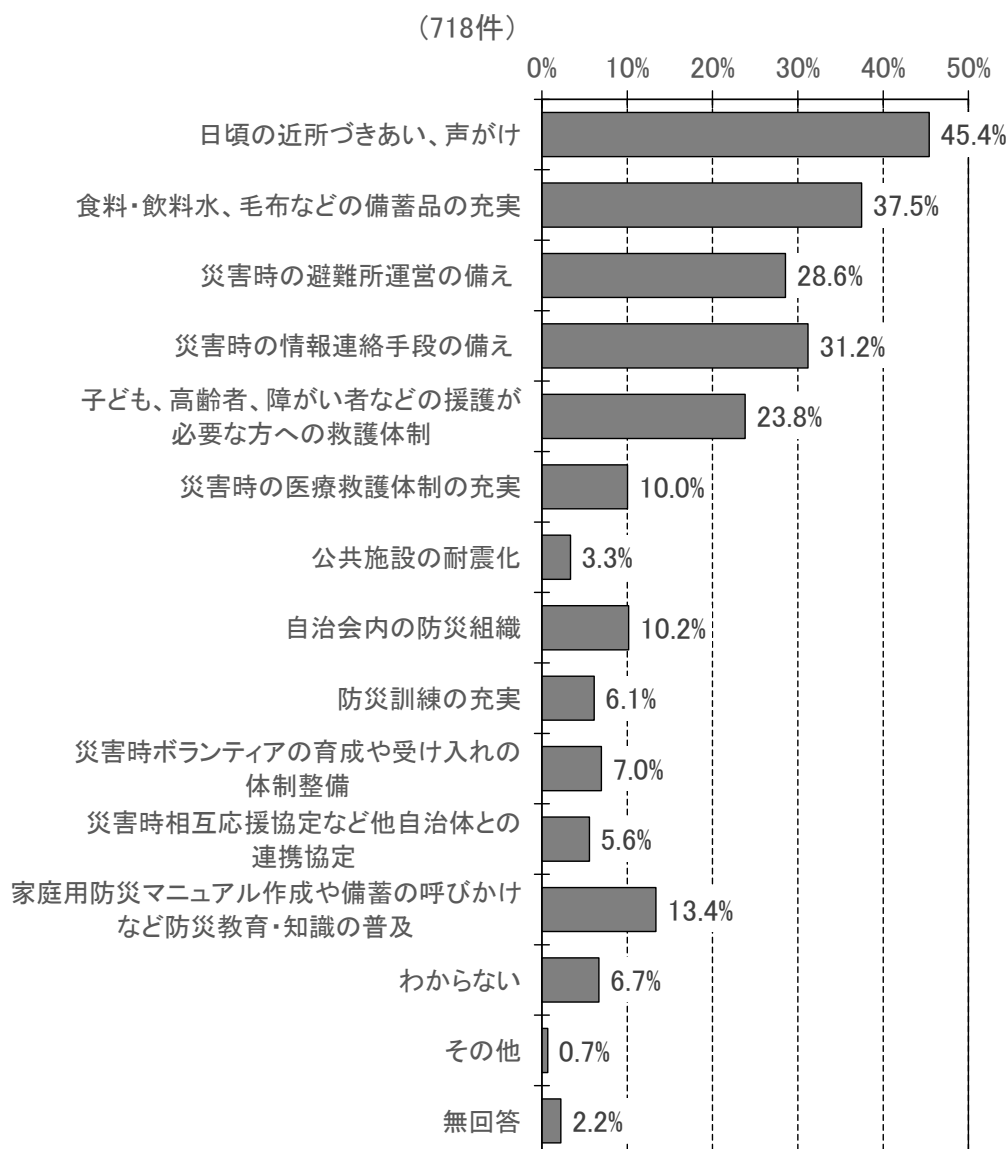
だれもが支え合う地域にするための課題は、「住民同士の付き合いが少ない」が 30.4%でもっとも多く、2割前後が「地域のことに関心のない人が多い」(22.4%)、「住民の価値観が多様化している」(20.3%)、「他人と関わりたがらない人が多い」(19.8%)、「他人に迷惑をかけたくないと思う人が多い」(18.4%)となっています。

4) ボランティア活動の拡大のために必要だと思うこと



ボランティア活動の拡大のために必要だと思うことは、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを充実する」が31.1%でもっとも多く、次いで「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が25.3%で多くなっています。

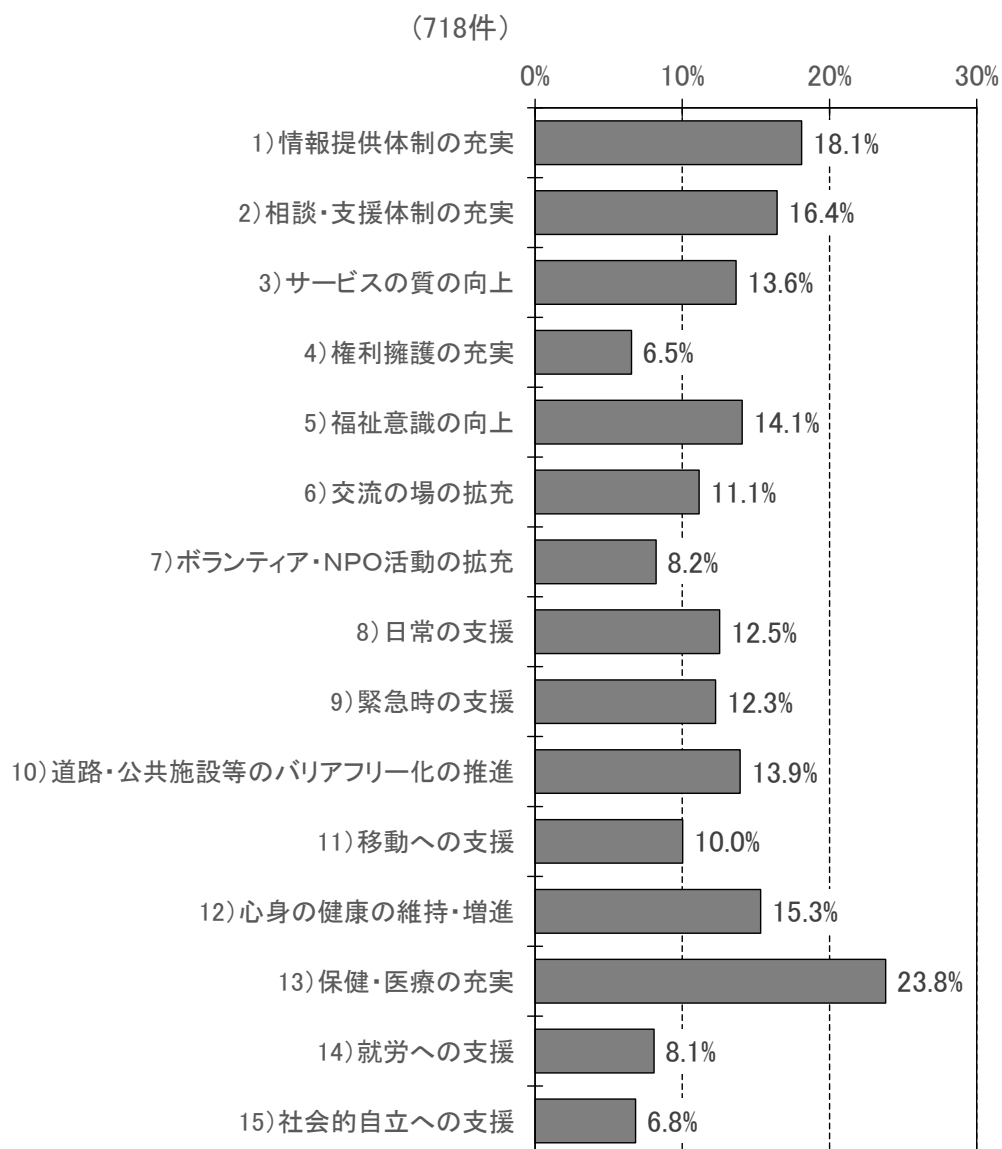
5) 地域の防災対策推進のために重要だと思うこと



地域の防災対策推進のために重要だと思うことは、「日頃の近所づきあい、声がけ」が 45.4%でもっとも多く、次いで「食料・飲料水、毛布などの備蓄品の充実」が 37.5%、「災害時の情報連絡手段の備え」(31.2%)、「災害時の避難所運営の備え」(28.6%) などが3割前後で多くなっています。

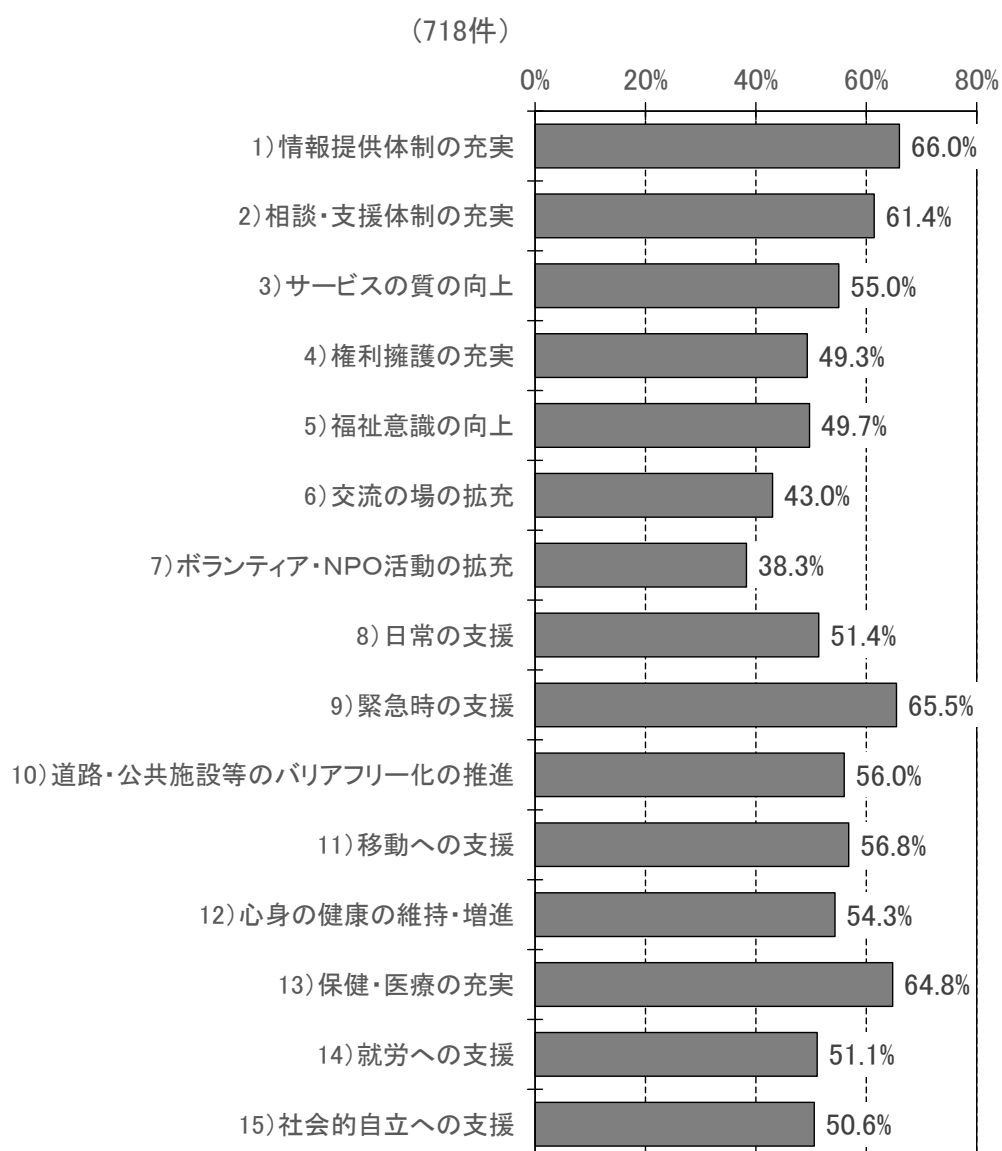
6) 本市の福祉施策の取組に対する評価

①満足している地域福祉推進施策



地域福祉の推進に関する主な施策のうち、満足（「満足」、「やや満足」）と回答する割合が高い施策は、「13）保健・医療の充実」（23.8%）、「1）情報提供体制の充実」（18.1%）、「2）相談・支援体制の充実」（16.4%）などとなっています。

②重要だと思われる地域福祉推進施策



地域福祉の推進に関する主な施策のうち、重要（「重要」、「やや重要」）と回答する割合が高い施策は、「1）情報提供体制の充実」（66.0%）、「9）緊急時の支援」（65.5%）、「13）保健・医療の充実」（64.8%）、「2）相談・支援体制の充実」（61.4%）などで、6割を超えています。

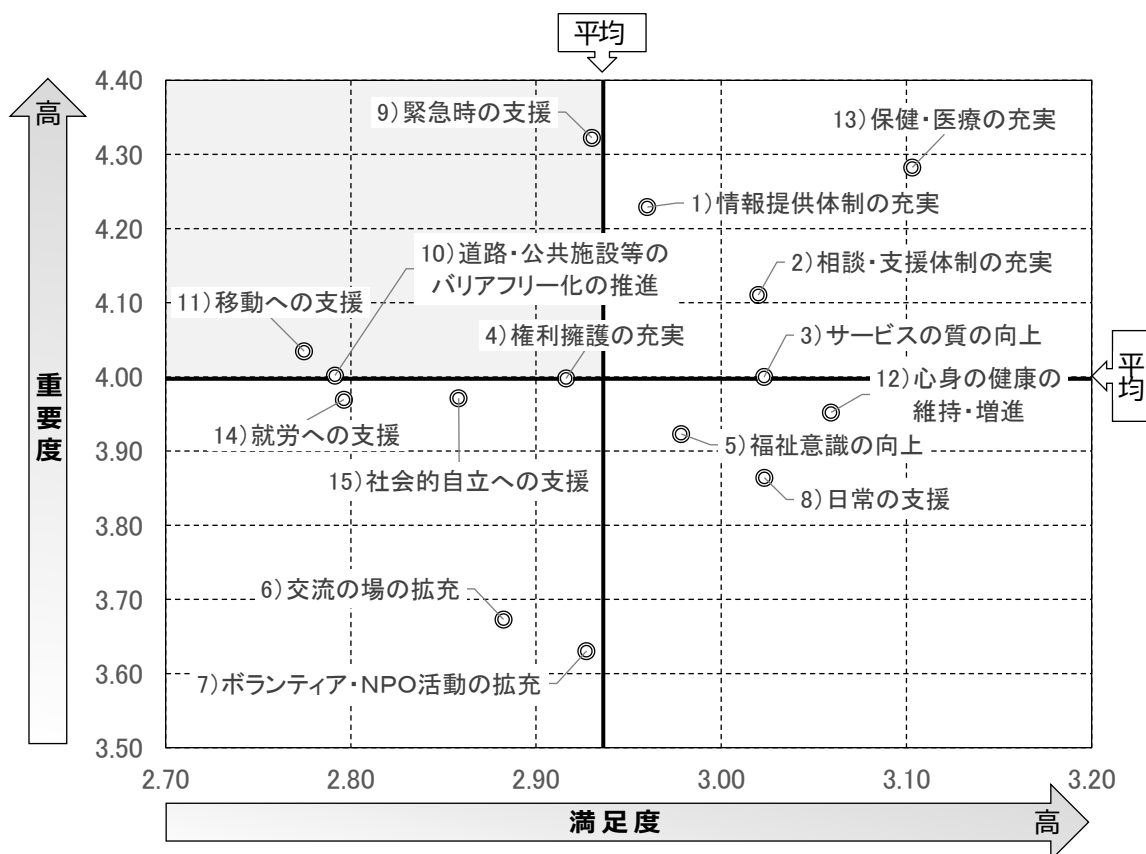
③満足度と重要度の関係

満足度と重要度について下記のように点数化し、その得点の合計値を「わからない」「無回答」を除いた回答総数で割り、得点化したものが下記の一覧表となっています。

満足度	重要度	得点
満足	重要	5点
やや満足	やや重要	4点
どちらともいえない	どちらともいえない	3点
やや不満	あまり重要ではない	2点
不満	重要ではない	1点

地域福祉推進における主な施策	満足度	重要度
1) 情報提供体制の充実	2.96 点	4.23 点
2) 相談・支援体制の充実	3.02 点	4.11 点
3) サービスの質の向上	3.02 点	4.00 点
4) 権利擁護の充実	2.92 点	4.00 点
5) 福祉意識の向上	3.02 点	3.86 点
6) 交流の場の拡充	2.88 点	3.67 点
7) ボランティア・NPO活動の拡充	2.93 点	3.63 点
8) 日常の支援	2.98 点	3.92 点
9) 緊急時の支援	2.93 点	4.32 点
10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進	2.79 点	4.00 点
11) 移動への支援	2.77 点	4.03 点
12) 心身の健康の維持・増進	3.06 点	3.95 点
13) 保健・医療の充実	3.10 点	4.28 点
14) 就労への支援	2.80 点	3.97 点
15) 社会的自立への支援	2.86 点	3.97 点
平均得点	2.94 点	4.00 点

横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが下記のプロット図です。



重要度が全体の平均よりも高いにもかかわらず、満足度は全体の平均よりも低く評価された施策は、以下の4施策となっています。

これらは、重要と思われるにもかかわらず、十分な満足が得られていない施策であり、優先的に取り組むべき課題領域であると考えられます。

- 4) 権利擁護の充実
- 9) 緊急時の支援
- 10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進
- 11) 移動への支援

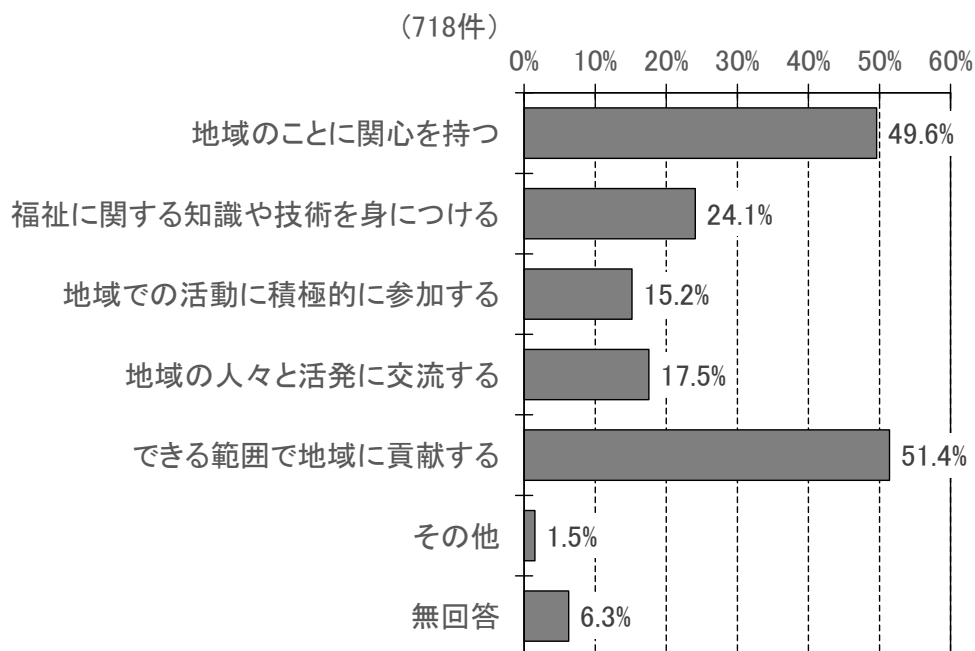
また、重要度は全体の平均よりも高くはないものの、満足度が全体の平均よりも低い施策は以下の4施策となっています。

これらは、重要度は高くないものの、満足度が低いため、満足度の向上に向けた取組が必要と思われます。

- 6) 交流の場の拡充
- 7) ボランティア・NPO活動の拡充
- 14) 就労への支援
- 15) 社会的自立への支援

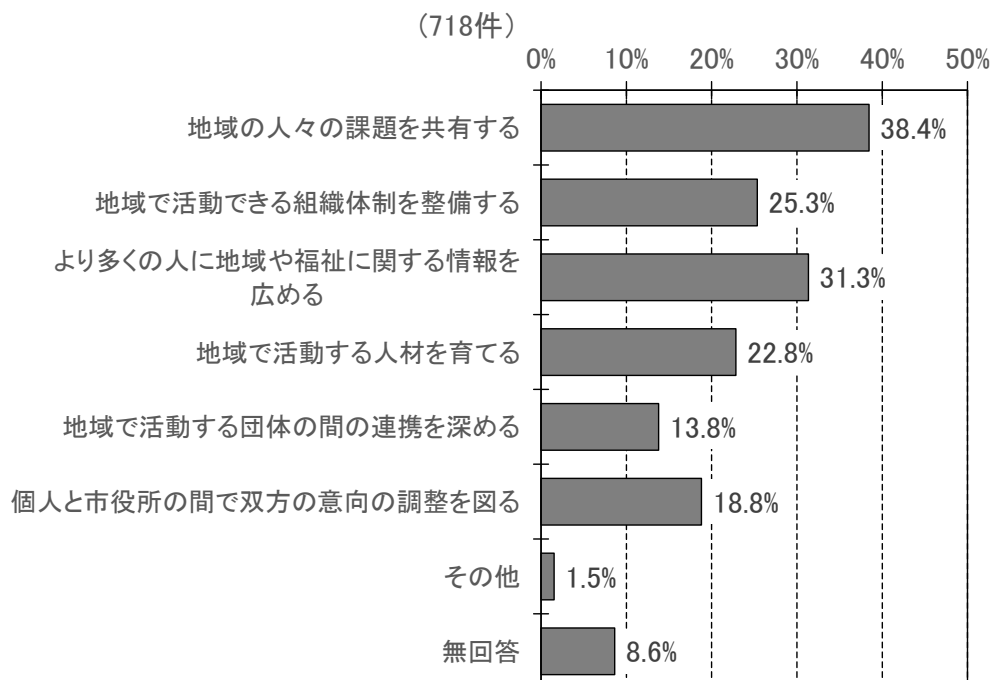
7) 自助・共助・公助において重要なこと

①自助において重要なこと



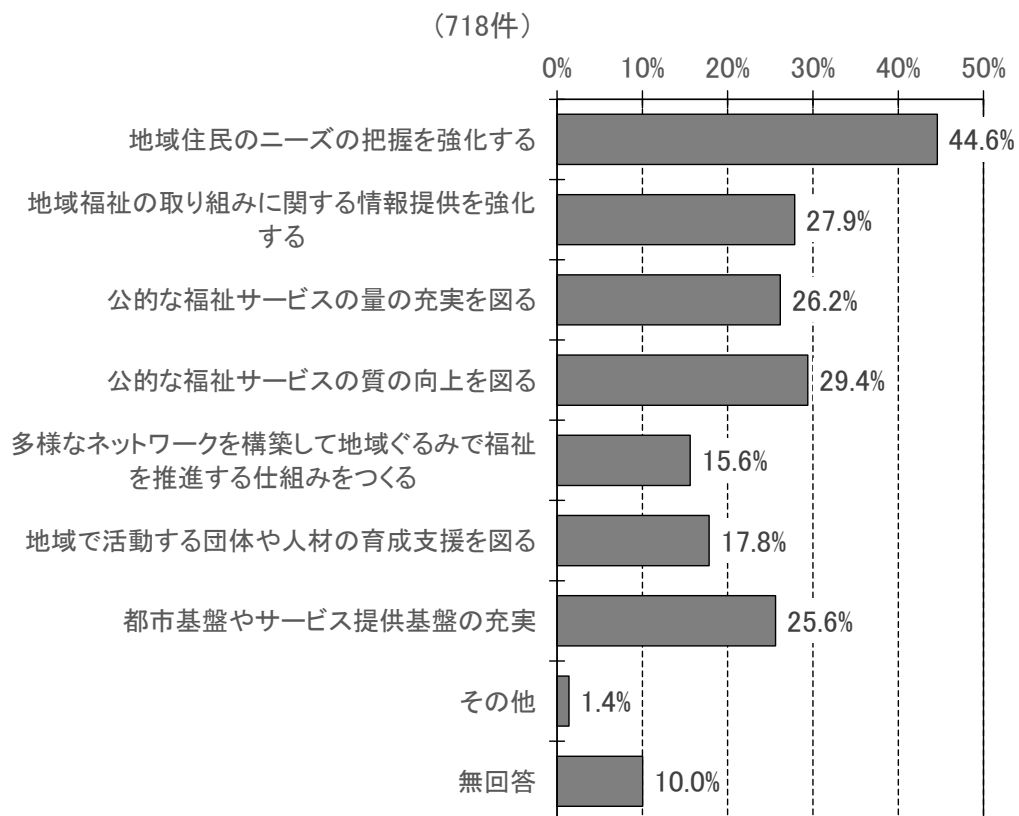
地域福祉の推進のために、一人ひとりの取組（自助）において重要だと思うことは、約半数が「できる範囲で地域に貢献する」（51.4%）、「地域のことに興味を持つ」（49.6%）という回答が多くなっています。

②共助において重要なこと



地域福祉の推進のために、周囲や地域のサポート（共助）において重要だと思うことは、「地域の人々の課題を共有する」が 38.4%でもっとも多く、次いで「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」が 31.3%と3割を超え多くなっています。

③公助において重要なこと

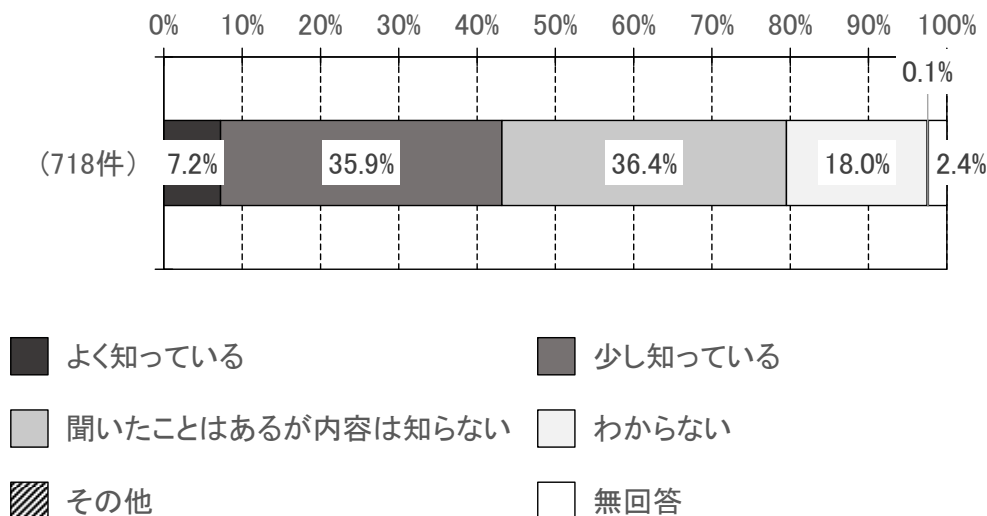


地域福祉の推進のために、国や自治体などによる公的な支援（公助）において重要だと思うことは、「地域住民のニーズの把握を強化する」が44.6%でもっとも多くなっています。

次いで、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」（29.4%）、「地域福祉の取組に関する情報提供を強化」（27.9%）、「公的な福祉サービスの量の充実を図る」（26.2%）、「都市基盤やサービス提供基盤の充実」（25.6%）なども2割を超え多くなっています。

8) 成年後見制度について

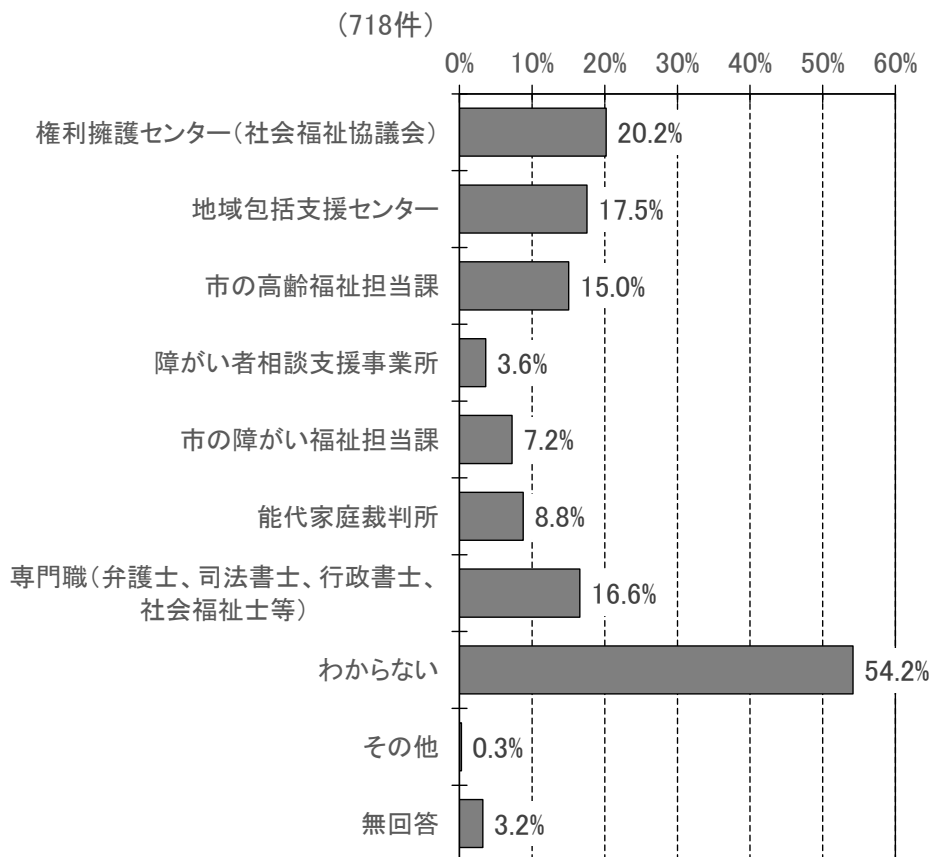
①成年後見制度の認知状況



成年後見制度の認知状況をみると、「聞いたことはあるが内容は知らない」が 36.4% でもっとも多くなっています。

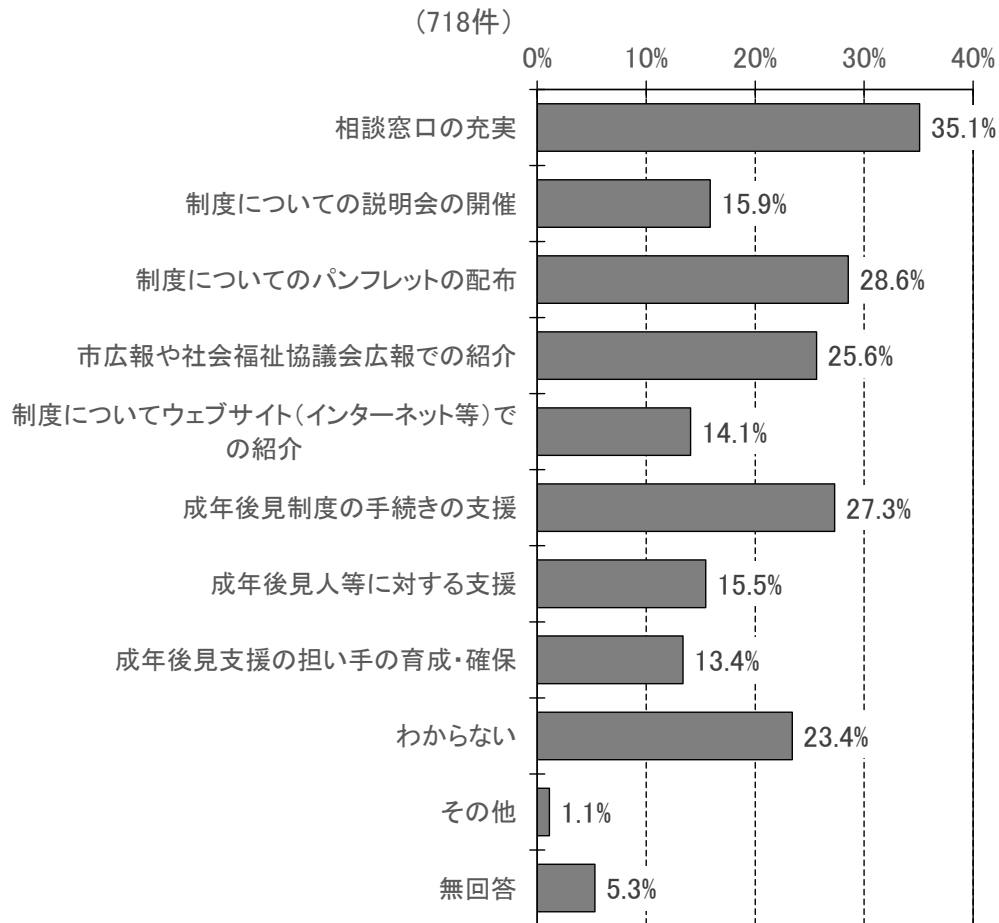
「よく知っている」は 7.2% と 1 割程度で、「少し知っている」が 35.9% となっていますが、「わからない」という回答は 18.0% と 2 割近くみられます。

②成年後見制度についての相談機関の認知状況



成年後見制度について相談できる機関を知っているかを聞いたところ、「わからない」が 54.2% と半数を超えています。知っている機関としては、「権利擁護センター(社会福祉協議会)」(20.2%)、「地域包括支援センター」(17.5%) などが 2 割前後で多くなっています。

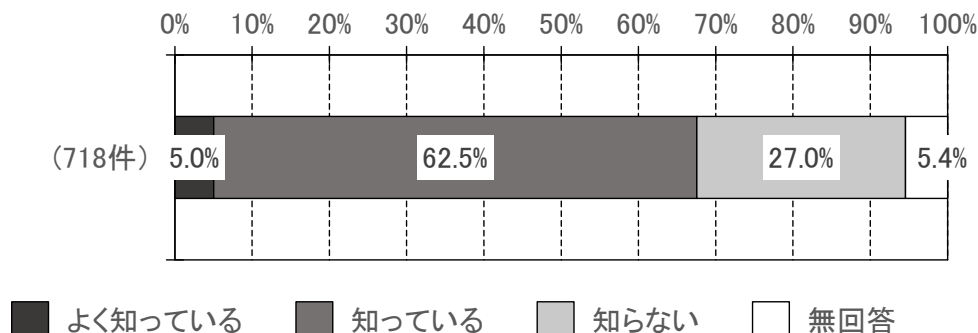
③権利擁護センターに期待すること



権利擁護センターに期待することは、「相談窓口の充実」が 35.1%でもっとも多く、「制度についてのパンフレットの配布」(28.6%)、「成年後見制度の手続きの支援」(27.3%)、「市広報や社会福祉協議会広報での紹介」(25.6%) などが2割を超え多くなっています。

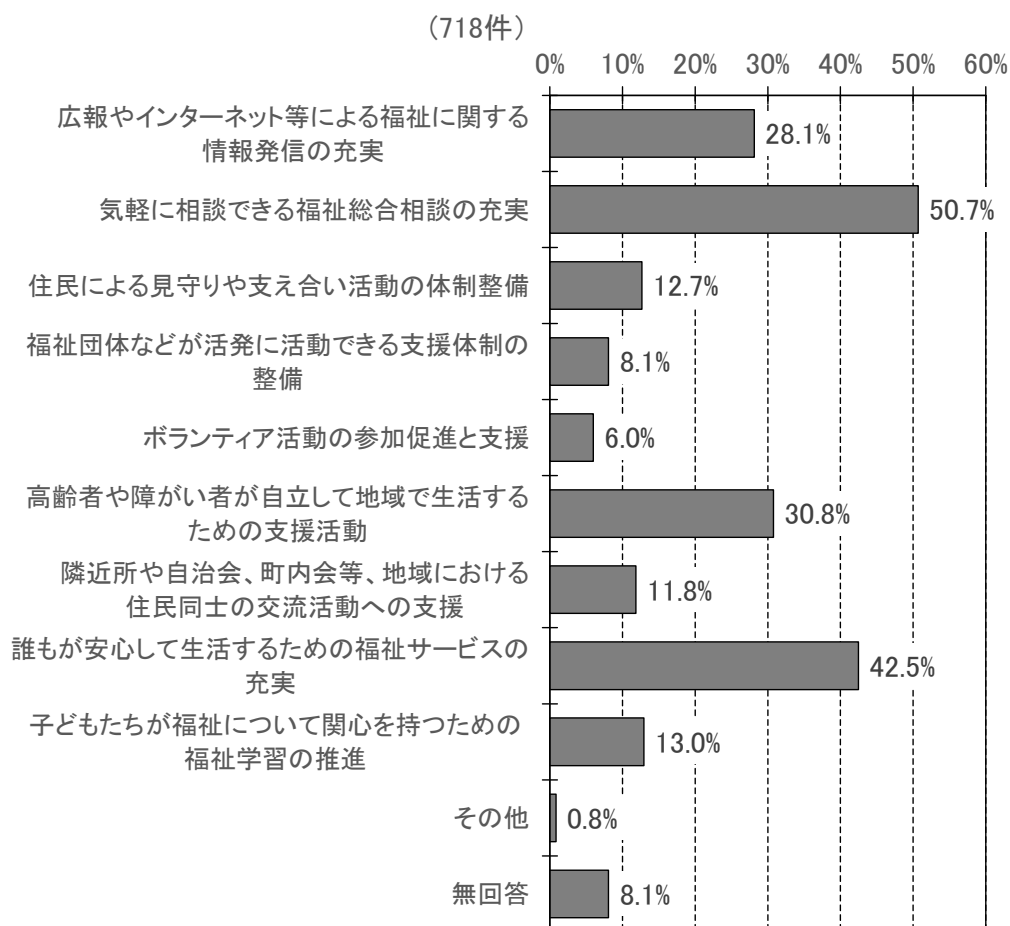
9) 能代市社会福祉協議会について

①社会福祉協議会の認知状況



能代市社会福祉協議会の認知状況をみると、「よく知っている」は 5.0%とわずかですが、「知っている」の 62.5%とあわせると、67.5%と7割近くが知っているとしています。

②社会福祉協議会の活動で特に充実してほしいもの



能代市社会福祉協議会の活動として、今後特に充実してほしいものは、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が 50.7%でもっとも多く、次いで「誰もが安心して生活するための福祉サービス」が 42.5%、3割前後が「高齢者や障がい者が自立して地域で生活するための支援活動」（30.8%）、「広報やインターネット等による福祉に関する情報発信の充実」（28.1%）としています。

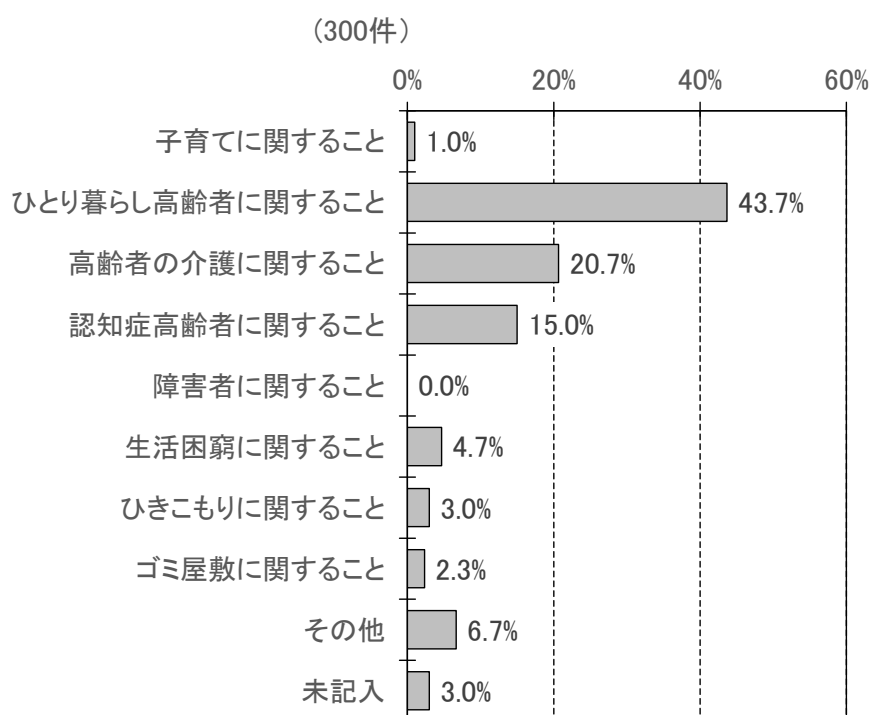
(2) 地域福祉についての民生委員・児童委員アンケート結果のポイント

1) 調査概要

調査期間	令和5年(2023年)12月
調査方法	個別配布・回収
調査対象	民生委員・児童委員(169人)

2) 地域の課題

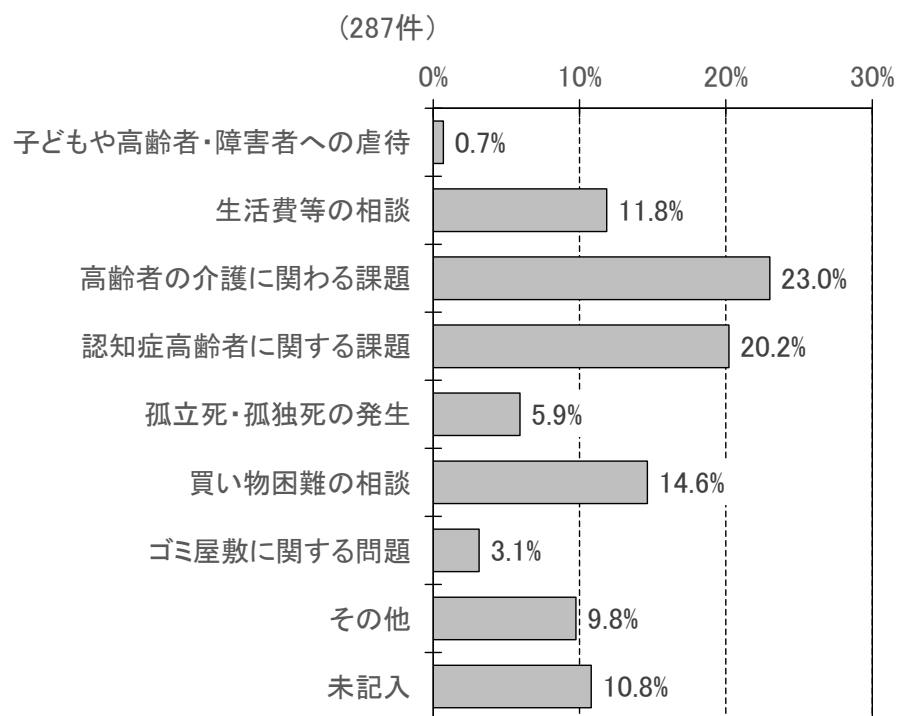
①最近特に増えてきたと思われる課題について



担当している地区で最近増えてきたと思われる課題としては、「ひとり暮らし高齢者に関すること」が 43.7% でもっとも多くなっています。

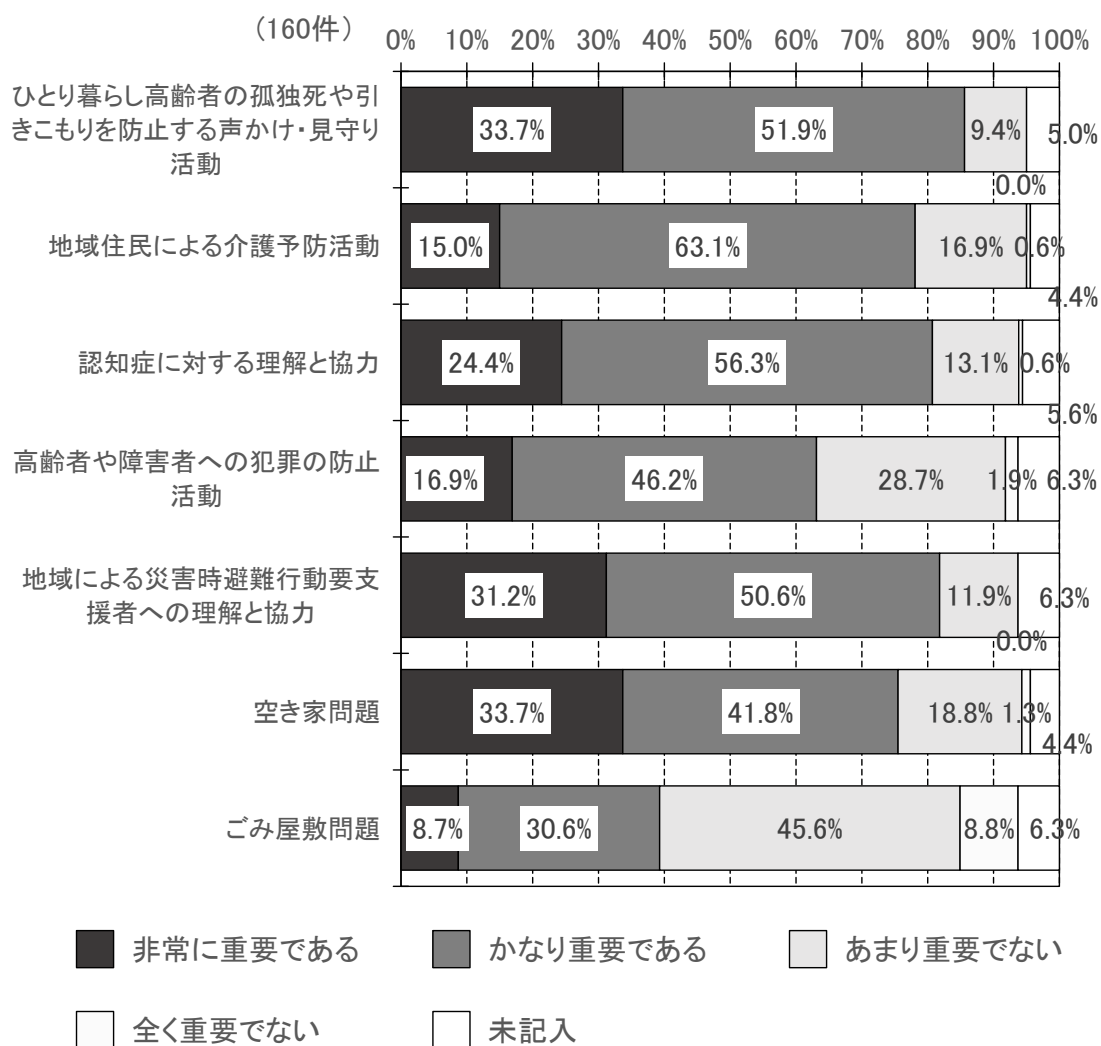
その他に「高齢者の介護に関すること」(20.7%)、「認知症高齢者に関すること」(15.0%) など、高齢者に関する課題が多く挙げられています。

②この1年間で関わったことのある事例



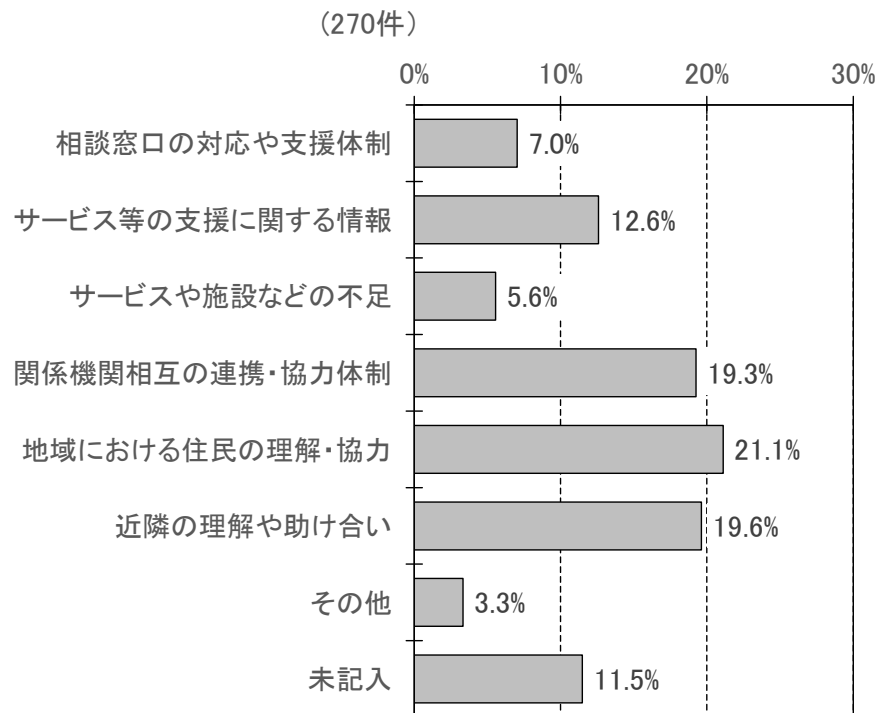
この1年間で関わったことがある事例としては「高齢者の介護に関わる課題」（23.0%）、「認知症高齢者に関する課題」（20.2%）など、高齢者に関わる課題がいずれも2割を超えています。

3) 課題対応の重要性



地域の課題に対して、今後地域として対応すべき重要度について聞くと、「ひとり暮らし高齢者の孤独死や引きこもりを防止する声かけ・見守り活動」（85.6%）、「地域による災害時避難行動要支援者への理解と協力」（81.8%）、「認知症に対する理解と協力」（80.7%）については、“重要である”（「非常に重要である」、「かなり重要である」）という回答が8割を超えています。

4) 民生委員・児童委員活動の課題



民生委員・児童委員活動において特に不足しているものとしては、「地域における住民の理解・協力」(21.1%)、「近隣の理解や助け合い」(19.6%)、「関係機関相互の連携・協力体制」(19.3%)などへの回答が2割前後を占め、共助の必要性に関する回答が多く挙げられています。

3. 第1期計画の進捗状況

第1期計画の期間内においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が様々な場面で現れており、これまでに経験したことのない事態に陥りました。

これにより、市民の交流や見守り、活動の休止も余儀なくされる等、地域福祉の推進にも大きく影響を及ぼしたところです。

こうした中、地域とのつながりを保つためにICTの活用など様々な工夫を凝らした活動も行われました。

地域福祉の担い手や社会参加する市民が安心して活動が続けていけるよう、第1期計画の実績状況を検証し、今後の取組に反映できるよう進めていきます。

第1期計画において基本施策ごとに設定した指標について、進捗状況を整理したものは次のとおりとなっています。

基本施策1：「市民参画による地域福祉の推進」の目標指標

指 標	目標値 (令和4～6年度) (2022～2024年度)	実績値 (令和4年度) (2022年度)
地域の行事に参加している児童・生徒の割合	70.0%	53.9%
自殺死亡率（人口10万人対）	県平均以下 (22.6)	39.5
ボランティアセンター登録者数	3,300人	3,168人
自治会・町内会やボランティア活動など市民活動に参加することを心がけている市民の割合 (市民意識調査)	50.0%	26.3%
障がいのある人も社会参加できる環境が整っていると思う市民の割合（市民意識調査）	20.0%	13.5%
高齢者の生きがいと健康づくり事業参加者数	5,000人	2,765人

基本施策２：「利用しやすい福祉サービスの提供」の目標指標

指 標	目標値 (令和４～６年度) (2022～2024 年度)	実績値 (令和４年度) (2022 年度)
地域包括支援センター相談件数	6,500 件	14,709 件
高齢者人口に対する自立高齢者率	80.0%	79.1%
市の障がい者計画に基づき入所施設から地域生活へ移行する人数 (平成 18(2006)年度からの累計)	42 人	37 人
事業所における障がい者雇用率 (能代山本)	2.7%	2.6%
子どもを生み育てやすいと思う市民の割合 (市民意識調査)	40.0%	20.7%
子育てを地域で支え合う雰囲気があると思う市民の割合 (市民意識調査)	35.0%	20.0%
子どもが地区でのびのびと育っていると思う市民の割合 (市民意識調査)	60.0%	45.7%
自殺死亡率 (人口 10 万人対) 【再掲】	県平均以下 (22.6)	39.5
からだが健康だと思う市民の割合 (市民意識調査)	70.0%	60.1%

基本施策３：「安全、安心の地域づくりの推進」の目標指標

指 標	目標値 (令和４～６年度) (2022～2024 年度)	実績値 (令和４年度) (2022 年度)
災害などしもの場合に普段から備えることを心がけている市民の割合 (市民意識調査)	50.0%	40.6%
自主防災組織数	155 組織	200 組織
障がいのある人も社会参加できる環境が整っていると思う市民の割合 (市民意識調査) 【再掲】	20.0%	13.5%
公共施設等のバリアフリー化の６項目クリア率	22.3%	24.7%
地域住民やボランティアによる除排雪の協力体制が整っており、冬も安全に生活ができと感じる市民の割合 (市民意識調査)	50.0%	23.6%
巡回バスの１便平均利用者数	14.0 人	9.8 人

4. 本市の地域福祉における課題

本市の人口減少傾向は続いており、高齢者人口も令和2年度（2020年度）をピークに減少に転じています。しかし、75歳以上の後期高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率も上昇し続けています。

今後も高齢化の問題、特に加齢により様々な問題を抱えた後期高齢者に対する支援のあり方が地域福祉においても大きな課題になるものと思われます。

75歳以上となっても、できる範囲で地域の中で活躍してもらえるように、健康管理や介護予防、生きがいづくり、地域づくりへの参加促進といった支援に継続して取り組んでいくことが重要であることは今後も変わりませんが、後期高齢者の増加は何らかの支援を必要とする人の増加にもつながり、これまで以上に介護支援の取組が重要になってくるものと思われます。一方、介護を支える人材にあたる年代の人口はより少なくなっていくことが予想され、介護や福祉を担う人材の育成や確保については時間をかけて長期的に取り組んでいくことが必要になっています。

保育所・認定こども園への入所児童数や小・中学校の児童・生徒数、高等学校の生徒数はいずれも減少傾向が続いています。少子化に歯止めをかけることは容易なことではありませんが、こどもたちにとって暮らしやすい環境を整備すること、子育て世帯にとって子育てのしやすさを実感してもらえるようなまちづくりを進めていくことは今後も継続して取り組んでいく必要があります。

また、子育てしやすいまちとしてのポテンシャルを高めていくことと並んで、こうした魅力を外部にも積極的に発信し、若い世代の移住促進を図ることも重要になると思われます。

障がい者数やひとり親世帯、生活保護世帯などは減少傾向にあるものの、常に一定の数があり、今後も継続して支援を行っていくことが必要と考えられます。

福祉、特に地域福祉の推進においては住民相互の助け合いが重要な要素の一つとなりますが、市民に対するアンケート調査結果をみると、福祉との関わりについて「関わりはない」という回答が52.6%と、半数は福祉を自分とは関わりのないものと捉えています。だれもが支え合う地域にするための課題としては、「住民同士の付き合いが少ない」が30.4%でもっとも多く、次いで「地域のことに関心のない人が多い」（22.4%）などが挙げられており、地域への関心を高め、地域のつながりを強めていくことが地域福祉推進の土台の部分でもっとも重要な課題になっているものと思われます。

自助においては約半数が「できる範囲で地域に貢献する」（51.4%）、「地域のことに関心を持つ」（49.6%）を挙げており、共助においては「地域の人々の課題を共有する」が38.4%でもっとも多く、次いで「より多くの人に地域や福祉に関する情報を提供する」が31.3%となっています。

市民の皆様も、地域のことに関心を持つことや地域の中で課題を共有していくことが重要と認識されており、今後はこうした点を効果的に推進していくために行政として何ができるのかを検討し、取り組んでいくことが必要と考えられます。

なお、市の取組に対する満足度と重要度をみると、重要度が全体の平均よりも高いにもかかわらず、満足度は全体の平均よりも低く評価された施策は、以下の4施策となっていました。

○権利擁護の充実 ○緊急時の支援 ○道路・公共施設等のバリアフリー化の推進 ○移動への支援

民生委員・児童委員アンケートでも、担当している地区で最近増えてきたと思われる課題としては、「ひとり暮らし高齢者に関すること」が43.7%でもっとも多く、次いで「高齢者の介護に関すること」（20.7%）、「認知症高齢者に関すること」（15.0%）など、高齢者に関する課題が多く挙げられています。

地域の課題に対する、地域として対応すべき重要度をみると、「ひとり暮らし高齢者の孤独死や引きこもりを防止する声かけ・見守り活動」（85.6%）、「地域による災害時避難行動要支援者への理解と協力」（81.9%）、「認知症に対する理解と協力」（80.6%）については、「重要である」（「非常に重要である」、「かなり重要である」）という回答が8割を超えています。

本市の地域福祉における課題の解決に向けて、これまでの地域福祉推進の方向性を引き継ぎつつ、地域共生社会の実現や、今後増加が見込まれる複雑化・複合化する地域生活課題に対応できる地域のつながりづくりなど、より一層地域福祉の充実を図る必要があります。

第3章 計画の方向性



1. 基本目標と基本施策

(1) 基本目標

第1期計画においては、第2次能代市総合計画におけるまちづくりの基本理念である

“こころ”の豊かさ、“からだ”の豊かさ、“もの”の豊かさを実感できるふさと能代を目指して、
幸せをともに創っていかうとする「幸福共創」

と、「健やかで感謝と思いやりにあふれる人と人との“和”によるまち」、「特色ある地域の環境を最大限に活かす地域資源で活力を生む“環”によるまち」、「地域の誇りと生活の基盤を将来へ引き継いでいく未来へつなぐ安心の“輪”によるまち」の3つの“わ”による「わのまち能代」というまちの将来像を踏まえ、

「支え合い、助け合いの地域福祉の推進」

を基本目標として設定していました。

これは地域福祉にとって、市民や団体の活動、力が重要な要素であることを踏まえて設定したのですが、第2期計画においても引き続き重要な要素となります。

また、国においては、社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」に加えて、新たに「推進方策」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されました。

そして、国・自治体には、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策、その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されました。更に市町村に対しては、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることが求められています。

こうしたことから、“支え合いや助け合い”のつながりはより一層重要性を増していると考えられます。

そこで、第2期計画においても第1期計画の基本目標を継承し、基本目標を以下のように設定します。

支え合い、助け合いの地域福祉の推進

地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

(2) 基本施策

地域共生社会の実現に向けて地域福祉計画に求められること

地域福祉計画には、これまでの地域福祉に関わる取組等を基にしながら、「地域共生社会」を実現するための計画として推進することが求められます。

地域共生社会の実現に向け、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要となります。

このため、国においては、社会福祉法を改正し市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、下記の5つの事項が掲げられており、それを踏まえなければ、法上の市町村地域福祉計画としては認められないものであるとし、下記の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込むことが必要としました。

I. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

【事項の例】

- ①福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
- ②高齢、障がい、こども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③制度の狭間の問題への対応のあり方
- ④生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥居住に課題を抱える方・世帯への横断的な支援のあり方
- ⑦就労に困難を抱える方への横断的な支援のあり方
- ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある方への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- ⑩高齢者や障がい者、こどもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ⑪保健・医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援のあり方
- ⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯全庁的な体制整備

II. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

III. 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

IV. 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

V. 包括的な支援体制の整備に関する事項

第1期計画では関連する施策・事業の内容に沿って、「市民参画による地域福祉の推進」、「利用しやすい福祉サービスの提供」、「安全、安心の地域づくりの推進」の3つを基本施策として設定していましたが、地域共生社会の実現に向けて、縦割りではない、より包括的な支援体制と、住民参加による地域福祉の推進が明確となるように、基本施策の見直しを行います。

第2期計画においては、次の6つの基本施策に沿って施策・事業を展開していきます。

これは、国が定める5つの事項のほかに、近年の自然災害の発生状況や市民アンケート、民生委員・児童委員アンケートの結果を踏まえ、「災害時要援護者の支援」を基本施策に加えるものです。

基本施策Ⅰ：地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の推進

基本施策Ⅱ：地域における福祉サービスの適切な利用の促進

基本施策Ⅲ：地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に向けた支援

基本施策Ⅳ：地域福祉に関する活動への住民参加の促進

基本施策Ⅴ：包括的な支援体制の整備

基本施策Ⅵ：災害時要援護者の支援

○地域福祉の推進に向けた圏域の整理について

現状でもっとも身近で小さな圏域の単位としては、「自治会・町内会」の区域となります。

また、それよりも大きな福祉分野の圏域では、高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター」を設置している、4区域（本庁、北、南、二ツ井）に大別されます。

本計画においては、支所の機能（行政サービス）と公の施設（市民利用施設）の機能を併せ持つ施設として設置している「地域センター」の6か所に、本庁地区と二ツ井地区を加え、

①本庁地域、②向能代地域、③南地域、④扇刈地域、⑤檜山地域、⑥鶴形地域、⑦常盤地域、⑧二ツ井地域の8区域を「住民に身近な福祉圏域」として設定します。

福祉圏域とは、地域福祉活動を推進するために必要な取組や仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域の単位です。また、行政が福祉サービスを提供するための地域の単位でもあります。

この8区域は、社会福祉協議会が、市内を8つの地域に分けて“丸ごと相談員”を配置している区域とも一致することとなります。

2. 計画の基本的な方向

(1) 計画推進のポイント

各福祉分野の制度などによる支援では解決が難しいような課題や潜在的な課題が生じるなど、近年は、これまでの福祉施策の想定を超えて福祉ニーズが多様化してきています。

こうした状況に柔軟に対応し、本計画に実効性を求めながら、より効果的に推進していくためには、「行政による措置的な取組」だけでなく、市民や地域、団体等の自発的な取組に行政が支援を行い、協働で取り組むことが重要となります。

また、この協働の福祉の推進のためには、福祉サービスの利用者（受け手）である市民も地域福祉の担い手であることを、より多くの市民から理解していただけるよう啓発を行うとともに、市民一人ひとりが地域で役割を持ち、支え合いの活動が広がるよう取り組む必要があります。

地域に住む市民一人ひとりが主体的に行う「自助」、地域の人々が協力して実践していく「共助」、行政が責任を持って推進する「公助」、この自助・共助・公助の取組が、個々の課題に対して適切に組み合わせられることにより、多様な地域の福祉課題に対してのきめ細かで迅速な対応が期待されます。

このような取組を基本とし、本計画を推進するにあたり、大きく次の2つがポイントとしてあげられます。

ポイント1	市民、ボランティア団体・NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働で取り組む福祉の推進・強化
ポイント2	立場に応じた役割を考え 一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

(2) 計画推進の視点

地域福祉の推進には、行政の取組だけでなく地域に住む市民一人ひとりの取組や支え合いが重要であり、そのための意識啓発や環境整備が求められます。

平成29（2017）年12月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の局長通知がありました。この通知では、改めて、地域福祉計画について、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことなど、住民参加の必要性が示されています。

また、「共に生きる社会づくり」という視点が重要であること、地域住民が地域福祉の担い手であること、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要であることなど、生活課題の達成への住民等の積極的参加が示されています。

本計画の推進にあたっては、こうした国の通知内容や市や社会福祉協議会の福祉施策・事業のこれまでの実施状況などを踏まえ、より効果的な推進が図られるよう、次の4つの視点に留意して取組を進めます。

○視点1 市民一人ひとりが自分の住む地域の問題に気づき、「我が事」として行動すること

市民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を他人ごとではなく「我が事」として捉え、自分にできることが行われるような取組とそれに向けた環境整備が求められます。

○視点2 地域の問題の解決に向けて行動できる人を増やすこと、育てること

地域の問題を「我が事」として捉え行動する市民を増やしていくためには、正確な知識や理解のための情報提供・啓発活動のほか、必要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進が必要です。また、若い世代も含め地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも求められます。

○視点3 地域福祉の個々の取組をつなげ、地域全体で展開すること

地域福祉に係る個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワーク構築が重要です。自助、共助が相互に連携、補完し合いながら地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

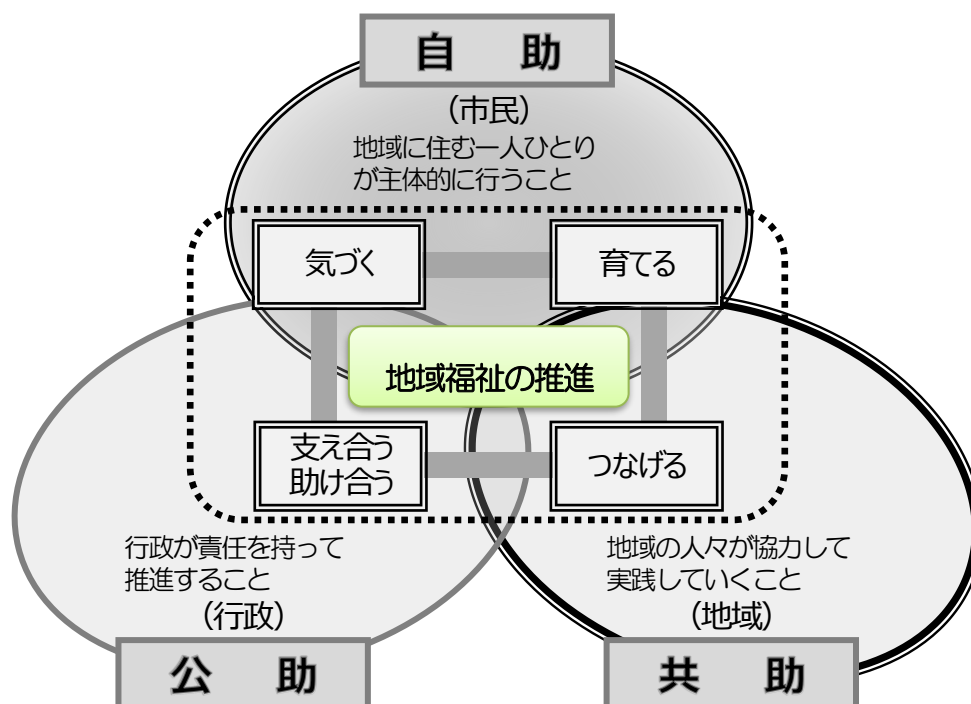
○視点4 地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進すること

こうした地域全体のつながりを支えることや、個人や地域では対応できない課題に対する支援、きめ細かな福祉サービスの提供が地域福祉推進に求められます。

3. 計画における役割分担

(1) 市民・地域・行政の役割

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが期待される役割を果たし、相互に連携を図って協働により進めていくことが必要であり、それぞれの取組がつながることで地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



1) 市民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は、市民一人ひとりです。市民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

日頃から地域の人々が、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていく中で、地域の生活課題に対して関心を持ち、問題解決のために必要な情報を得るなど、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して参加していくことが期待されます。

2) 地域に期待される役割（共助）

①地域で活動する諸団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの市民を支える地域の様々な活動団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な市民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し行政など関係する機関へつなげていくことや、市民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また、市民の活動のサポートを行うことなど地域に密着し、個々の市民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

②福祉サービス事業者

福祉サービスの提供を通じて、市民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。また、福祉施設などは、利用者とボランティアなどが交流し合う場となるなど、地域福祉の拠点としても期待されます。

③社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。こども、高齢者、生活困窮世帯等への生活支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、地域における公益的な取組の実践を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

④民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市民にとって身近な福祉に関する相談相手です。地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行い、行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

⑤社会福祉協議会

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中核的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められることから、その役割を果たすよう取り組みます。また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開に取り組めます。

3) 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に市民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。また、市民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるよう、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組みます。

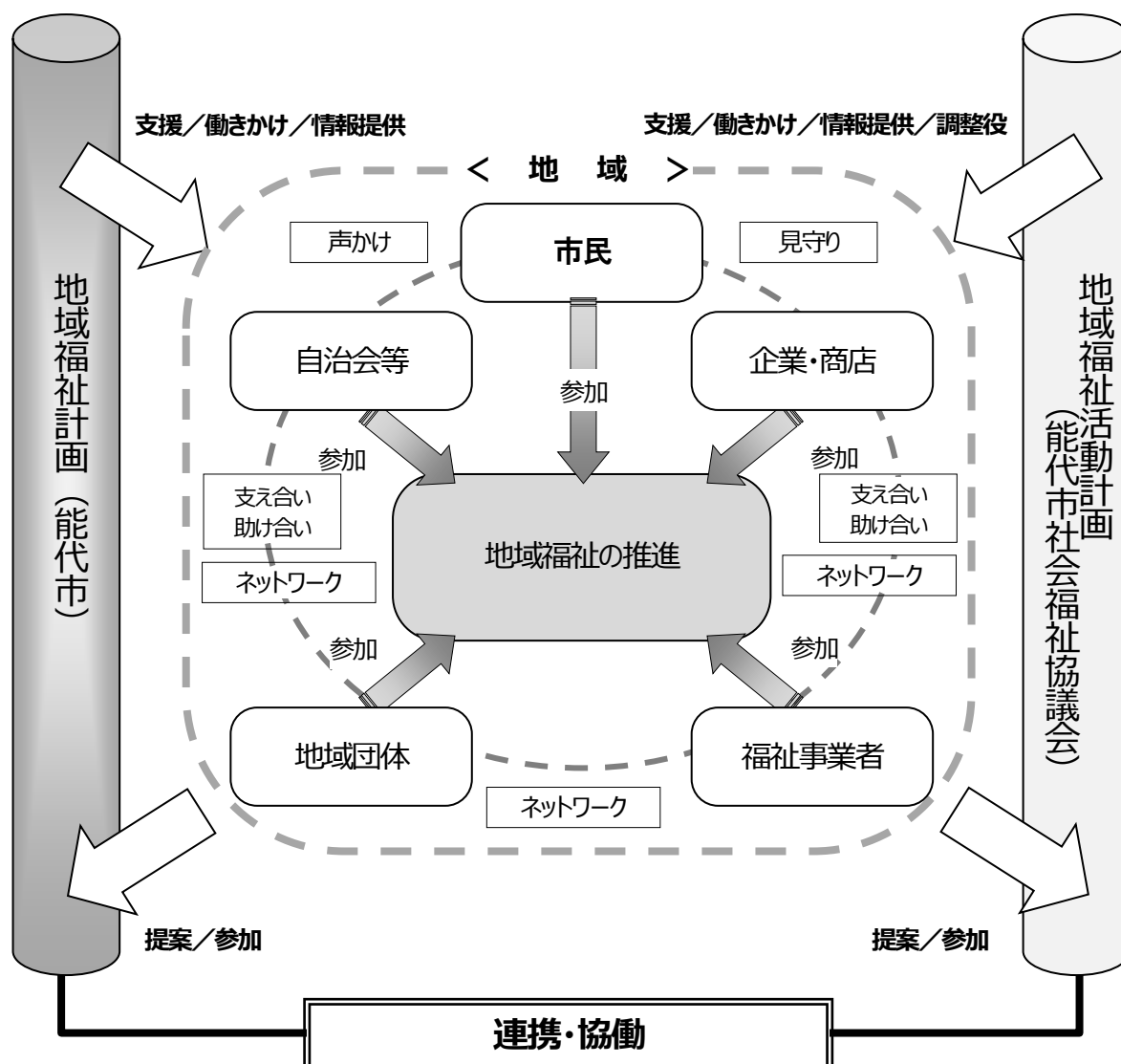
市民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にするとともに、気軽に相談できる体制を構築し、なんでも相談できる安心感と問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組みます。

本計画においては、地域という視点で様々な分野を横断的につなげ、包括的に地域福祉を推進していく役割を担うこととなります。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会が策定する民間計画である「地域福祉活動計画」は、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本目標の実現に向けて市民一人ひとりや地域で活動する諸団体が具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなります。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は本市の地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置付けられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



4. 施策体系

基本施策Ⅰ：地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の推進

- I－1：福祉以外の様々な分野との連携の推進について
- I－2：高齢、障がい、こども・子育て等の各福祉分野における重点的取組の推進について
- I－3：制度の狭間の課題への対応について
- I－4：各分野を横断的に対応できる体制の整備について
- I－5：共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開について
- I－6：居住に課題を抱える方への横断的な支援について
- I－7：就労に困難を抱える方への横断的な支援について
- I－8：自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援について
- I－9：権利擁護の推進について
- I－10：虐待対策の推進について
- I－11：保健・医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援について
- I－12：地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用について
- I－13：地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起について
- I－14：地域づくりに向けた連携体制の構築について
- I－15：全庁的な体制整備について

基本施策Ⅱ：地域における福祉サービスの適切な利用の促進

- Ⅱ－1：福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備について
- Ⅱ－2：支援を必要とする方が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立について
- Ⅱ－3：利用者の権利擁護について

基本施策Ⅲ：地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に向けた支援

- Ⅲ－1：社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進、公的サービスとの連携による公私協働の推進について
- Ⅲ－2：福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携について

基本施策Ⅳ：地域福祉に関する活動への住民参加の促進

- Ⅳ－1：地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援について
- Ⅳ－2：住民等に対する地域福祉推進への主体的参加の促進について
- Ⅳ－3：地域福祉を推進する人材の養成について

基本施策Ⅴ：包括的な支援体制の整備

- V－1：地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備について
- V－2：地域住民等が支援関係機関に対して協力を求めることができる体制の整備について
- V－3：多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備について

基本施策Ⅵ：災害時要援護者の支援

- Ⅵ－1：災害時要援護者の把握及び情報共有について
- Ⅵ－2：日常的な見守り活動や助け合い活動の振興について
- Ⅵ－3：緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくりについて

第4章 施策の展開



基本施策Ⅰ：地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の推進

各分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組を目指します。

なお、個人情報の取り扱いについては、関係法令に基づき、十分に注意しながら対応することとします。

Ⅰ－１：福祉以外の様々な分野との連携の推進について

▶能代市の取組

○能代市福祉支援ネットワークの設置

所管課等

福祉課、関係各課

[事業内容]

地域住民の複雑化・複合化した生活課題の解決に向けた重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るにあたり、多職種による連携と多機関の協働が重要となることから、能代市福祉支援ネットワーク（委員：２７名）を設置し、福祉以外の分野とも連携を行っていきます。

支援対象は、介護、障がい、子育て、生活困窮、保健・医療、住まい、就労、教育等に関する課題や社会からの孤立など地域生活課題を抱える全ての住民となります。

【構成機関（庁外：①～⑮、庁内：⑯～⑳）】

- ①能代公共職業安定所、②秋田県山本地域振興局福祉環境部、③秋田県北児童相談所、
- ④能代市民生委員・児童委員協議会、⑤秋田県介護支援専門員協会、
- ⑥公益社団法人 能代市シルバー人材センター、⑦社会福祉法人能代市社会福祉協議会、
- ⑧本庁地域包括支援センター、⑨北地域包括支援センター、⑩南地域包括支援センター、
- ⑪二ツ井地域包括支援センター、⑫生活支援コーディネーター、⑬地域福祉コーディネーター、
- ⑭能代市障がい者基幹相談支援センター、⑮能代山本障害者就業・生活支援センター、
- ⑯能代市総務部税務課、⑰能代市福祉事務所、⑱能代市市民福祉部福祉課、
- ⑲能代市市民福祉部子育て支援課、⑳能代市市民福祉部長寿いきがい課、
- ㉑能代市市民福祉部健康づくり課、㉒能代市市民福祉部市民保険課、
- ㉓能代市環境産業部商工労働課、㉔能代市都市整備部都市整備課、
- ㉕能代市都市整備部（公営企業）水道課、㉖能代市二ツ井地域局市民福祉課、
- ㉗能代市教育部学校教育課

○能代市消費者安全確保地域協議会との連携

所管課等

市民保険課（能代市消費生活センター）、関係各課

[事業内容]

消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、能代市消費者安全確保地域協議会を設置します。

消費者安全確保のための取組としては、構成機関が各業務で行っている見守り活動を通して、要配慮消費者の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止、消費者安全確保に関する必要な情報の交換及び相互の連携を図るとともに、繰り返し消費者トラブルに遭うおそれがある要配慮者の継続的な見守りを行います。

【構成機関】

- ①能代警察署、②秋田弁護士会、③能代市社会福祉協議会、④本庁地域包括支援センター、
- ⑤北地域包括支援センター、⑥南地域包括支援センター、⑦二ツ井地域包括支援センター、
- ⑧能代市市民福祉部福祉課、⑨能代市市民福祉部子育て支援課、⑩能代市市民福祉部長寿いきがい課、
- ⑪能代市二ツ井地域局市民福祉課、⑫能代山本広域市町村圏組合消防本部、
- ⑬能代市消費生活センター（能代市市民福祉部市民保険課）

I－2：高齢、障がい、こども・子育て等の各福祉分野における重点的取組の推進について

▶能代市の取組

○各福祉分野の相談窓口の充実と周知

所管課等

福祉課、長寿いきがい課、子育て支援課

【事業内容】

高齢者、障がい者、こども・子育て、生活困窮をはじめとした各福祉分野の相談窓口で相談を受け、分野をまたぐ課題については、必要に応じて担当部署が連携して課題解決に当たります。

各種相談窓口を周知し、相談をしたい方の適切な支援につながることを目指します。

【相談支援体制】

地域包括支援センター（高齢）

障がい者基幹相談支援センター、在宅障害者支援施設とらいあんぐる（障がい）

こども家庭センター（こども・子育て）

くらしサポート相談室（生活困窮）

○社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の実施

所管課等

福祉課

【事業内容】

既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、

①相談支援、②参加支援、③地域づくり支援の3つの支援を一体的に実施しながら、重層的なセーフティネットの構築を目指します。

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現のため、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業であり、支援対象は、介護、障がい、子育て、生活困窮、保健・医療、住まい、就労、教育等に関する課題や社会からの孤立など地域生活課題を抱える全ての住民とします。

○多機関協働による支援会議（重層的支援会議、支援会議）の実施

所管課等

福祉課

【事業内容】

多機関協働体制の整備として、単独の相談支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した事例について、複数の関係機関が支援の方向性や役割分担を調整し、支援プランの策定を行う重層的支援会議等を設置します。

重層的支援体制整備事業における中心的な事業であり、個別ケースの検討においては、複数の相談支援機関から助言をもらえるとともに、困難事例に対応していく中で、職員のスキルアップも見込めるなど、支援者を支援する役割を担う事業でもあり、このような包括的な連携体制を通じて、地域福祉ネットワークをより強固なものとする。

I-3：制度の狭間の課題への対応について

▶能代市の取組

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施

所管課等	福祉課
------	-----

[事業内容]

複雑化・複合的な課題を抱え、何らかの支援が必要と思われる人の相談窓口として、社会福祉士等の資格のある地域福祉コーディネーターを配置し、地域に出向き、各支援関係機関等や地域住民からの情報を得ながら、支援が必要な人の把握（早期の発見）や地域住民の様々な相談の対応に努めます。また、アウトリーチによって、地域課題の予防的視点も含めて地域の見守りも行い、支援が必要な人や支援が必要と思われる人を把握した場合は、当該者や家族からの相談に対応するとともに、関係行政や専門機関による福祉サービスにつないで課題解決にあたります。

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けるための事業でもあり、支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることも想定されます。このような対象には、手紙を置いたり、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供するなどの関わりを継続して行い、本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに取り組みます。

○参加支援事業の実施

所管課等	福祉課
------	-----

[事業内容]

既存の社会参加に向けた事業では対応できない課題がある世帯等に対して、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、必要な支援が提供できる社会資源（受け入れ先）の開発も含め、コーディネート・マッチングを行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○総合相談窓口の充実

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

[事業内容]

複合化・複雑化した課題を捉え、必要な支援をコーディネートするため、関係機関と役割分担を図りつつ連動しながら包括的な支援に取り組みます。

○参加支援事業の実施

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

[事業内容]

既存の制度では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の資源を活用する他、新たな資源を開発するなど、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

○丸ごと相談員の配置とアウトリーチによる相談支援の実施

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

[事業内容]

市を8つの地域に分けて丸ごと相談員を配置し、アウトリーチにより地域の相談窓口として、様々な困りごとを捉え、その困りごとを地域・関係機関全体で支えるネットワークづくり・仕組みづくりに取り組みます。また、地域の自治会館や集会所を活用し、まるごと相談所を開設します。

○ほっと・あったかサービス事業の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

病気やケガ、出産育児など一時的に日常生活を営むことに支障をきたし、援助を必要とする世帯へボランティア等を派遣し、家事等の支援をします。

I-4：各分野を横断的に対応できる体制の整備について

▶能代市の取組

○能代市福祉支援ネットワークの設置

再掲

所管課等

福祉課

【事業内容】

地域住民の複雑化・複合化した生活課題の解決に向けた重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るにあたり、多職種による連携と多機関の協働が重要となることから、能代市福祉支援ネットワーク（委員：27名）を設置し、福祉以外の分野とも連携を行っていきます。

支援対象は、介護、障がい、子育て、生活困窮、保健・医療、住まい、就労、教育等に関する課題や社会からの孤立など地域生活課題を抱える全ての住民となります。

※構成機関の内訳は、49 頁へ掲載

○多機関協働による支援会議（重層的支援会議、支援会議）の実施

再掲

所管課等

福祉課

【事業内容】

多機関協働体制の整備として、単独の相談支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した事例について、複数の関係機関が支援の方向性や役割分担を調整し、支援プランの策定を行う重層的支援会議等を設置します。

重層的支援体制整備事業における中心的な事業であり、個別ケースの検討においては、複数の相談支援機関から助言をもらえるとともに、困難事例に対応していく中で、職員のスキルアップも見込めるなど、支援者を支援する役割を担う事業でもあり、このような包括的な連携体制を通じて、地域福祉ネットワークをより強固なものとしします。

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施

再掲

所管課等

福祉課

【事業内容】

複雑化・複合的な課題を抱え、何らかの支援が必要と思われる人の相談窓口として、社会福祉士等の資格のある地域福祉コーディネーターを配置し、地域に出向き、各支援関係機関等や地域住民からの情報を得ながら、支援が必要な人の把握（早期の発見）や地域住民の様々な相談の対応に努めます。また、アウトリーチによって、地域課題の予防的視点も含めて地域の見守りも行い、支援が必要な人や支援が必要と思われる人を把握した場合は、当該者や家族からの相談に対応するとともに、関係行政や専門機関による福祉サービスにつないで課題解決にあたります。

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けるための事業でもあり、支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることも想定されます。このような対象には、手紙を置いたり、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供するなどの関わりを継続して行い、本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに取り組みます。

○生活困窮者自立相談支援事業の実施

所管課等

福祉課

【事業内容】

生活保護に至る前段階の生活困窮者等が、社会的に自立し安心して暮らしていけるよう、相談窓口を設置し、各機関・団体等と連携し必要な支援を包括的に行います。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○相談支援体制の充実

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

制度の狭間の課題も含め、経済的困窮、社会的孤立など複合的な課題を抱えた方に対し、アウトリーチなど地域と連携した相談支援体制づくりに取り組みます。

○多機関協働事業の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

属性にかかわらず様々な課題を持った方に対し、関係機関・団体との情報共有と連携を図り、役割分担と支援の方向性を定め支援ネットワークを形成します。

○丸ごと相談員の配置とアウトリーチによる相談支援の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

市を8つの地域に分けて丸ごと相談員を配置し、アウトリーチにより地域の相談窓口として、様々な困りごとを捉え、その困りごとを地域・関係機関全体で支えるネットワークづくり・仕組みづくりに取り組みます。また、地域の自治会館や集会所を活用し、まるごと相談所を開設します。

○生活困窮者自立相談支援事業の実施（くらしサポート相談室）

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

様々な理由で経済的に困窮している方からの相談を受け、各関係機関と連携しながら、ともに考え自立に向け支援します。

I-5：共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開について

▶能代市の取組

○共生型サービスの推進

所管課等	福祉課、長寿いきがい課
------	-------------

【事業内容】

障がい者の高齢化に対応した共生型サービスの推進や相談支援に取り組みます。
高齢者介護、障がい福祉担当の両部署同士で、それぞれの主管するサービス提供の充足状況、共生型サービスの利用状況、利用ニーズ届出情報等に関する情報を共有し、共生型サービスの展開を推進します。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○訪問介護事業の実施（障がい福祉サービス居宅介護）

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

【事業内容】

自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事、その他全般にわたる援助を行います。介護保険サービス、障がい福祉サービスを実施しています。

○通所介護事業の実施（基準該当生活介護サービス）

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

【事業内容】

孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護負担の軽減を目的に、入浴、食事、機能訓練、相談等のサービスを提供します。一部の通所介護事業で障がい福祉サービスを実施しています。

I-6：居住に課題を抱える方への横断的な支援について

▶能代市の取組

○生活困窮者住居確保給付金支給事業の実施

所管課等	福祉課
------	-----

【事業内容】

離職などによって住居を失った方や失うおそれのある方に対して、安心して求職活動ができるように、家賃相当額の給付金を支給します。

○生活困窮者自立相談支援事業の実施

再掲	所管課等	福祉課
----	------	-----

【事業内容】

生活保護に至る前段階の生活困窮者等が、社会的に自立し安心して暮らしていけるよう、くらしサポート相談室を設置し、各機関・団体等と連携し必要な支援を包括的に行います。

○能代市住宅リフォーム支援事業の実施

所管課等

都市整備課

[事業内容]

既存住宅の耐久性・耐震性の向上など、市民が安全・安心して快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を支援します。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○生活困窮者自立相談支援事業の実施（くらしサポート相談室）

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

様々な理由で経済的に困窮している方からの相談を受け、各関係機関と連携しながら、ともに考え自立に向け支援します。

○生活福祉資金貸付事業の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

低所得者世帯・障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を目指すとともに、その自立に向け支援します。

○たすけあい資金貸付事業の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

低所得者等に対して、生活費等のつなぎ資金を融資し、その自立を支援します。

○高齢者世帯住宅小破修理事業の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

住み慣れた住宅で安心して暮らすことができるよう必要最小限の応急修理費を助成します。

I-7：就労に困難を抱える方への横断的な支援について

▶能代市の取組

○生活困窮者就労準備支援事業の実施

所管課等

福祉課

【事業内容】

就労経験が少ない又は離職後長期間を経過している等により一般就労が困難な生活困窮者等を対象に、一般就労に必要な基礎能力の形成等に向けた計画的な自立支援を行います。

○生活困窮者自立相談支援事業の実施

再掲

所管課等

福祉課

【事業内容】

生活保護に至る前段階の生活困窮者等が、社会的に自立し安心して暮らしていけるよう、くらしサポート相談室を設置し、各機関・団体等と連携し必要な支援を包括的に行います。

○参加支援事業の実施

再掲

所管課等

福祉課

【事業内容】

既存の社会参加に向けた事業では対応できない課題がある世帯等に対して、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、必要な支援が提供できる社会資源（受け入れ先）の開発も含め、コーディネート・マッチングを行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

○能代市雇用対策協定に基づく対策の実施

所管課等

商工労働課、関係各課

【事業内容】

市と厚生労働省秋田労働局が、相互に密に連携して、雇用に関する課題の克服に取り組むことで、地域経済の活性化と市民の暮らしの向上を図ることを目的として、雇用対策協定を締結します。

また、雇用対策協定に基づく取組を円滑かつ効果的に実施するため、能代市雇用対策協定運営協議会を設置して取り組みます。

【構成機関】

- ①秋田労働局職業安定部、
- ②能代市環境産業部、③能代市環境産業部商工労働課、④能代市環境産業部エネルギー産業政策課、
- ⑤能代市企画部総合政策課、⑥能代市企画部市民活力推進課、
- ⑦能代市市民福祉部福祉課、⑧能代市市民福祉部子育て支援課、⑨能代市市民福祉部長寿いきがい課、
- ⑩能代市農林水産部農業振興課

▶能代市社会福祉協議会の取組

○生活困窮者就労準備支援事業の実施（くらしサポート相談室）

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

就労に向けた準備が整っていない方に就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して支援します。

○生活困窮者自立相談支援事業の実施（くらしサポート相談室）

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

様々な理由で経済的に困窮している方からの相談を受け、各関係機関と連携しながら、ともに考え自立に向け支援します。

○生活困窮者家計改善支援事業の実施（くらしサポート相談室）

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

家計に課題を抱える方からの相談に応じ、家計の状況を明らかにし、必要な情報提供や、助言・指導を行うことにより、早期に生活が再生されるよう支援します。

○生活福祉資金貸付事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

低所得者世帯・障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を目指すとともに、その自立に向け支援します。

○参加支援事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

既存の制度では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の資源を活用する他、新たな資源を開発するなど、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

○フードバンク・フードドライブ事業の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

連携先から食料品を譲り受け、生活困窮者等へ無償で提供し、自立支援につなげます。

I－8：自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援について

▶能代市の取組

○心のセーフティーネット「ふきのとうホットライン」の実施

所管課等	健康づくり課
------	--------

[事業内容]

様々な困りごとや心配ごとを気軽に他に相談することによって、抱えている問題の改善や解決を図るとともに、心の悩みや苦しみを緩和したり取り除くことができるよう、様々な分野の相談窓口をネットワークした相談網「ふきのとうホットライン」による相談支援を実施します。

○自殺予防事業や心の傾聴ボランティア養成講座等の実施

所管課等	健康づくり課
------	--------

[事業内容]

心の健康づくりや自殺予防について正しい知識を持ち、「身近な話し相手」として気軽に話ができ、心の支えになれる人材を養成します。

○心のケア充実事業の実施

所管課等	学校教育課
------	-------

[事業内容]

いじめや不登校を未然に防止するため、相談員の配置や、不登校保護者会等を開催します。

○生活困窮者自立相談支援事業の実施

再掲	所管課等	福祉課
----	------	-----

[事業内容]

生活保護に至る前段階の生活困窮者等が、社会的に自立し安心して暮らしていけるよう、相談窓口を設置し、各機関・団体等と連携し必要な支援を包括的に行います。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○総合相談窓口の充実

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

複合化・複雑化した課題を捉え、必要な支援をコーディネートするため、関係機関と役割分担を図りつつ運動しながら包括的な支援に取り組みます。

○生活困窮者自立相談支援事業の実施（くらしサポート相談室）

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

様々な理由で経済的に困窮している方からの相談を受け、各関係機関と連携しながら、ともに考え自立に向け支援します。

I－9：権利擁護の推進について

▶能代市の取組

○成年後見制度利用支援、権利擁護体制整備の推進

所管課等

福祉課、長寿いきがい課

[事業内容]

高齢者や障がいのある方等が地域において安心して生活できるよう、権利擁護事業や成年後見制度の周知を行い、ケースによっては成年後見人の市長申立てを行うなど、専門的見地から継続的な支援を行います。社会福祉協議会の権利擁護センターに中核機関業務を委託し、権利擁護事業の推進を図ります。

本人や家族、地域包括支援センター、サービス提供事業所等からの相談、連絡、情報提供を受け、関係機関等と連携しながら、支援を必要としている方に迅速かつ適切な支援を行います。

○能代市消費者安全確保地域協議会との連携

再掲

所管課等

市民保険課（能代市消費生活センター）、関係各課

[事業内容]

消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、能代市消費者安全確保地域協議会を設置します。

消費者安全確保のための取組としては、構成機関が各業務で行っている見守り活動を通して、要配慮消費者の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止、消費者安全確保に関する必要な情報の交換及び相互の連携を図るとともに、繰り返し消費者トラブルに遭うおそれがある要配慮者の継続的な見守りを行います。

※構成機関は、49頁へ掲載

▶能代市社会福祉協議会の取組

○権利擁護体制づくりへの取組（権利擁護センター）

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

判断能力が不十分な方の財産管理や契約等の法律行為を行い、住み慣れたまちで安心して暮らせるように権利擁護体制づくりに努めます。

○法人後見事業の推進

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

成年後見制度に基づく法人後見事業により支援します。

○日常生活自立支援事業

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の福祉サービスにおける金銭管理等の支援をします。

I-10：虐待対策の推進について

▶能代市の取組

○高齢者の虐待防止の取組

所管課等

長寿いきがい課

[事業内容]

家族やケアマネジャー等からの相談、地域からの情報提供等により、高齢者の保護等の対応を進めるとともに、関係機関との情報共有や連携強化を図るなど、体制確保に努めます。

○能代市高齢者緊急一時保護事業の実施

所管課等

長寿いきがい課

[事業内容]

地域包括支援センターや関係機関等と連携し、虐待等により在宅生活が困難と認められた高齢者を緊急に保護し、その後の生活の場を確保するまでの間、一時的に保護します。

○障がい者の虐待防止の取組

所管課等

福祉課

[事業内容]

障がい者虐待への対応のため、随時相談を受ける体制をとるとともに、秋田県障害者権利擁護センター等の関係機関と連携し支援に努めます。

○能代市要保護児童対策地域協議会の設置（児童の虐待防止の取組）

所管課等

子育て支援課

[事業内容]

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、地域の関係機関との連携並びに情報の収集及び共有により、支援に努めます。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○総合相談窓口の充実

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

複合化・複雑化した課題を捉え、必要な支援をコーディネートするため、関係機関と役割分担を図りつつ連動しながら包括的な支援に取り組めます。

○松籟荘における緊急一時保護事業の実施（高齢者）

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

高齢者を虐待から守るため一時保護事業を実施します。

○松原ホームにおける緊急一時保護事業の実施（母子）

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

母子を虐待から守るため一時保護事業を実施します。

I-11: 保健・医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援について

▶能代市の取組

○関係機関等との連携強化・支援

所管課等	市民活力推進課
------	---------

[事業内容]

国・県の研修や会議に参加し関係機関との連携強化を図ります。
また、保護司会の活動に対し協力・支援を実施します。

○広報・啓発活動の推進

所管課等	市民活力推進課
------	---------

[事業内容]

「社会を明るくする運動」の強調月間（毎年7月実施）における街頭パレードや街頭キャンペーンにより、再犯防止への取組に対する理解・促進を図ります。

○保健・医療、福祉サービス利用の促進

所管課等	福祉課、長寿いきがい課
------	-------------

[事業内容]

高齢者、障がい者、生活困窮の各相談窓口において、社会復帰の過程で必要な福祉支援等が受けられるよう、各関係機関等と連携し、必要な支援につなげるよう取り組みます。

○犯罪被害者等の支援に関する相談窓口の設置

所管課等	市民活力推進課
------	---------

[事業内容]

能代市犯罪被害者等支援条例等に基づき、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った市民及びその家族又は遺族に対する支援等について定め、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減を図ります。

○生活困窮者自立相談支援事業の実施

再掲	所管課等	福祉課
----	------	-----

[事業内容]

生活保護に至る前段階の生活困窮者等が、社会的に自立し安心して暮らしていけるよう、相談窓口を設置し、各機関・団体等と連携し必要な支援を包括的に行います。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○生活困窮者自立相談支援事業の実施（くらしサポート相談室）

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

様々な理由で経済的に困窮している方からの相談を受け、各関係機関と連携しながら、ともに考え自立に向け支援します。

○総合相談窓口の充実

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

複合化・複雑化した課題を捉え、必要な支援をコーディネートするため、関係機関と役割分担を図りつつ連携しながら包括的な支援に取り組みます。

○松籟荘（養護老人ホーム）での居住支援

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

養護老人ホーム「松籟荘」において、65歳以上の生活環境や経済的理由により、居宅において生活することが困難となった方の社会復帰支援を行います。

I-12：地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用について

▶能代市の取組

○生活困窮者支援等のための地域づくり事業の実施

所管課等

福祉課

[事業内容]

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

○能代市地域集会所建設費等補助金の実施

所管課等

市民活力推進課

[事業内容]

地域の自治活動の拠点となる地域集会所を整備する際に補助金の交付等で支援します。

○能代市地域集会所建設資金貸付金の実施

所管課等

市民活力推進課

[事業内容]

地域の自治活動の拠点となる地域集会所の建設資金の貸付けを行います。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○地域活動の拠点づくり（生活支援体制整備事業）の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

高齢者の生活支援のニーズや地域課題を把握し関係各所と連携して支援体制の充実・強化を図ります。また交流の場や居場所づくりのための通いの場の立ち上げ支援を実施します。

○地域活動の拠点づくり（地域づくり事業）の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

属性にかかわらず住民同士が気軽に集える交流の場や居場所づくり、相談ができる場を関係各所と連携しながら推進します。市の地域センターや町の中心部に開設した「まちなか」を活用した「まるっとステーション」を設置し、相談支援・参加支援・居場所づくり支援を進めていきます。

○地域で活動する団体への支援（いきいきサロン等）

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

地域で活動する団体に対し、情報提供や活動に対する助言や支援を行います。

I-13：地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起について

▶能代市の取組

○地域づくり支援事業の実施

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

愛着や誇りの持てるいきいきとした暮らしやすい地域社会を創るため、地域住民が主体となって活動するまちづくり協議会等を支援します。

○市民活動支援センター事業の実施

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

市民活動の更なる活性化を図るため、市民・活動団体・行政などの間をつなぎ、情報交換や交流、連携を深めていく拠点として、市民活動支援センターを設置します。講座やイベントの開催を通じて、市民活動の活性化及び助言に努めます。

○市民まちづくり活動支援事業の実施

再掲

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

市民参画のまちづくりを推進するため、自主的にまちづくり活動を行う市民団体に補助金を交付し支援します。

○ふるさと納税制度の活用

所管課等

総合政策課

【事業内容】

市外在住者に向けて、ふるさとの課題解決のための取組への協力を呼びかけします。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○社協会員・賛助会員の増加への取組

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

社協事業を支える財源として使途を周知しながら推進します。

○寄付等の増加への取組

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

社協事業を支える財源として使途を周知しながら推進します。

○共同募金運動の協力への取組

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

共同募金運動の目的を深く理解してもらうため、周知しながら推進します。

○自主財源の確保への取組

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

地域福祉活動計画を推進するための財源の増強に向けた様々な取組を進めます。

○いきいきサロン支援事業の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

高齢者を中心としたサロン、障がい者の支援のためのサロン、未就学児のこどもを育てているサロン等に対し、運営費の一部を助成しています。

I-14：地域づくりに向けた連携体制の構築について

▶能代市の取組

○地域見守り活動事業に関する協定

所管課等

長寿いきがい課、福祉課、子育て支援課、総合政策課

[事業内容]

市と秋田県生活衛生同業組合能代山本地方連絡協議会は、市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりと地域福祉の向上を目的として、地域見守り活動事業に関する協定を締結し、見守り活動を相互に連携して推進します。

○地域づくり支援事業の実施

再掲

所管課等

市民活力推進課

[事業内容]

愛着や誇りの持てるいきいきとした暮らしやすい地域社会を創るため、地域住民が主体となって活動するまちづくり協議会等を支援します。

○市民まちづくり活動支援事業の実施

再掲

所管課等

市民活力推進課

[事業内容]

市民参画のまちづくりを推進するため、自主的にまちづくり活動を行う市民団体に補助金を交付し支援します。

○生活困窮者支援等のための地域づくり事業の実施

再掲

所管課等

福祉課

[事業内容]

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○地域活動の拠点づくり（地域づくり事業）の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

属性にかかわらず住民同士が気軽に集える交流の場や居場所づくり、相談ができる場を関係各所と連携しながら推進します。市の地域センターや町の中心部に開設した「まちなか」を活用した「まるっとステーション」を設置し、相談支援・参加支援・居場所づくり支援を進めていきます。

○雪対策支援事業の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

自力で除雪を行うことが困難な高齢者世帯等の除雪支援を行う個人や団体に対し、小型除雪機や軽トラックを貸し出しします。また、貸し出しの際は燃料費を助成します。

○いきいきサロン支援事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

高齢者を中心としたサロン、障がい者の支援のためのサロン、未就学児のこどもを育てているサロン等に対し、運営費の一部を助成しています。

I-15：全庁的な体制整備について

▶能代市の取組

○能代市福祉支援ネットワークの設置

再掲

所管課等

福祉課

【事業内容】

地域住民の複雑化・複合化した生活課題の解決に向けた重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るにあたり、多職種による連携と多機関の協働が重要となることから、能代市福祉支援ネットワーク（委員：27名）を設置し、福祉以外の分野とも連携を行っていきます。

支援対象は、介護、障がい、子育て、生活困窮、保健・医療、住まい、就労、教育等に関する課題や社会からの孤立など地域生活課題を抱える全ての住民となります。

※能代市福祉支援ネットワークの庁内関係課

【総務部】 税務課

【市民福祉部】 福祉課、子育て支援課、長寿いきがい課、健康づくり課、市民保険課

【環境産業部】 商工労働課

【都市整備部】 都市整備課、水道課

【二ツ井地域局】 市民福祉課

【教育部】 学校教育課

※構成機関の全体内訳は、49 頁へ掲載

基本施策Ⅱ：地域における福祉サービスの適切な利用の促進

支援が必要な人の状況に応じて、自分にあったサービスを選択できるよう各種サービスの情報提供や相談体制を充実させるとともに、各分野の連携のもとサービスを総合的に調整する体制を整えるための取組を行います。

また、多様化するニーズに対して、福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を推進することで、安心してサービスが受けられる体制づくりを目指します。

Ⅱ－１：福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備について

Ⅱ－１－１：福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携

▶能代市の取組

○広報のしろ、市ホームページ、SNS、パンフレット等の活用による情報提供

所管課等	関係各課
------	------

[事業内容]

広報のしろ、市ホームページ、SNS 等により地域福祉に係る情報を提供・周知します。

○能代市「子育て応援アプリめん choco」事業の実施

所管課等	子育て支援課
------	--------

[事業内容]

妊娠から出産、子育てをサポートする母子健康手帳アプリの能代市版となる『子育て応援アプリめん choco』を運用します。

妊娠中の健康管理はもちろん、乳幼児健診や予防接種のスケジュール管理、オンライン相談等ができます。

また、子育てに関する情報をプッシュ配信によりお知らせします。

○各福祉サービスの相談窓口の設置

所管課等	福祉課、長寿いきがい課、子育て支援課
------	--------------------

[事業内容]

高齢者（地域包括支援センター）、障がい者（障がい者基幹相談支援センター等）、こども・子育て（こども家庭センター等）、生活困窮（くらしサポート相談室）をはじめとした各福祉分野の相談窓口を設置し、各機関・団体等と連携し必要な支援を包括的に行える体制を確保します。

○多機関協働による支援会議（重層的支援会議、支援会議）の実施

再掲	所管課等	福祉課
----	------	-----

[事業内容]

多機関協働体制の整備として、単独の相談支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した事例について、複数の関係機関が支援の方向性や役割分担を調整し、支援プランの策定を行う重層的支援会議等を設置します。

重層的支援体制整備事業における中心的な事業であり、個別ケースの検討においては、複数の相談支援機関から助言をもらえるとともに、困難事例に対応していく中で、職員のスキルアップも見込めるなど、支援者を支援する役割を担う事業でもあり、このような包括的な連携体制を通じて、地域福祉ネットワークをより強固なものとしします。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○法律相談の実施

	所管課等	能代市社会福祉協議会
【事業内容】		
市民の生活上の法律等に関する専門的な相談に応じるために弁護士による無料法律相談を行います。		

○相談支援体制の充実

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
【事業内容】		
制度の狭間の課題も含め、経済的困窮、社会的孤立など複合的な課題を抱えた方に対し、アウトリーチなど地域と連携した相談支援体制づくりに取り組みます。		

○生活困窮者自立相談支援事業の実施（くらしサポート相談室）

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
【事業内容】		
様々な理由で経済的に困窮している方からの相談を受け、各関係機関と連携しながら、ともに考え自立に向け支援します。		

○多機関協働事業の実施

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
【事業内容】		
属性にかかわらず様々な課題を持った方に対し、関係機関・団体との情報共有と連携を図り、役割分担と支援の方向性を定め支援ネットワークを形成します。		

○丸ごと相談員の配置とアウトリーチによる相談支援

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
【事業内容】		
市を8つの地域に分けて丸ごと相談員を配置し、アウトリーチにより地域の相談窓口として、様々な困りごとを捉え、その困りごとを地域・関係機関全体で支えるネットワークづくり・仕組みづくりに取り組みます。また、地域の自治会館や集会所を活用し、まるごと相談所を開設します。		

○ふれあい安心電話事業の実施

	所管課等	能代市社会福祉協議会
【事業内容】		
高齢者世帯等に週1回安否確認を兼ねて電話することによりふれあいを図ります。		

○地域支え合い高齢者等見守り事業

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

避難行動要支援者を定期的に巡回し、安否の確認と相談に応じながら要支援者台帳を整備し、関係機関・団体との情報共有と連携を図り、地域ネットワークづくりに努めます。

○居宅介護支援事業所の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

利用者が安心して日常生活を営むため、必要な介護サービスを適切に利用できるよう関係機関と連携し支援します。

○社協だより、社協ホームページ、SNS、パンフレット等の活用による情報提供

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

社協だより、社協ホームページ、SNS等により地域福祉に係る情報を提供・周知します。

Ⅱ－２：支援を必要とする方が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立について

Ⅱ－２－１：社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

▶能代市の取組

○各種研修等の開催及び案内周知

所管課等

関係各課

【事業内容】

地域福祉推進のための研修案内等を関係機関にも周知し、人材育成や相談支援員等のスキルアップを図ります。

○地域福祉に係る出前講座

所管課等

関係各課

【事業内容】

各種福祉制度の理解促進と福祉活動に必要な情報等が入手しやすい環境整備をすすめるため、地域福祉に係る出前講座を実施します。

○民生委員・児童委員の活動支援の実施

所管課等	福祉課
------	-----

【事業内容】

地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の地域での活動の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。

また、活動の充実を図るため、活動に要する費用の一部を市からの活動費として支給し、活動を支援します。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○地域への出前講座の実施

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

【事業内容】

自治会・町内会、ボランティア団体、事業所等に出向き社会福祉の啓発に努めます。

○職場内情報等共有の推進

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

【事業内容】

能代市社会福祉協議会のビジョン等を職員が共有し、協力・連携のもとで、幅広い福祉ニーズに応えることができるような仕組みづくりに取り組みます。

○社会福祉協議会の組織体制の見直し

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

【事業内容】

社会福祉協議会としての在り方や質が求められる時代に対応し、安定した継続的な経営ができるよう、事務局体制や人員配置等の仕組みを構築します。

○社会福祉協議会職員の資質向上

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

【事業内容】

職員研修の実施等により意識改革やスキルアップ、自己啓発など促し、職員の資質向上を図ります。

Ⅱ－３：利用者の権利擁護について

Ⅱ－３－１：成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

▶能代市の取組

○成年後見制度利用支援、権利擁護体制整備の推進

再掲	所管課等	福祉課、長寿いきがい課
[事業内容]		
高齢者や障がいのある方等が地域において安心して生活できるよう、権利擁護事業や成年後見制度の周知を行い、ケースによっては成年後見人の市長申立てを行うなど、専門的見地から継続的な支援を行います。 社会福祉協議会の権利擁護センターに中核機関業務を委託し、権利擁護事業の推進を図ります。 本人や家族、地域包括支援センター、サービス提供事業所等からの相談、連絡、情報提供を受け、関係機関等と連携しながら、支援を必要としている方に迅速かつ適切な支援を行います。		

▶能代市社会福祉協議会の取組

○権利擁護体制づくりへの取組（権利擁護センター）

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]		
判断能力が不十分な方の財産管理や契約等の法律行為を行い、住み慣れたまちで安心して暮らせるように権利擁護体制づくりに努めます。		

○法人後見事業の推進

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]		
成年後見制度に基づく法人後見事業により支援します。		

○日常生活自立支援事業の実施

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]		
判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の福祉サービスにおける金銭管理等の支援をします。		

基本施策Ⅲ：地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に向けた支援

少子高齢化といった人口構造等が大きく変化しているなかで、多様化・複雑化する新たな生活課題・福祉課題に対応するために、福祉人材を確保し、福祉事業を維持・継続・展開・発展させることが求められています。

そのため、地域における福祉資源等が最大限の効果を発揮できるよう、事業内容の見直しや事業の開拓などを検討しながら、支援に努めます。

Ⅲ－１：社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進、公的サービスとの連携による公私協働の推進について

Ⅲ－１－１：民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援

▶能代市の取組

○参加支援事業の実施

再掲	所管課等	福祉課
[事業内容]		
既存の社会参加に向けた事業では対応できない課題がある世帯等に対して、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、必要な支援が提供できる社会資源（受け入れ先）の開発も含め、コーディネート・マッチングを行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。		

▶能代市社会福祉協議会の取組

○参加支援事業の実施

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]		
既存の制度では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の資源を活用する他、新たな資源を開発するなど、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。		

Ⅲ－１－２：社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

▶能代市の取組

○能代市社会福祉協議会への運営支援

所管課等	福祉課
[事業内容]	
能代市社会福祉協議会の基盤及び公益事業の運営を強化するため人件費の一部を支援します。	

▶能代市社会福祉協議会の取組

○社会福祉法人連絡会の設置と公益的活動の推進

所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]	
市内の社会福祉法人が地域のニーズや生活課題を受け止め、連携・協働により社会貢献事業等に取り組むため組織化を図り、公益的活動のより一層の充実に努めます。	

Ⅲ－２：福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携について

▶能代市の取組

○能代市福祉支援ネットワークの設置

再掲	所管課等	福祉課
[事業内容]		
地域住民の複雑化・複合化した生活課題の解決に向けた重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るにあたり、多職種による連携と多機関の協働が重要となることから、能代市福祉支援ネットワーク（委員：２７名）を設置し、福祉以外の分野とも連携を行っていきます。 支援対象は、介護、障がい、子育て、生活困窮、保健・医療、住まい、就労、教育等に関する課題や社会からの孤立など地域生活課題を抱える全ての住民となります。 ※構成機関の内訳は、49 頁へ掲載		

○地域見守り活動事業に関する協定

再掲	所管課等	長寿いきがい課、福祉課、子育て支援課、総合政策課
[事業内容]		
市と秋田県生活衛生同業組合能代山本地方連絡協議会は、市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりと地域福祉の向上を目的として、地域見守り活動事業に関する協定を締結し、見守り活動を相互に連携して推進します。		

▶能代市社会福祉協議会の取組

○多機関協働事業の実施

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]		
属性にかかわらず様々な課題を持った方に対し、関係機関・団体との情報共有と連携を図り、役割分担と支援の方向性を定め支援ネットワークを形成します。		

○居宅介護支援事業所の実施

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]		
利用者が安心して日常生活を営むため、必要な介護サービスを適切に利用できるよう関係機関と連携し支援します。		

基本施策Ⅳ：地域福祉に関する活動への住民参加の促進

地域福祉活動を推進していくためには、住民一人ひとりの日常的な活動や市民活動団体による取組が主体的に推進されるよう、市や社会福祉協議会が支援を行っていく必要があります。

地域住民自らが地域の福祉課題を把握し、ともに助け合い支え合うという福祉意識の醸成を図るための啓発や主体的な住民活動を支援する人材や拠点の充実、各団体の連携や地域づくり支援等の取組を進めています。

Ⅳ－１：地域住民、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の社会福祉活動への支援について

Ⅳ－１－１：活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援

▶能代市の取組

○広報のしろ、市ホームページ、SNS、パンフレット等の活用による情報提供と周知

所管課等	関係各課
------	------

[事業内容]

広報のしろ、市ホームページ、SNS 等により地域福祉に係る情報を提供・周知するとともに、福祉意識の啓発を図ります。

○地域福祉に係る出前講座の実施

再掲	所管課等	関係各課
----	------	------

[事業内容]

市民参加による福祉活動が進むよう、活動に必要な情報等が入手しやすい環境整備に取り組めます。

○福祉に関する大会、イベント等の開催やその支援による福祉意識の啓発、醸成

所管課等	関係各課
------	------

[事業内容]

福祉に関する大会、イベント、講座等の開催やその支援を通じて、地域での子育てや障がい、介護への理解のほか、敬老等、福祉意識の啓発に努めます。

○地域福祉活動補助事業の実施

所管課等	長寿いきがい課
------	---------

[事業内容]

ボランティア団体等が実施する「在宅福祉の普及・向上に資する事業」「健康・生きがいづくりの推進に資する事業」「ボランティア活動の活発化に資する事業」に対し、福祉基金を財源として補助金を交付します。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○地域で活動する団体への支援（いきいきサロン等）

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

地域で活動する団体に対し、情報提供や活動に対する助言や支援を行います。

○社会福祉協議会のネットワーク機能を活かした団体への支援

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

各種団体の活動の充実や各事業の円滑な実施は地域福祉の推進にとって重要であるため、活動への支援や情報提供、相談支援等に努めます。

○社協だより、社協ホームページ、SNS、パンフレット等の活用による情報提供

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

社協だより、社協ホームページ、SNS 等により地域福祉に係る情報を提供・周知します。

○地域への出前講座の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

自治会・町内会、ボランティア団体、事業所等に出向き社会福祉の啓発に努めます。

○地域活動の拠点づくり（地域づくり事業）の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

属性にかかわらず住民同士が気軽に集える交流の場や居場所づくり、相談ができる場を関係各所と連携しながら推進します。市の地域センターや町の中心部に開設した「まちなか」を活用した「まるっとステーション」を設置し、相談支援・参加支援・居場所づくり支援を進めていきます。

Ⅳ－１－２：地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

▶能代市の取組

○市民活動支援センター事業の実施

再掲

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

市民活動の更なる活性化を図るため、市民・活動団体・行政などの間をつなぎ、情報交換や交流、連携を深めていく拠点として、市民活動支援センターを設置します。
講座やイベントの開催を通じて、市民活動の活性化及び助言に努めます。

○市民まちづくり活動支援事業の実施

再掲

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

市民参画のまちづくりを推進するため、自主的にまちづくり活動を行う市民団体に補助金を交付し支援します。

○障がい者の自発的活動に対する補助事業の実施

所管課等

福祉課

【事業内容】

障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が行う自発的な取組を支援します。

○能代市ボランティアセンターの支援及びボランティアの育成

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

ボランティアの登録・斡旋や広報活動、各種ボランティアの養成等を行う能代市ボランティアセンターの支援を行います。

○地域見守り活動事業に関する協定

再掲

所管課等

長寿いきがい課、福祉課、子育て支援課、総合政策課

【事業内容】

市と秋田県生活衛生同業組合能代山本地方連絡協議会は、市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりと地域福祉の向上を目的として、地域見守り活動事業に関する協定を締結し、見守り活動を相互に連携して推進します。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○雪対策支援事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

自力で除雪を行うことが困難な高齢者世帯等の除雪支援を行う個人や団体に対し、小型除雪機や軽トラックを貸し出します。また、貸し出しの際は燃料費を助成します。

○車両・物品の貸出

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

地域で支え合い活動を行う団体を支援するために、車両・物品等を貸出します。

○地域で活動する団体への支援（いきいきサロン等）

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

地域で活動する団体に対し、情報提供や活動に対する助言や支援を行います。

○地域活動の拠点づくり（地域づくり事業）の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

属性にかかわらず住民同士が気軽に集える交流の場や居場所づくり、相談ができる場を関係各所と連携しながら推進します。市の地域センターや町の中心部に開設した「まちなか」を活用した「まるっとステーション」を設置し、相談支援・参加支援・居場所づくり支援を進めていきます。

○ボランティアの育成

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

地域で活躍できる新たな人材の発掘や育成のため、ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。

○避難行動要支援者避難支援訓練事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を地域住民とともに考え、いざという時に支え合う体制を確認し、日頃から見守りなど地域で支える仕組みづくりに努めます。

Ⅳ－２：住民等に対する地域福祉推進への主体的参加の促進について

Ⅳ－２－１：地域住民、サービス利用者の自立に向けた支援

▶能代市の取組

○市民活動支援センター事業の実施

再掲

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

市民活動の更なる活性化を図るため、市民・活動団体・行政などの間をつなぎ、情報交換や交流、連携を深めていく拠点として、市民活動支援センターを設置します。
講座やイベントの開催を通じて、市民活動の活性化及び助言に努めます。

○能代市ボランティアセンターの支援及びボランティアの育成

再掲

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

ボランティアの登録・斡旋や広報活動、各種ボランティアの養成等を行う能代市ボランティアセンターの支援を行います。

○公共交通の利便性の向上（巡回バス・コミュニティバス・デマンド型タクシーの運行/既存バス路線網の維持）

所管課等

商工労働課

【事業内容】

高齢者や運転免許証返納者の移動手段を確保し、安心して豊かな生活を確保するため、それぞれの地域の特性に応じた方法で公共交通の充実を図ります。

○元気・交流２００円バス事業の実施

所管課等

長寿いきがい課

【事業内容】

高齢者の外出を支援するとともに、交流人口増加による市街地のにぎわい創出にもつながるよう取り組みます。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○ボランティアの育成

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

地域で活躍できる新たな人材の発掘や育成のため、ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。

○車両・物品の貸出

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

地域で支え合い活動を行う団体を支援するために、車両・物品等を貸出します。

○雪対策支援事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

自力で除雪を行うことが困難な高齢者世帯等の除雪支援を行う個人や団体に対し、小型除雪機や軽トラックを貸し出します。また、貸し出しの際は燃料費を助成します。

IV-2-2：地域住民の意識の向上に向けた取組

▶能代市の取組

○市民活動支援センター事業の実施

再掲

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

市民活動の更なる活性化を図るため、市民・活動団体・行政などの間をつなぎ、情報交換や交流、連携を深めていく拠点として、市民活動支援センターを設置します。
講座やイベントの開催を通じて、市民活動の活性化及び助言に努めます。

○能代市ボランティアセンターの支援及びボランティアの育成

再掲

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

ボランティアの登録・斡旋や広報活動、各種ボランティアの養成等を行う能代市ボランティアセンターの支援を行います。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○社会福祉大会の開催

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

関係機関・団体及び市民の参加を得て、福祉問題を考えながら情報提供と啓発に努めます。

○地域共生社会の実現に向けたフォーラムや講座の開催

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

関係機関・団体及び市民の参加を得て、地域共生社会の実現に向け、ともに考える場を設けながら福祉意識の醸成に努めます。

○ボランティアの育成

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

地域で活躍できる新たな人材の発掘や育成のため、ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。

IV-2-3：住民等の交流会、勉強会等の開催

▶能代市の取組

○福祉に関する大会、イベント等の開催やその支援による福祉意識の啓発、醸成

再掲

所管課等

関係各課

【事業内容】

福祉に関する大会、イベント、講座等の開催やその支援を通じて、地域での子育てや障がい、介護への理解のほか、敬老等、福祉意識の啓発に努めます。

○市民活動支援センター事業の実施

再掲

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

市民活動の更なる活性化を図るため、市民・活動団体・行政などの間をつなぎ、情報交換や交流、連携を深めていく拠点として、市民活動支援センターを設置します。

講座やイベントの開催を通じて、市民活動の活性化及び助言に努めます。

○地域福祉に係る出前講座の実施

再掲

所管課等

関係各課

【事業内容】

市民参加による福祉活動が進むよう、活動に必要な情報等が入手しやすい環境整備に取り組みます。

○能代市ボランティアセンターの支援及びボランティアの育成

再掲

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

ボランティアの登録・斡旋や広報活動、各種ボランティアの養成等を行う能代市ボランティアセンターの支援を行います。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○地域への出前講座の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

自治会・町内会、ボランティア団体、事業所等に出向き社会福祉の啓発に努めます。

○福祉教育活動への支援

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

小中学校における福祉教育を支援するため、福祉教育担当者を派遣します。

○複合施設等を活用した福祉教育活動の推進

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

公営住宅、保育所、高齢者施設が一体となった複合施設で、日常的な交流・つどいの開催による世代間交流の機会や、誰もが参加できる行事の開催による地域交流の機会づくりを行政・団体等と連携しながら進めます。

○地域活動の拠点づくり（地域づくり事業）の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

属性にかかわらず住民同士が気軽に集える交流の場や居場所づくり、相談ができる場を関係各所と連携しながら推進します。市の地域センターや町の中心部に開設した「まちなか」を活用した「まるっとステーション」を設置し、相談支援・参加支援・居場所づくり支援を進めていきます。

○ボランティアの育成

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

地域で活躍できる新たな人材の発掘や育成のため、ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。

Ⅳ－３：地域福祉を推進する人材の養成について

Ⅳ－３－１：地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の充実

▶能代市の取組

○能代市ボランティアセンターの支援及びボランティアの育成

再掲

所管課等

市民活力推進課

【事業内容】

ボランティアの登録・斡旋や広報活動、各種ボランティアの養成等を行う能代市ボランティアセンターの支援を行います。

○認知症サポーター養成講座の開催

再掲

所管課等

長寿いきがい課

【事業内容】

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として「認知症サポーター」の養成講座を実施します。

○手話奉仕員養成講座の開催

再掲

所管課等

福祉課

【事業内容】

聴覚障がい者の生活についての理解と認識を深めるとともに、コミュニケーションにおいて活用できる基礎的な手話の技能を身に付けた手話奉仕員を養成することにより、聴覚障がい者の社会参加の促進を図るため手話奉仕員養成講座を開催します。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○地域活動の拠点づくり（生活支援体制整備事業）の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

高齢者の生活支援のニーズや地域課題を把握し関係各所と連携して支援体制の充実・強化を図ります。また交流の場や居場所づくりのためのいきいきサロン立ち上げ支援を実施します。

○地域福祉活動資源の連携・強化

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

ボランティアセンター機能を活用し、地域住民、地域団体、ボランティア、NPO、福祉事業者、学校などとの連携を広げ、地域福祉を推進します。

○ボランティアの育成

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

地域で活躍できる新たな人材の発掘や育成のため、ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。

IV－3－2：民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

▶能代市の取組

○民生委員・児童委員の活動支援

再掲

所管課等

福祉課

【事業内容】

地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の地域での活動の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。

また、活動の充実を図るため、活動に要する費用の一部を市からの活動費として支給し、活動を支援します。

○能代市民生委員・児童委員研修費等補助金の実施

所管課等

福祉課

【事業内容】

地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の研修参加等による資質・知識・技能の向上を図るとともに、活動を推進するため費用の一部を補助します。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○民生委員・児童委員の活動支援

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

行政・社会福祉協議会と市民とのパイプ役となっている民生委員・児童委員の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。

基本施策Ⅴ：包括的な支援体制の整備

介護・障がい・子ども・困窮の各法に基づく既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した生活課題の解決にあたっては、複数の相談支援機関等相互間の連携による支援を進めます。

また、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に対しては、関係機関等と連携し必要な支援を届けます。

Ⅴ－１：地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備について

Ⅴ－１－１：住民が主体的に地域生活課題を把握し解決することができるような環境の整備

▶能代市の取組

○市民活動支援センター事業の実施

再掲	所管課等	市民活力推進課
[事業内容]		
市民活動の更なる活性化を図るため、市民・活動団体・行政などの間をつなぎ、情報交換や交流、連携を深めていく拠点として、市民活動支援センターを設置します。 講座やイベントの開催を通じて、市民活動の活性化及び助言に努めます。		

○市民まちづくり活動支援事業の実施

再掲	所管課等	市民活力推進課
[事業内容]		
市民参画のまちづくりを推進するため、自主的にまちづくり活動を行う市民団体に補助金を交付し支援します。		

○地域福祉に係る出前講座の実施

再掲	所管課等	関係各課
[事業内容]		
市民参加による福祉活動が進むよう、活動に必要な情報等が入手しやすい環境整備に取り組みます。		

○福祉に関する大会、イベント等の開催やその支援による福祉意識の啓発、醸成

再掲	所管課等	関係各課
[事業内容]		
福祉に関する大会、イベント、講座等の開催やその支援を通じて、地域での子育てや障がい、介護への理解のほか、敬老等、福祉意識の啓発に努めます。		

○地域見守り活動事業に関する協定

再掲	所管課等	長寿いきがい課、福祉課、子育て支援課、総合政策課
[事業内容]		
市と秋田県生活衛生同業組合能代山本地方連絡協議会は、市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりと地域福祉の向上を目的として、地域見守り活動事業に関する協定を締結し、見守り活動を相互に連携して推進します。		

▶能代市社会福祉協議会の取組

○丸ごと相談員の配置とアウトリーチによる相談支援

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

市を8つの地域に分けて丸ごと相談員を配置し、アウトリーチにより地域の相談窓口として、様々な困りごとを捉え、その困りごとを地域・関係機関全体で支えるネットワークづくり・仕組みづくりに取り組みます。また、地域の自治会館や集会所を活用し、まるごと相談所を開設します。

○地域福祉活動資源の連携・強化

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

地域住民、地域団体、ボランティア、NPO、福祉事業者、学校等との連携を広げ、地域福祉を推進します。

○地域で活動する団体への支援（いきいきサロン等）

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

地域で活動する団体に対し、情報提供や活動に対する助言や支援を行います。

○雪対策支援事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

自力で除雪を行うことが困難な高齢者世帯等の除雪支援を行う個人や団体に対し、小型除雪機や軽トラックを貸し出します。また、貸し出しの際は燃料費を助成します。

○車両・物品の貸出

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

地域で支え合い活動を行う団体を支援するために、車両・物品等を貸出します。

○避難行動要支援者避難支援訓練事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を地域住民とともに考え、いざという時に支え合う体制を確認し、日頃から見守りなど地域で支える仕組みづくりに努めます。

○地域への出前講座の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

自治会・町内会、ボランティア団体、事業所等に出向き社会福祉の啓発に努めます。

V-2：地域住民等が支援関係機関に対して協力を求めることができる体制の整備について

V-2-1：地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

▶能代市の取組

○各福祉分野の相談窓口の充実と周知

再掲	所管課等	福祉課、長寿いきがい課、子育て支援課
[事業内容]		
高齢者、障がい者、こども・子育て、生活困窮をはじめとした各福祉分野の相談窓口で相談を受け、分野をまたぐ課題については、必要に応じて担当部署が連携して課題解決に当たります。 各種相談窓口を周知し、相談をしたい方の適切な支援につながることを目指します。 【相談支援体制】 地域包括支援センター（高齢） 障がい者基幹相談支援センター、在宅障害者支援施設とらいあんぐる（障がい） こども家庭センター（こども・子育て） くらしサポート相談室（生活困窮）		

○社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の実施

再掲	所管課等	福祉課
[事業内容]		
既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくり支援の3つの支援を一体的に実施しながら、重層的なセーフティネットの構築を目指します。 重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現のため、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための事業であり、支援対象は、介護、障がい、子育て、生活困窮、保健・医療、住まい、就労、教育等に関する課題や社会からの孤立など地域生活課題を抱える全ての住民とします。		

○多機関協働による支援会議（重層的支援会議、支援会議）の実施

再掲	所管課等	福祉課
[事業内容]		
多機関協働体制の整備として、単独の相談支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した事例について、複数の関係機関が支援の方向性や役割分担を調整し、支援プランの策定を行う重層的支援会議等を設置します。 重層的支援体制整備事業における中心的な事業であり、個別ケースの検討においては、複数の相談支援機関から助言をもらえるとともに、困難事例に対応していく中で、職員のスキルアップも見込めるなど、支援者を支援する役割を担う事業でもあり、このような包括的な連携体制を通じて、地域福祉ネットワークをより強固なものとします。		

○地域見守り活動事業に関する協定

再掲	所管課等	長寿いきがい課、福祉課、子育て支援課、総合政策課
[事業内容]		
市と秋田県生活衛生同業組合能代山本地方連絡協議会は、市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりと地域福祉の向上を目的として、地域見守り活動事業に関する協定を締結し、見守り活動を相互に連携して推進します。		

▶能代市社会福祉協議会の取組

○総合相談窓口の充実

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

複合化・複雑化した課題を捉え、必要な支援をコーディネートするため、関係機関と役割分担を図りつつ運動しながら包括的な支援に取り組みます。

○丸ごと相談員の配置とアウトリーチによる相談支援

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

市を8つの地域に分けて丸ごと相談員を配置し、アウトリーチにより地域の相談窓口として、様々な困りごとを捉え、その困りごとを地域・関係機関全体で支えるネットワークづくり・仕組みづくりに取り組みます。また、地域の自治会館や集会所を活用し、まるごと相談所を開設します。

○多機関協働事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

属性にかかわらず様々な課題を持った方に対し、関係機関・団体との情報共有と連携を図り、役割分担と支援の方向性を定め支援ネットワークを形成します。

○地域活動の拠点づくり（地域づくり事業）の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

[事業内容]

属性にかかわらず住民同士が気軽に集える交流の場や居場所づくり、相談ができる場を関係各所と連携しながら推進します。市の地域センターや町の中心部に開設した「まちなか」を活用した「まるっとステーション」を設置し、相談支援・参加支援・居場所づくり支援を進めていきます。

V-3：多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備について

V-3-1：多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

▶能代市の取組

○能代市福祉支援ネットワークの設置

再掲	所管課等	福祉課
[事業内容]		
地域住民の複雑化・複合化した生活課題の解決に向けた重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るにあたり、多職種による連携と多機関の協働が重要となることから、能代市福祉支援ネットワーク（委員：27名）を設置し、福祉以外の分野とも連携を行っていきます。 支援対象は、介護、障がい、子育て、生活困窮、保健・医療、住まい、就労、教育等に関する課題や社会からの孤立など地域生活課題を抱える全ての住民となります。 ※構成機関の内訳は、49 頁へ掲載		

○多機関協働による支援会議（重層的支援会議、支援会議）の実施

再掲	所管課等	福祉課
[事業内容]		
多機関協働体制の整備として、単独の相談支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した事例について、複数の関係機関が支援の方向性や役割分担を調整し、支援プランの策定を行う重層的支援会議等を設置します。 重層的支援体制整備事業における中心的な事業であり、個別ケースの検討においては、複数の相談支援機関から助言をもらえるとともに、困難事例に対応していく中で、職員のスキルアップも見込めるなど、支援者を支援する役割を担う事業でもあり、このような包括的な連携体制を通じて、地域福祉ネットワークをより強固なものとしします。		

▶能代市社会福祉協議会の取組

○多機関協働事業の実施

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]		
属性にかかわらず様々な課題を持った方に対し、関係機関・団体との情報共有と連携を図り、役割分担と支援の方向性を定め支援ネットワークを形成します。		

○生活困窮者自立相談支援事業の実施（くらしサポート相談室）

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]		
様々な理由で経済的に困窮している方からの相談を受け、各関係機関と連携しながら、ともに考え自立に向け支援します。		

基本施策Ⅵ：災害時要援護者の支援

能代市地域防災計画や能代市災害時要援護者避難支援プランに基づき、自主防災組織の設立の促進、防災訓練や避難訓練の実施、避難支援体制の構築、災害時に配慮、支援を必要とする人の把握や情報共有に努めます。

災害時や緊急時に地域住民が互いに支え合い、助け合って対応できる体制を、市や社会福祉協議会が市民・団体等と連携しながら強化するとともに、市民・団体等への共助の意識づけを図ります。

Ⅵ－１：災害時要援護者の把握及び情報共有について

▶能代市の取組

○能代市地域防災計画に基づく対策の実施

所管課等

総合防災課

【事業内容】

災害発生時における安否確認、避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等、要配慮者や避難行動要支援者に配慮した防災対策を推進します。

○能代市災害時要援護者避難支援プランに基づく施策の実施

所管課等

長寿いきがい課、福祉課、子育て支援課、総合防災課

【事業内容】

能代市地域防災計画に基づき、各種施策を講じていますが、その中で、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）等の要配慮者や避難行動要支援者の安全の確保について、地域住民、自治会・町内会、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に向けて取り組みます。

○地域支え合い高齢者等見守り事業の実施

所管課等

長寿いきがい課

【事業内容】

高齢者等を定期的に巡回し、安否の確認と相談に応じながら、関係機関・団体との情報共有を図り、地域のネットワークづくりに努めます。

○地域見守り活動事業に関する協定

所管課等

長寿いきがい課、福祉課、子育て支援課、総合政策課

【事業内容】

市と秋田県生活衛生同業組合能代山本地方連絡協議会は、市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりと地域福祉の向上を目的として、地域見守り活動事業に関する協定を締結し、見守り活動を相互に連携して推進し、緊急時の支援強化を図ります。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○地域支え合い高齢者等見守り事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

避難行動要支援者を定期的に巡回し、安否の確認と相談に応じながら要支援者台帳を整備し、関係機関・団体との情報共有と連携を図り、地域ネットワークづくりに努めます。

○丸ごと相談員の配置とアウトリーチによる相談支援

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

市を8つの地域に分けて丸ごと相談員を配置し、アウトリーチにより地域の相談窓口として、様々な困りごとを捉え、その困りごとを地域・関係機関全体で支えるネットワークづくり・仕組みづくりに取り組みます。また、地域の自治会館や集会所を活用し、まるごと相談所を開設します。

VI-2：日常的な見守り活動や助け合い活動の振興について

▶能代市の取組

○地域支え合い高齢者等見守り事業の実施

再掲

所管課等

長寿いきがい課

【事業内容】

高齢者等を定期的に巡回し、安否の確認と相談に応じながら、関係機関・団体との情報共有を図り、地域のネットワークづくりに努めます。

○地域見守り活動事業に関する協定

再掲

所管課等

長寿いきがい課、福祉課、子育て支援課、総合政策課

【事業内容】

市と秋田県生活衛生同業組合能代山本地方連絡協議会は、市民が安心して暮らし続けることができるまちづくりと地域福祉の向上を目的として、地域見守り活動事業に関する協定を締結し、見守り活動を相互に連携して推進し、緊急時の支援強化を図ります。

○能代市災害時要援護者避難支援プランに基づく施策の実施

再掲

所管課等

長寿いきがい課、福祉課、子育て支援課、総合防災課

【事業内容】

能代市地域防災計画に基づき、各種施策を講じていますが、その中で、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）等の要配慮者や避難行動要支援者の安全の確保について、地域住民、自治会・町内会、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力ののもとに、要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に向けて取り組みます。

▶能代市社会福祉協議会の取組

○地域活動の拠点づくり（地域づくり事業）の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

属性にかかわらず住民同士が気軽に集える交流の場や居場所づくり、相談ができる場を関係各所と連携しながら推進します。市の地域センターや町の中心部に開設した「まちなか」を活用した「まるっとステーション」を設置し、相談支援・参加支援・居場所づくり支援を進めていきます。

○地域活動の拠点づくり（生活支援体制整備事業）の実施

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

高齢者の生活支援のニーズや地域課題を把握し関係各所と連携して支援体制の充実・強化を図ります。また交流の場や居場所づくりのためのいきいきサロン立ち上げ支援を実施します。

○地域支え合い高齢者等見守り事業の実施

再掲

所管課等

能代市社会福祉協議会

【事業内容】

避難行動要支援者を定期的に巡回し、安否の確認と相談に応じながら要支援者台帳を整備し、関係機関・団体との情報共有と連携を図り、地域ネットワークづくりに努めます。

VI-3：緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくりについて

▶能代市の取組

○能代市地域防災計画に基づく対策の実施

再掲	所管課等	総合防災課
[事業内容]		
災害発生時における安否確認、避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等、要配慮者や避難行動要支援者に配慮した防災対策を推進します。		

○能代市災害時要援護者避難支援プランに基づく施策の実施

再掲	所管課等	長寿いきがい課、福祉課、子育て支援課、総合防災課
[事業内容]		
能代市地域防災計画に基づき、各種施策を講じていますが、その中で、高齢者、こども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）等の要配慮者や避難行動要支援者の安全の確保について、地域住民、自治会・町内会、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に向けて取り組みます。		

○地域防災力向上事業（自主防災組織の設立促進と活動支援／防災士の養成／避難訓練の支援）の実施

再掲	所管課等	総合防災課
[事業内容]		
災害発生時に重要となる共助の体制づくり推進のため、自治会・町内会を基本として自主防災組織の設立を促進するとともに、災害時に市民が速やかに対応できるよう、防災訓練や避難訓練の実施やその支援を行います。 女性、高齢者、障がい者等の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性等多様な主体の参画を促進するよう努めます。		

▶能代市社会福祉協議会の取組

○避難行動要支援者避難支援訓練事業の実施

再掲	所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]		
災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を地域住民とともに考え、いざという時に支えあう体制を確認し、日頃から見守りなど地域で支える仕組みづくりに努めます。		

○災害ボランティアセンターの運営訓練の実施

所管課等	能代市社会福祉協議会
[事業内容]	
被災時の災害ボランティアセンターの運営に備え、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行います。	

○災害ボランティアの育成

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

[事業内容]

地域住民の安全・安心につながる活動となるよう災害時に対応できるボランティアの育成に努めます。

○福祉避難所の開設（養護老人ホーム松籟荘）

所管課等	能代市社会福祉協議会
------	------------

[事業内容]

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等（以下、「要配慮者」という）においては、特別なサポートや配慮が必要となる場合があります。一般避難所での生活が困難な方が生じた場合に、高齢者福祉避難所として市と連携し速やかに開設します。

■ 関連する計画

(1) 能代市成年後見制度利用促進計画

1) 計画策定の趣旨・目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方も住み慣れた地域で人としての尊厳を持って生活ができるよう、不当な契約などから保護し、権利が守られるように支援する制度です。

本市においては、令和3（2021）年度に能代市社会福祉協議会に、権利擁護の支援を必要とする方が必要な時に適切な支援につながるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中心となる中核機関の設置を委託し、成年後見制度の適正な利用を推進してきました。

国においては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき「成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）」を策定し、市町村に対して国の基本計画を勘案して権利擁護支援の促進に関する施策について基本的な計画の策定に努めるように定めています。

これらを踏まえ、支援が必要な高齢者や障がいのある方を適切な成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」と一体的に策定し、施策の推進を図ることとします。

2) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

また、住民や行政、社会福祉協議会、地域の様々な活動主体がともに連携・協働しながら、地域の福祉課題等を解決するための地域福祉の基本的な方向性と方策を示す計画である「第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」との整合性を図り、連携した取組を進めます。

3) 計画の期間

「第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」と合わせ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが発生した際には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

4) 現状と課題

人口減少が続き、高齢者数も年々減少傾向となっている中、75歳以上の高齢者数は増加傾向となっており、認知症高齢者も増加しています。また、精神障がいや知的障がいのある方など判断能力が十分でない方も増加傾向にある現状となっており、成年後見制度の必要性がますます高まっていくものと考えられます。

こういった状況の中、令和2（2020）年度に能代市社会福祉協議会へ中核機関ニーズ調査を委託し、関係機関や事業所が抱えている現状や課題、課題解決に向けた意見等を把握し、令和3（2021）年度に成年後見制度を必要とする方が必要な時に適切な支援につながるよう、地域で支える体制を構築する地域連携ネットワークの中心となる「中核機関」の設置を能代市社会福祉協議会に委託しました。

能代市社会福祉協議会では、成年後見制度の利用に関する相談を受ける相談窓口として権利擁護センターを設置し、法律の専門家や関係機関と連携し制度の利用に向けた相談支援を行っています。

今後、支援を必要とする方の潜在化したニーズを発見し、適切なタイミングで支援につなげるには、地域住民の制度の理解が重要であることから、制度の周知にもあらためて力を入れていく必要があります。

また、制度の利用が進むことによる支援者側（成年後見人等）のなり手が不足する場合も予測され、後見人のなり手の人材育成も課題となっています。

能代市における成年後見制度の状況

年度	能代市社会福祉協議会・ 権利擁護センター新規相談件数	市長申立数		報酬等助成数	
		高齢者	障がい者	高齢者	障がい者
令和3(2021)	176件	1人	0人	5人	0人
令和4(2022)	240件	1人	0人	4人	0人
令和5(2023)	246件	3人	1人	4人	1人

能代市における成年後見制度の類型別利用者人数（令和6（2024）年7月31日現在）

類型別利用者数	法定後見	任意後見			任意後見
		うち後見	うち保佐	うち補助	
39人	39人	30人	7人	2人	0人

資料：「秋田家庭裁判所の自庁統計調査に基づく概数資料」を基に作成

5）成年後見制度利用促進に向けた施策の展開

<成年後見制度の概要>

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの制度、利用方法があります。

①任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

この手を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

②法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所によって成年後見人等が選任されます。

本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの種類（類型）があります。

区 分		後見（成年後見人）	保佐（保佐人）	補助（補助人）
対 象 と な る 方		日常生活で判断能力がほとんどない方	日常生活で判断能力が著しく不十分な方	日常生活で判断能力が不十分な方
代理権	※成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約など法律行為を行える権限です	本人の財産に関する全ての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
同意権	※本人が契約など法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限です	———	日常生活に関する行為以外の法律上定められた重要な法律行為	日常生活に関する行為以外の、本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた法律行為
取消権	※成年後見人等の同意がないまま本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限です	日常生活に関する行為以外の全ての法律行為		

③成年後見人等のなり手

成年後見人は、成年後見制度を利用する人の家族や親せきのほか、福祉の専門家や法律の専門家（専門職）などがなります。

専門的な勉強をした地域の方（市民後見人）や、後見をしてくれる団体（法人後見）などになることもあります。

1 家族や親せき

2 専門職

弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等

3 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市区町村等の支援を受けて後見業務を適正に担います。住民目線で本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができる強みがあり、新たな担い手として重要視されています。

4 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。

権利擁護や福祉・法律の知識や技術を持った法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけでなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応ができたり、今まで支援を担当してきた職員が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに法人で代替りの担当者を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがあります。

④優先的に取り組むべき事項

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度を必要とする方が利用しやすくするために、市町村长申立てや成年後見制度利用支援事業の推進を優先的に取り組むべき事項として挙げています。

1 市長申立ての実施

市長申立てに関する事務については、迅速に処理できる体制を整備するとともに、虐待案件及び身寄りのない方または身寄りに頼れない方への適切な支援を実施することとされています。

2 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度利用支援事業は、低所得の高齢者や障がいのある方に対して申立費用や成年後見人に対する報酬を助成するもので、その推進が求められています。

＜制度の利用促進に向けた取組＞

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、能代市社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

○主な取組

取組	取組内容
地域連携ネットワークの構築 (能代市、能代市社会福祉協議会)	・ 権利擁護支援の必要な方について、支援者が連携を図りながら早期発見・早期支援していくため、権利擁護センターや地域包括支援センターほか各種相談窓口と一層の連携を図り、権利擁護支援の相談体制を強化します。 ・ 地域ケア会議などの地域資源や既存の仕組みを活用しながら、関係機関の相互の連携と情報共有を図り、適切な支援及び対応を行う体制を整備します。 ・ 権利擁護支援の必要な方を、支援者がチームとして支えるため、多様な関係機関との連携を強化します。 ・ 関係機関等へ県などが開催する研修会等を周知するとともに、積極的に参加を促し、成年後見人の資質向上に努めます。
中核機関の運営 (能代市、能代市社会福祉協議会)	・ 能代市社会福祉協議会権利擁護センターを地域連携ネットワークの中核機関として位置付け、地域連携ネットワークの整備を進め、成年後見制度の利用促進を図ります。 ・ 中核機関は専門職や関係機関、行政等と連携を図り、市民からの幅広い相談に対応します。また、必要に応じて後見人等支援者を支援します。 ・ 中核機関の役割や成年後見制度等について市民の理解を促進するため、広報及び啓発に努めます。
成年後見制度利用支援事業の実施 (能代市)	・ 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りがないなどの理由で申立人がいない場合、市長が法定後見の開始の審判の申立を行い、対象となる方の権利擁護・支援を行います。 ・ 成年後見人等には報酬が発生し、裁判所でその額が決められます。被後見人等の資力が乏しく後見人等への報酬が支払えないと判断された場合、その一部を市で助成します。
日常生活自立支援事業の実施 (能代市社会福祉協議会)	・ 認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある判断能力が不十分な方などを対象に契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行います。地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービス利用の手続きの援助や、日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行います。
成年後見人の担い手確保 (能代市、能代市社会福祉協議会)	・ 成年後見制度の利用について、職員や関係者等の資質向上のため、県などが開催する研修会等へ積極的な参加を図り、成年後見人の育成に資する研修参加の促進や周知に努めます。

(2) 能代市再犯防止推進計画

1) 計画策定の趣旨・目的

全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成18（2006）年時点の38.8%から令和4（2022）年には47.9%に達し、再犯の防止が課題となっています。

平成28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項が示されたほか、国は再犯防止推進計画を策定し、地方公共団体においても、国の計画を勘案して推進計画を定めるよう努めるものとされました。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がなかったり、薬物やアルコール等への依存があったり、高齢で身寄りがなかったりするなど、地域で生活する上で様々な課題を抱えている人が少なくありません。

こうした人の再犯を防止するためには、福祉的なアプローチ（生活相談、困窮支援、孤独・孤立対策、医療・福祉サービスの利用促進等）による継続的な支援も必要と考えられます。

本市においても、国の推進計画及び法に基づき、また、秋田県再犯防止推進計画を踏まえて、能代市再犯防止計画を策定し、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく自立した生活を送ることができるような体制整備や関係機関との連携などの取組を行い、安全・安心な地域社会づくりを進めます。

※犯罪をした人等とは…犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいいます。

2) 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律 第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として、福祉分野の取組との整合を図るため、「第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

3) 計画の期間

「第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」と合わせ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが発生した際には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

4) 現状と課題

秋田県再犯防止推進計画によると、県内の検挙人員に占める再犯者の割合が平成30（2018）年で48.4%と国と同程度であり、その再犯者に占める高齢者の割合が40.1%と高くなっています。

秋田県警察のホームページによると、能代市における刑法犯の認知件数は、次の表のとおりとなっており、令和4年（2022年）以降、増加傾向となっています。

刑法犯の認知件数（能代市分）

区分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
認知件数	126件	113件	117件	141件	142件

※各年1～12月の件数

5) 主な取組

犯罪者等の立ち直りを支援し犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を実現するため、秋田県再犯防止推進計画を基本とし、保護司会をはじめとする関係機関等と連携しながら、以下の取組を推進します。

取組	取組内容
関係機関等との連携強化・支援	国・県の研修や会議に参加し関係機関との連携強化を図ります。また、保護司会の活動に対し協力・支援を実施します。
市民に対する広報・啓発活動の推進	「社会を明るくする運動」の強調月間（毎年7月）における街頭パレードや街頭キャンペーンにより、再犯防止への取組に対する理解・促進を図ります。
就労・住居の確保	就労について、生活困窮者自立支援制度を活用した支援のほか職業安定所と連携した相談支援を実施します。また、住居について、市営住宅の募集情報を提供します。
福祉サービスの提供	高齢者、障がい者、生活困窮者の相談窓口を設置し、各関係機関等と連携し必要な支援を包括的に実施します。

第5章 計画の推進体制



1. 計画推進の考え方

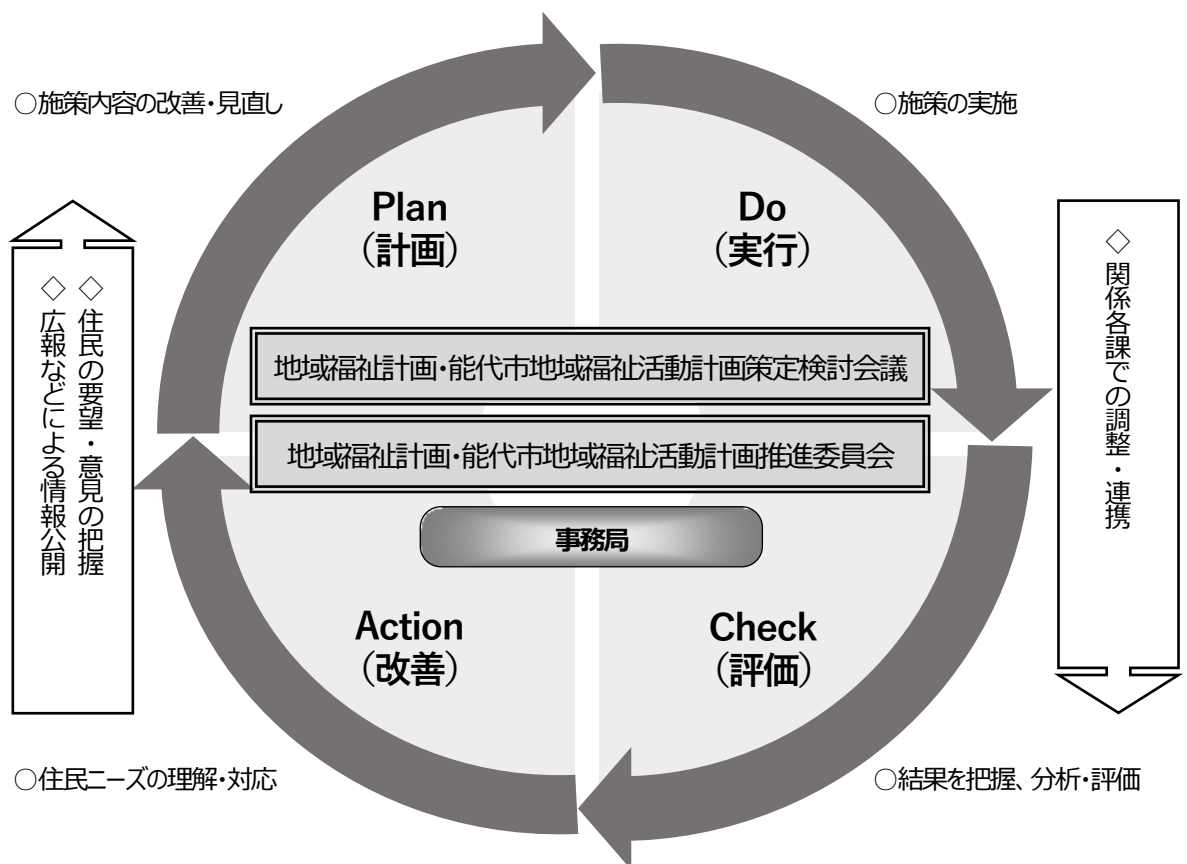
計画推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域、福祉団体、事業者等の参画や協力のもと、市と社会福祉協議会が連携しながら、計画に記載された施策や事業に取り組んでいきます。特に、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、福祉の両輪として、それぞれ必要な部分を補完しあいながら、整合性を持った施策・事業の推進が求められることから、緊密な連携を図っていきます。

地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、市民活動、まちづくり等、多岐にわたり、市の多くの部署が関係することから、それらの課題等について、庁内において共有し解決に向けて連携を図ります。また、制度の狭間や複合的な課題などにも対応できるような、多機関等による包括的な相談支援体制の構築・強化に努めながら計画の推進にあたります。

2. 計画の進行管理

(1) 推進体制

本計画策定のため、市の関係各課と社会福祉協議会による「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議」と、市民や学識経験者等からなる「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、策定を行いました。この策定検討会議及び推進委員会は、計画の進捗状況の評価や進行管理も担うこととなっており、P D C A サイクルによる評価、検証を基本として、進捗状況の確認と進行管理を行います。



(2) 計画推進における留意点

①計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取組を支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの市民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取組が活発に行われるように計画の周知に努めます。

②社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取組の状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

③地域福祉推進のための総合的な検証

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、産業、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い住民の参画を図りながら、住民目線で計画の進捗を評価し、住民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取組の見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図ります。

3. 計画の見直し

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、計画が終了する令和11（2029）年度に新たな計画を策定します。

ただし、計画期間中に地域福祉に関わる大きな状況の変化が生じた場合は、計画の変更または改定を行います。

4. 成果指標

本計画では、推進状況を図るための指標として、次のとおり設定します。

基本施策Ⅰ：地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の推進

指 標	基準値	目標値 (令和 11 年度) (2029 年度)	目標値設定の考え方
高齢者の生きがいと健康づくり事業参加者数	3,807 人 (R5(2023)年度)	4,500 人以上	能代市総合計画の 目標値を目指す
障がいのある方も社会参加できる環境が整っている と思う市民の割合（市民意識調査）	13.1% (R6(2024)年度)	25.0%以上	能代市障がい者計画の 目標値を目指す
子どもを生み育てやすいと思う市民の割合（市民 意識調査）	20.5% (R6(2024)年度)	40.0%以上	能代市総合計画の 目標値を目指す
心が健康だと思う市民の割合（市民意識調査）	57.7% (R6(2024)年度)	70.0%以上	能代市総合計画の 目標値を目指す

基本施策Ⅱ：地域における福祉サービスの適切な利用の促進

指 標	基準値	目標値 (令和 11 年度) (2029 年度)	目標値設定の考え方
このまちが住みやすいと思う市民の割合 (市民意識調査)	46.9% (R6(2024)年度)	60.0%以上	能代市総合計画の 目標値を目指す
子育てを地域で支えあう雰囲気があると思う市民 の割合（市民意識調査）	16.0% (R6(2024)年度)	35.0%以上	能代市総合計画の 目標値を目指す
障がいのある方が入所施設から地域生活へ移行す る人数（平成 18（2006）年度からの累計）	37 人 (R5(2023)年度)	42 人以上	能代市総合計画の 目標値を目指す

基本施策Ⅲ：地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に向けた支援

指 標	基準値	目標値 (令和 11 年度) (2029 年度)	目標値設定の考え方
高齢者人口に対する自立高齢者率	79.5% (R5(2023)年度)	80.0%以上	能代市高齢者福祉計画 の目標値を目指す
他県ボランティアの養成講座受講者数（ゲートキ ーパーの養成）（平成 18（2006）年度からの 累計）	累計 367 人 (R5(2023)年度)	累計 397 人以上	能代市自殺対策計画の 目標値を目指す
民間事業所における障がい者雇用率（能代山 本）	2.54% (R5(2023)年度)	3.06%	能代市障がい者計画の 目標値を目指す

基本施策Ⅳ：地域福祉に関する活動への住民参加の促進

指 標	基準値	目標値 (令和 11 年度) (2029 年度)	目標値設定の考え方
ボランティアセンター登録者数	3,090 人 (R5(2023)年度)	3,300 人以上	能代市総合計画の 目標値を目指す
自治会・町内会の行事やボランティアへの協力など、市民活動に参加することを心がけている市民の割合（市民意識調査）	24.4% (R6(2024)年度)	50.0%以上	能代市総合計画の 目標値を目指す
地域の行事に参加している児童・生徒の割合	53.9% (R4(2022)年度)	75.0%以上	能代市総合計画の 目標値を目指す

基本施策Ⅴ：包括的な支援体制の整備

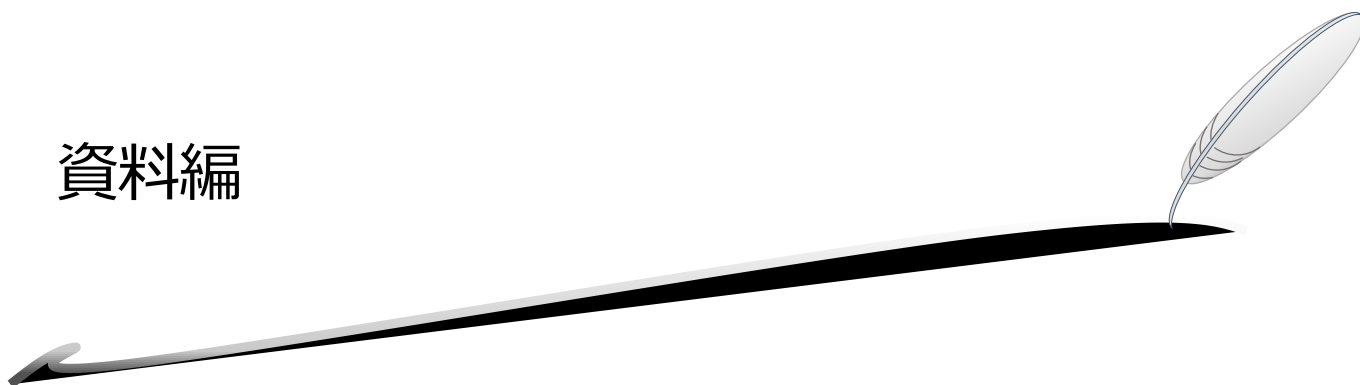
指 標	基準値	目標値 (令和 11 年度) (2029 年度)	目標値設定の考え方
重層的支援体制整備事業の実施（継続）	実施 (R6(2024)年度)	実施（継続）	社会福祉法第 106 条の 4に基づく実施
自殺による死亡率の減少 （人口 10 万人当たり）	17.0 (R5(2023)年度)	16.3 以下	能代市自殺対策計画の 目標値を目指す
心が健康だと思う市民の割合（市民意識調査） 【再掲】	57.7% (R6(2024)年度)	70.0%以上	能代市総合計画の 目標値を目指す

基本施策Ⅵ：災害時要援護者の支援

指 標	基準値	目標値 (令和 11 年度) (2029 年度)	目標値設定の考え方
災害などもしもの場合に普段から備えることを心がけている市民の割合（市民意識調査）	47.8% (R6(2024)年度)	55.0%以上	能代市総合計画の 目標値を目指す
自主防災組織数	167 組織 (R5(2023)年度)	218 組織以上	能代市総合計画の 目標値を目指す
福祉避難所数	4 箇所 (R5(2023)年度)	8 箇所	能代市障がい者計画の 目標値を目指す

※能代市総合計画とは、「第 2 次能代市総合計画・第 3 期実施計画」を指します

資料編



1. 能代市地域福祉計画推進委員会設置要綱

○能代市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成31年1月23日
能代市告示第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく能代市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に当たり、市民や学識経験者等の意見を反映させるため、能代市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 計画推進状況の評価及び進行管理に関する事。
- (3) その他総合的な地域福祉の推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉、高齢者、保健、子育て、教育又は防災に関しての学識経験のある者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 委員が会議に出席した場合は、費用弁償として、能代市職員等の旅費に関する条例（平成18年能代市条例第38号）に規定する7級に相当する額を支払うことができる。

（令3告示32・全部改正）

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年1月23日から施行する。

附 則（令和3年3月15日告示第32号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2. 能代市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

○能代市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

能代市社会福祉協議会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に規定する地域福祉を推進するための地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に当たり、市民や学識経験者等の意見を反映させるため、能代市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする

- (1) 計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 計画推進状況の評価及び進行管理に関する事。
- (3) その他総合的な地域福祉の推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 福祉、高齢者、保健、子育て、教育又は防災に関する学識経験のある者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、能代市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月23日から施行する。

3. 能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会名簿

番号	分 野	氏 名	所 属	備 考
1	関 係 団 体	自治会 能代地区	能代市自治会連合協議会 (会長)	
2		町内会 ニツ井地区	ニツ井地区区長連絡協議会 (会長)	
3		民生委員・児童委員 (能代)	浅内地区民生委員児童委員 協議会 (会長)	
4		民生委員・児童委員 (ニツ井)	ニツ井地区民生委員児童委 員協議会 (主任児童委員)	
5		ボランティア連絡協議会	ボランティア連絡協議会 (能代市赤十字奉仕団 委員長)	
6		権利擁護関係者	コスモス成年後見サポートセン ター秋田県支部	
7	関 係 会 議	能代市地域総合支援協議会	土橋 勝	能代市手をつなぐ育成会 (会長)
8		能代市こども・子育て会議	大越 直美	法人保育所連絡協議会 (さんさん保育園 園長)
9		能代市活力ある高齢化推進委 員会	袴田 光樹	県北地区介護支援専門員協 会 (会長)
10		能代市防災会議	渡辺 千明	木材高度加工研究所
11	関 係 機 関	秋田県山本地域振興局 福祉環境部	吉田 浩二	山本福祉事務所
12		地域包括支援センター (能代)	佐々木 美乃里	本庁地域包括支援センター (JCHO 秋田病院)
13		地域包括支援センター (ニツ井)	平川 洋子	ニツ井地域包括支援センター (ニツ井ふくし会)
14		障がい者基幹相談支援 センター	塚本 悠斗	障がい者基幹相談支援センタ ー (能代ふくし会)
15		教育関係者	藤田 元之	能代市教育研究所 能代市教育委員会 学校教育課参事

任期 (令和6 (2024) 年2月22日～令和8 (2026) 年2月21日まで)

4. 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5（2023）年 10月4日	○第1回能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議 ・第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画の策定について ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査の実施について
令和5（2023）年 10月24日	○第1回能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会 ・第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画の策定について ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査の実施について
令和5（2023）年11月～ 12月	○地域福祉についての住民アンケート調査を実施
令和5（2023）年12月～ 令和6（2024）年1月	○地域福祉についての民生委員・児童委員アンケート調査を実施
令和6（2024）年 2月15日	○第2回能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議 ・アンケート調査結果の報告
令和6（2024）年 2月22日	○第2回能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会 ・アンケート調査結果の報告
令和6（2024）年 9月18日	○第3回能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議 ・骨子案について
令和6（2024）年 9月30日	○第3回能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会 ・骨子案について
令和6（2024）年 10月25日	○第4回能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議 ・素案について
令和6（2024）年 11月7日	○第4回能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会 ・素案について
令和6（2024）年12月 16日～令和7（2025）年 1月15日	○計画素案に対するパブリックコメントの実施
令和7（2025）年 1月31日	○第5回能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議 ・計画案について
令和7（2025）年 2月14日	○第5回能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会 ・計画案について
令和7（2025）年3月	○第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定

5. 用語解説

あ行

■ICT

Information & Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー：情報通信技術）の略で、コンピュータやインターネットなどの情報通信技術を用いたコミュニケーションの総称です。

■アウトリーチ

アウトリーチ（Outreach）は、「外に手を伸ばす」ことを意味しており、福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことを意味しています

■アプリ

アプリケーションの略で、スマートフォンやタブレットなどのデバイス上で動作するソフトウェアを指します。特定の目的や用途を絞って作られており、特定の行動をするために設計されています。

■SNS

ソーシャルネットワーキングサービスを略したもので、インターネット上で、個人同士がつながれるような場所を提供しているサービスの総称です。

■NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体で、NPO法人は特定非営利活動促進法に基づき法人格を持った特定非営利活動法人を意味します。

か行

■共生型サービス

「共生型サービス」とは、高齢者と障がい児者が同一の事業所で訪問系サービス、通所系サービス、ショートステイなどのサービスを受けやすくするため、平成 30 年度から介護保険と障がい福祉の両方に位置付けられた制度です。

これにより、介護保険サービスまたは障がい福祉サービスの指定を受けている事業所の設備基準や人員基準の適用が緩和され、介護保険事業所は障がい福祉サービス事業所等の指定を、障がい福祉サービス事業者等は介護保険事業所の指定を受けやすくなります。

例えば、障がい福祉サービスの指定を受けている事業所が介護保険の「共生型サービス」の指定を申請した場合、障がい福祉サービスの指定基準を満たしていることをもって、介護保険サービス事業者として指定を受けることが可能となります。

■ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされる全ての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整すること。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられています。

介護保険におけるケアマネジメントとは、介護や支援が必要になった高齢者本人が、住み慣れた地域で、できるだけ自立して本人の希望する生活を営むことができるよう、介護保険サービスや医療、保健、社会資源などと本人のニーズとをつなぐ手法のことを意味しています。

■ケアマネジャー

介護支援専門員（ケアマネジャー）とは、要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う人で、要介護者や要支援者の人が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けている人のことを意味します。

■権利擁護センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々が、地域で自立した生活が送れるように支援し、その権利擁護に資することを目的とした事業です。

本市では、能代市社会福祉協議会に「権利擁護センター」が設置されています。

日常的な金銭管理に関する相談や財産管理、契約行為、遺産分割などの法律行為に関する相談、成年後見制度の利用に関する相談を受け付ける機関です。

■コーディネート

コーディネートは、関係する各々の人や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えることです。

■コーディネート・マッチング

福祉におけるコーディネート・マッチングとは、生活のしづらさに直面している人々や団体を、必要な社会支援や企業・団体とつなぐことです。

福祉におけるコーディネート・マッチングでは、本人の視点に立って、生活の継続に必要な社会支援を統合的に調整することが求められます。また、関係者の意見の違いを把握しながらお互いに協力できる範囲を見定め、忍耐強く調整しながら物事を進めていくことも重要です。

■コミュニティバス

一般に「コミュニティバス」とは、自治体が主体となって運行するバス全般を指しますが、主には既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのことで、地域のニーズや事情にあわせて柔軟な運行形態がとられています。

■災害時避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のことを意味しており、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等が想定されています。

■自助・共助・公助

防災対策において、それぞれの立場で役割を果たすことで、災害の被害を軽減するという考え方です。地域福祉の推進においてもこの考え方が取り入れられており、自分でできることは自分で行う「自助」、お互いに助け合う「共助」、行政が施策として行う「公助」を地域の実情に応じて適切に組み合わせ、地域福祉の推進を図ることを目指しています。

なお、地域福祉においては「共助」を「互助」と「共助」に細分化して、自助・互助・共助・公助の視点から推進するという考え方もありますが、この場合の「共助」とは介護保険制度などの組織的・制度的に地域の人々が支え合う仕組みのことを意味し、「互助」が地域の人々が協力して自発的に支え合うことを意味しています。

自助・互助・共助・公助に細分化した場合、「共助」の範囲が限定的で本市が関与できることが限られることから、本市においては自助・共助・公助の3つの視点から地域福祉を推進することとしています。

■巡回バス

主要な公共施設や病院、鉄道駅などを巡回するバスのように、特定の目的のために特定の場所（病院や福祉施設など）を順番に回るバスのことを意味しています。

■障がい者雇用率

障害者雇用促進法において、事業主は、障がい者（身体、知的、精神）の雇用割合を「法定雇用率」以上にする必要があります。

この「法定雇用率」は、事業主の社会連帯の理念にもとづいて、労働市場における一般労働者と同じ水準で障がい者に雇用機会を保障しようという目的で設定されています。

令和6年4月以降一民間企業：2.5%、国・地方自治体：2.8%、教育委員会：2.7%

令和8年7月以降一民間企業：2.7%、国・地方自治体：3.0%、教育委員会：2.9%

法定雇用率は、労働市場の状況等を勘案して概ね5年ごとに見直されています。

■市民後見人

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人などとして選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を展開する権利擁護の担い手のことです。

■生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度です。

市町村や県が実施主体となり、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め包括的な相談支援を行う自立相談支援事業（必須事業）と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業（任意事業）があり、自立相談支援機関において策定される自立支援計画に基づき、各種支援が行われます。

■生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、生活支援体制整備事業において、ニーズや地域資源の把握やネットワークの構築、ボランティアなどの生活支援の担い手の発掘・養成及び介護予防・生活支援サービスの創出支援を行い、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実をはかることを目的に活動します。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る人（成年後見人等）を選ぶことで、財産や権利、生活を守り本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つがあります。

■成年後見人等

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人を指します。

本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をする時に同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

■セーフティネット

セーフティネット（Safety net）とは本来「安全網」を意味しており、福祉の分野においては生活上の困難（病気、解雇、生計中心者の死亡など）が生じても、安心して生活を続けられるための制度などを指す言葉としても用いられています。

「セーフティネット」には、社会保険、雇用保険のように全ての人を対象とするものや、生活保護やひとり親家庭向け施策のようにそれぞれの事情に対応するものがあります。

こうした制度や仕組みが幾重にも張られていることで、人は困窮に陥ることなく日常を送ることができ、万が一、困難に直面したときも、社会の力を借りながら生活を再建することができます。

■ソーシャルワーク

ソーシャルワーク（Social work）とは社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決・緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイング（よい状態、幸せ）の状態を高めることを目指していくことを意味しています。

■地域共生社会

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）とされています。

■地域コミュニティ

地域の中では自治会（町内会）、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体など様々な団体が活動を行っており、地域コミュニティとは地域をよりよくするために活動する住民同士のつながりや集まりのことを意味します。

■地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されています。

高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域のケアマネジャーに対する支援といった活動を行っています。

■地域福祉コーディネーター

住民の地域福祉活動を支援するため、専門的な対応が必要な事例への対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源の開発といった活動を行っています。

■中核機関（成年後見制度利用促進における）

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする方が、必要な時に適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる機関です。

本市では能代市社会福祉協議会に「権利擁護センター」が設置されており、中核機関の役割を担っています。

■低所得者・世帯

一般的には住民税非課税世帯のことを指しますが、施策ごとに基準が異なります。

■デマンド型タクシー

予約に応じて運行する乗り合いのタクシーで、タクシーと路線バスの中間的な位置にある交通機関です。

■PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）からなる管理手法を意味しています。

■バリアフリー

障がいがある人などの社会参加を妨げている障壁（バリア：段差などの物理的なバリア、情報や制度などのバリア、人々の意識上のバリアなど）をなくしていくことをいいます。

■要配慮消費者

消費生活において特に配慮を要する高齢者、障がい者等のことを意味します。

第2期能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画

〔令和7年度～令和11年度〕

(2025年度～2029年度)

[編集発行]

能代市市民福祉部福祉課

〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号

TEL 0185-89-2152

FAX 0185-89-1771

URL <https://www.city.noshiro.lg.jp/>



社会福祉法人能代市社会福祉協議会

〒016-0817 秋田県能代市上町12番32号

能代ふれあいプラザ2F

TEL 0185-89-6000

FAX 0185-89-6800

URL <http://www.noshiroshakyo.jp/>



